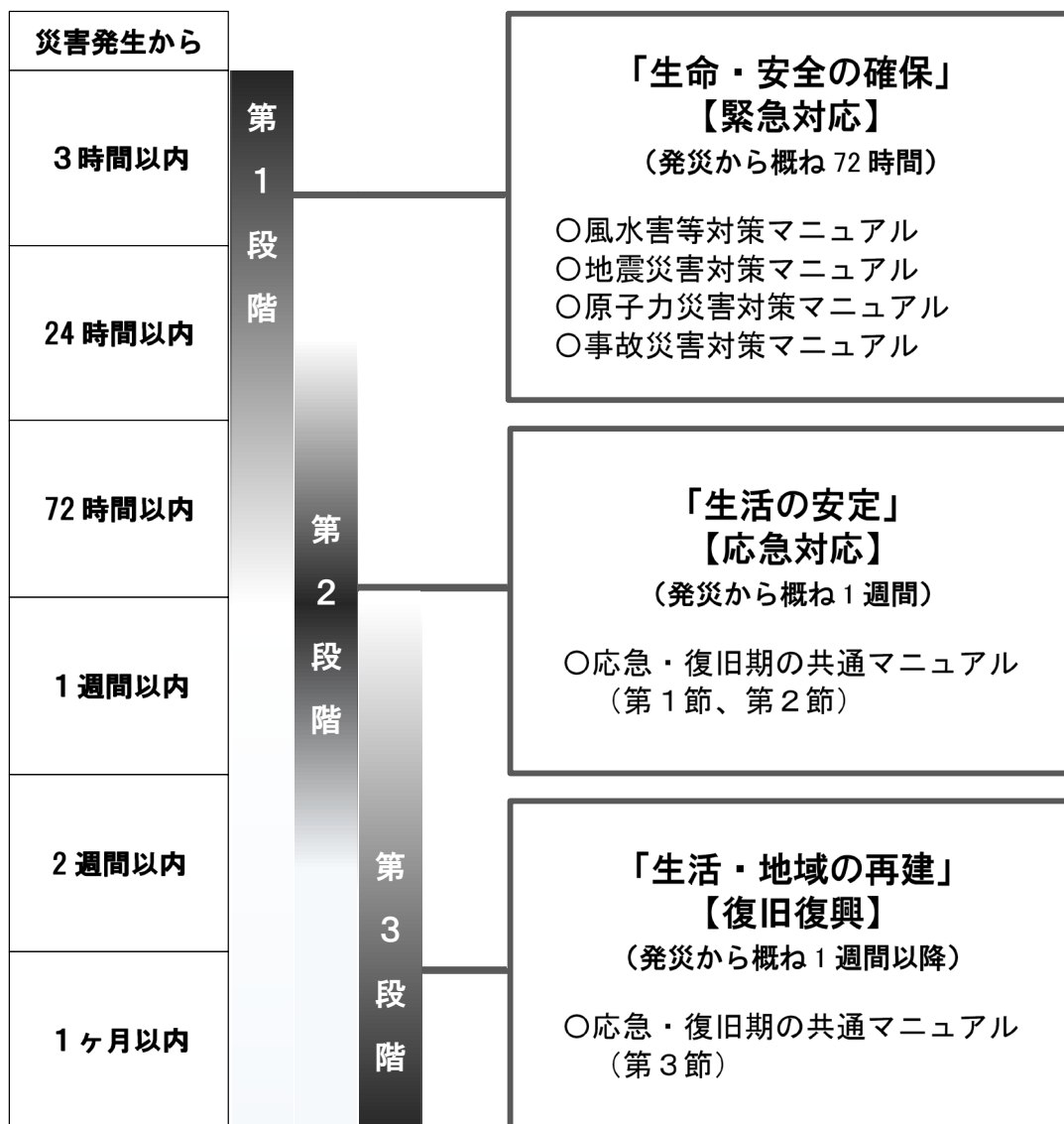


災害対応マニュアル編

業務実施時期の目安について

業務実施時期に設定する期間は、災害発生前または災害発生直後から市民生活が一定の落ち着きを取り戻すと考えられるまでの概ね1か月以内とし、内閣府の手引き等を参考に、次のような区分を目安とする。



災害対策本部体制時の事務分掌

1 対策本部

班名等	所属名	分掌事務
本部長	市長	1. 市災害対策本部の設置・廃止の決定 2. 避難情報の発令 3. 警戒区域の設定 4. 指定地方行政機関の職員の派遣要請 5. 指定行政機関または指定地方行政機関の職員の派遣のあつせん要請 6. 他市町長への応援要請 7. 県知事に対しての応援要請 8. 自衛隊の災害派遣要請 9. 警察署長との連絡調整 10. 救助隊の招集および出動命令
副本部長	副市長 教育長	○本部長を補佐し、副市長と教育長が副本部長となる。 副本部長は、それぞれ分担すべき分野を決め、部から情報を収集・分析するほか、本部長の指示を各部に伝達する。
統括管理	危機管理局長	○災害対応に関する各部長の統括・調整
本部員	議会議務局長 市長公室長 政策推進部長 総務部長 市民部長 健康福祉部長 環境経済部長 建設部長 建設部技監 こども家庭局長 教育部長 中消防署長 消防団長	○各部の災害対策応急活動を総括する責任者であり、部（局）長が本部員となる。 本部員は、各班長に業務を指示し、その遂行にあたらせる。
事務局長	危機管理課長	○災害対策本部設置から廃止までの間、庁内各班及び関係機関との連絡調整を行う。
事務局	事務局班 （危機管理課職員）	○災害対策本部会議室の準備 ○通信手段の確保
	総務班 （部局内課長補佐級職員）	○災害対策本部設置から廃止までの間、総務班として庁内各班及び関係機関との連絡調整を行う。 ○各部局への伝達 ○参集職員の宿泊場所および食料品の確保 ○各部局の災害対策情報の整理
	情報班	○災害対策支部、防災関係機関との情報交換および情報収集 ○情報の整理及び伝達
対策支部	各学区対策支部	支部長 ○対策支部の責任者 ○対策支部の鍵の管理 支部員 ○自治会からの情報収集 ○被災者の対応

		○情報の整理および伝達 ○備蓄食糧及び物資の調達および配布
--	--	----------------------------------

2 各部

部	班	任務分担
議会事務局 (議会事務局長)	議会班 (議事課長)	1. 災害に伴う議会運営（正副議長との調整、議場の管理、取締り）に関する事 2. 災害に伴う議員の行事に関する事 3. 議会災害対応連絡会議の設置に関する事 4. 議会事務局への来客の避難誘導、被災者の救出・支援に関する事 5. 職員及び議員の安否確認に関する事 6. 議会事務局の被災状況の確認と執務場所の確保に関する事 7. 議会事務局の電話・パソコンなどの情報端末機器の稼働の確認に関する事 8. 電気・水道などのインフラの確認に関する事 9. 議場・委員会室などの建物の被災状況の確認と会議場所の確保に関する事 10. 議場・委員会室の放送設備の確認に関する事 11. 市の災害対策本部等との連絡体制の確保に関する事 12. 災害関係情報の収集・整理、議員への発信に関する事
危機管理局 (危機管理局長)	危機管理班 (危機管理課長)	1. 災害対策本部事務局の連絡調整に関する事 2. 防災配備の連絡調整に関する事 3. 栗東市消防団との連絡調整に関する事 4. 自衛隊の災害派遣要請に関する事 5. 関係機関への要請（人員・物資関係）県・他市・他団体に関する事 6. 関係機関への依頼・要請（建設工業会等各協定業者へ）に関する事
市長公室 (市長公室長)	秘書広聴班 (秘書広聴課長)	1. 視察見舞のための来庁者への応対に関する事
	健康運動公園整備事業推進班 (健康運動公園整備事業推進課長)	1. 災害対策県本部、地方本部等への連絡に関する事 2. 関係機関への対策に関する事 3. 視察見舞のための来庁者への接遇に関する事 4. 健康運動公園施設の被害調査およびその対策に関する事
	企業立地推進班 (企業立地推進課長)	1. 他班実施事項の応援に関する事
政策推進部 (政策推進部長)	広報班 (広報課長)	1. 災害関係の広報活動に関する事 2. 報道機関との連絡調整に関する事 3. 市ホームページ・SNS等による情報発信に関する事
	政策調整班 (政策調整課長)	1. 指定管理者制度（※災害対応）に関する事
	地方創生企画班 (地方創生企画課長)	1. 災害関係の広報活動に関する事 2. 報道機関との連絡に関する事

部	班	任務分担
	情報政策班 (情報政策課長)	1. 住民基本データベースの保守に関する事 2. 個人番号利用事務(基幹)系情報システムの運用管理及び調整に関する事 3. 庁内ネットワーク、地域イントラネットの運用管理に関する事 4. L G W A N との接続及び運用管理に関する事 5. L G W A N 接続系・インターネット接続系情報システムの運用管理及び調整に関する事 6. L G W A N 接続系・インターネット接続系システムの電算処理及び連絡調整に関する事 7. 個人番号利用事務(基幹)系情報システムの端末・プリンタ等の管理に関する事 8. L G W A N 接続系・インターネット接続系情報システムの端末・プリンタ等の管理に関する事 9. 情報セキュリティに関する事
総務部 (総務部長) 会計課 監査委員事務局	総務班 (総務課長)	1. 他班実施事項の応援に関する事
	人事班 (人事課長)	1. 職員の動員、派遣に関する事 2. 災害関係文書の受付配付および発送に関する事 3. 職員の給食に関する事 4. 災害に伴う被災地区の行政指導に関する事
	財政班 (財政課長)	1. 災害時の車両等の確保および配車に関する事 2. 庁舎施設の使用管理ならびに災害対策に関する事 3. 市有財産の災害対策に関する事 4. 災害関係予算に関する事 5. 入札及び契約に関する事
	会計班 (会計課長)	1. 寄付金の受理に関する事 2. 庁用資材備品等の用度調達に関する事 3. 災害関係経費の支出に関する事
	監査委員事務局班 (監査委員事務局長)	1. 寄付金の受理に関する事 2. 庁用資材備品等の用度調達に関する事 3. 災害関係経費の支出に関する事
市民部 (市民部長)	自治振興班 (自治振興課長)	1. ボランティア関係団体との連絡調整に関する事 2. ボランティアの受入れに関する事 3. 管轄する市立建築物の災害予防(二次災害の予防)に関する事 4. 管轄する市立建築物の被害調査に関する事
	税務班 (税務課長)	1. 家屋等の災害状況調査に関する事 2. 災害に伴う市税減免等の対策に関する事
	人権擁護班 (人権擁護課長)	1. ひだまりの家施設の災害対策及び実施に関する事
	ひだまりの家班 (ひだまりの家所長)	1. ひだまりの家施設の災害対策及び実施に関する事
	総合窓口班 (総合窓口課長)	1. 死体の埋火葬許可に関する事 2. 安否情報の収集・提供に関する事 3. 転出入の取扱いに関する事 4. 被災者からの問い合わせ、相談、要望に関する事 5. 防災台帳の作成及び被災証明の発行に関する事

部	班	任務分担
健康福祉部 (健康福祉部長)	社会福祉班 (社会福祉課長)	1. 避難所開設に向けた準備に関すること 2. 避難所の運営に関すること 3. 災害時避難行動要支援者の災害対策に関すること 4. 日本赤十字社その他福祉関係団体との連絡調整に関すること 5. 福祉避難所の開設に関する協議(社会福祉協議会との調整)に関すること 6. 死体の収容および埋火葬に関すること 7. 避難所での支援物資の受入、配布に関すること 8. 日本赤十字社義援金の受入に関すること 9. 被災者に対する生活保護に関すること 10. 被災者に対する各種給付金の支払に関すること
	障がい福祉班 (障がい福祉課長)	1. 避難所の運営に関すること 2. 福祉避難所の開設に関する協議(社会福祉協議会との調整)に関すること 3. 管轄する市立建築物の被害調査に関すること 4. 死体の収容および埋火葬に関すること 5. 管轄する市立建築物の二次災害の予防対策に関すること 6. 避難所での支援物資の受入、配布に関すること
	長寿福祉班 (長寿福祉課長)	1. 避難所の運営に関すること 2. 福祉避難所の開設に関する協議(社会福祉協議会との調整)に関すること 3. 管轄する市立建築物の被害調査に関すること 4. 介護保険サービス事業所の被害状況の調査報告に関すること 5. 居宅介護支援事業所の被害状況の調査報告に関すること 6. 死体の収容および埋火葬に関すること 7. 管轄する市立建築物の二次災害の予防対策に関すること 8. 避難所での支援物資の受入、配布に関すること 9. 地域包括支援センターとの連絡調整(BCPに沿った行動指示)に関すること
	保険年金班 (保険年金課長)	1. 避難所の運営に関すること 2. 福祉避難所の開設に関する協議(社会福祉協議会との調整)に関すること 3. 死体の収容および埋火葬に関すること 4. 避難所での支援物資の受入、配布に関すること
	健康増進班 (健康増進課長)	1. 避難所の運営に関すること 2. 感染症の発生と流行の防止に関すること 3. 保健所との連絡(医療に関する情報、感染症対策に関すること)に関すること 4. 管轄する市立建築物の被害調査に関すること 5. 医療機関の被災状況の調査・情報収集に関すること 6. 医療・助産の情報収集と調整に関すること 7. 避難生活における保健指導に関すること 8. 管轄する市立建築物の二次災害の予防対策に関すること

部	班	任務分担
環境経済部 (環境経済部長) 農業委員会事務局	環境政策班 (環境政策課長)	1. 災害廃棄物処理実行計画の策定等に関する事 2. 被災状況の把握に関する事 3. 仮設便所の設置・し尿処理等に関する事 4. 生活ごみ等一般廃棄物処理に関する事 5. がれき等災害廃棄物処理に関する事 6. 危険動物の災害逸走に関する事 7. 汚染物質の流出防止に関する事
	環境施設整備班 (環境施設整備課長)	1. 被害状況の把握（ごみ処理施設・最終処分場）に関する事 2. 生活ごみ等一般廃棄物処理に関する事 3. 一般廃棄物の区域外処理に関する事
	農林班 (農林課長)	1. 被害状況把握（農林業施設）に関する事 2. 防災重点ため池（特定農業用ため池）の状況把握及び災害対策に関する事 3. 農林業関係団体との連絡調整に関する事 4. 農林業関係災害の応急措置および災害対策に関する事 5. 災害応急用木材、薪炭等林産物の需給調整ならびに救援資材の受入保管ならびに配分に関する事 6. 災害時における農作物病虫害防除に関する事
	商工観光労政班 (商工観光労政課長)	1. 所管施設の被害状況把握及び保全に関する事 2. 観光案内所の連絡調整に関する事 3. 市内に滞在する来訪者（観光客）への対応に関する事 4. 経済団体及び商工業事業者の被害調査に関する事 5. 観光施設の被害調査に関する事 6. 中小企業の経営相談に関する事 7. 中小企業の金融相談及び融資に関する事
	農業委員会事務局班 (農業委員会事務局長)	1. 災害に伴う農業委員会運営の応急対応に関する事
建設部 (建設部長) (建設部技監)	都市計画班 (都市計画課長)	1. 都市公園施設等の被害調査およびその対策に関する事
	土木交通班 (土木交通課長)	1. 土木関係被害状況の調査に関する事 2. 交通不能個所の調査およびその対策に関する事 3. 道路交通事情の把握と関係機関との連絡調整および対策に関する事 4. 管轄する市立建築物の被害調査に関する事 5. 国・県管理の道路・河川の調整に関する事 6. 道路河川等土木関係災害の応急措置および復旧処置など災害対策に関する事 7. 災害対策用の工事資材の調達管理に関する事 8. 応急対策実施のための用地借入および補償に関する事 9. 急傾斜地の災害対策に関する事 10. 管轄する市立建築物の災害予防（二次災害の予防）に関する事

部	班	任務分担
	道路・河川班 (道路・河川課長)	1. 土木関係被害状況の調査に関すること 2. 交通不能個所の調査およびその対策に関すること 3. 道路交通事情の把握と関係機関との連絡調整および対策に関すること 4. 国・県管理の道路・河川の調整に関すること 5. 道路河川等土木関係災害の応急措置および復旧処置など災害対策に関すること 6. 災害対策用の工事資材の調達管理に関すること 7. 応急対策実施のための用地借入および補償に関すること
	住宅班 (住宅課長)	1. 市営住宅の災害対策（応急措置・復旧措置を含む）に関すること 2. 被災建築物応急危険度判定に関すること 3. 被災宅地危険度判定に関すること 4. 応急仮設住宅の設置及び応急修理に関すること 5. 応急仮設住宅の入居者の決定に関すること 6. 宅地造成地の復旧指導に関すること
上下水道事業所 (上下水道事業所長)	上下水道班 (上下水道課長)	1. 応急給水活動に関すること 2. 上下水道施設の緊急点検調査に関すること 3. 上下水道施設に係る関係機関との連絡調整・支援要請に関すること 4. 上水道水源地の緊急措置に関すること 5. 上水道水源地の応急復旧に関すること 6. 上下水道施設（水源地以外）の緊急措置に関すること 7. 上下水道施設（水源地以外）の一次調査に関すること 8. 上下水道施設（水源地以外）の応急復旧に関すること
こども家庭局	幼児班 (幼児課長) (幼児課参事)	1. 避難所の運営に関すること 2. 管轄する市立建築物の被害調査に関すること 3. 園児に対する災害対策および実施に関すること 4. 被災園児に対する教育に関すること 5. 管轄する市立建築物の災害予防（二次災害の予防）に関すること 6. 園の災害対策及び応急措置に関すること 7. 被災園児の学用品に関すること
	子育て支援班 (子育て支援課長)	1. 避難所の運営に関すること 2. 管轄する市立建築物の被害調査に関すること 3. 管轄する市立建築物の災害予防（二次災害の予防）に関すること 4. 児童館の災害対策及び応急措置に関すること 5. 応急学童保育の実施に関すること
	発達支援班 (発達支援課長)	1. 避難所の運営に関すること 2. 発達支援事業の管理運営、パニックをおこした人への対応に関すること 3. 児童発達支援センター利用者の安否確認に関すること

部	班	任務分担
	こども家庭センター班 (こども家庭センター所長)	1. 避難所の運営に関すること 2. 保健所との連絡(母子保健に関すること)に関すること 3. 医療機関の被災状況調査、情報収集に関すること 4. 医療・助産の情報収集と調整に関すること 5. 児童育成支援拠点建築物の被害調査に関すること 6. 児童育成支援拠点建築物の被害調査(二次災害の予防)に関すること 7. 避難生活における保健指導に関すること
教育委員会 (教育部長)	教育総務班 (教育総務課長)	1. 災害時における教育行政の総合調整、職員の安否確認に関すること 2. 管轄する市立建築物の被害調査、災害状況の確認に関すること 3. 教育関係、義援金品の受領、保管、配分に関すること 4. 教育施設の災害対策および実施に関すること 5. 学校教育財産(市内県施設も含む)を避難所に開放することに関すること 6. 学校給食施設の災害対策および実施に関すること 7. 炊出しに関すること
	学校教育班 (学校教育課長)	1. 管理職・教職員の災害対策のための動員派遣、避難所の確保に関すること 2. 園児・児童生徒に対する災害対策及び実施、安否確認に関すること 3. 被災児童生徒に対する教育に関すること 4. 災害時における学校その他教育に係る環境衛生に関すること 5. 被災児童生徒の学用品に関すること
	生涯学習班 (生涯学習課長)	1. 所管する社会教育施設の災害対策、施設の確認に関すること 2. 青少年教育施設の災害対策、施設の確認、宿泊者の安否確認に関すること 3. 災害活動に協力する青年団体、社会教育団体等の連絡調整に関すること
	スポーツ・文化振興班 (スポーツ・文化振興課長)	1. 所管する社会教育施設の災害対策、施設の維持管理、被害状況の確認に関すること 2. 文化財の被害状況調査に関すること 3. 出土文化財センターの連絡調整、被害状況の確認に関すること 4. 国及び県等助成金申請及び抛出事務に関すること 5. 係の予算執行及び庶務に関すること 6. 歴史民俗博物館ホームページの運用に関すること 7. 歴史民俗博物館の予算執行及び庶務に関すること 8. 歴史民俗博物館施設の維持管理、被害状況の確認に関すること 9. 歴史民俗博物館収蔵庫の維持管理、被害状況の確認に関すること 10. 歴史民俗博物館収蔵資料の保存、被災文化財の受け入れに関すること
	国スポ・障スポ推進班 (国スポ・障スポ推進課長)	1. 県、競技団体等との連絡調整に関すること

部	班	任務分担
	図書館班 (図書館長)	1. 建物及び物品の維持管理、被害状況の確認に関すること 2. 諸証明サービスコーナーとの連携、被害状況の確認に関すること 3. 資料の保管、被害状況の確認に関すること 4. 書庫の維持管理、被害状況の確認に関すること 5. 関係機関との連絡及び調整に関すること 6. 図書館の庶務に関すること
湖南広域消防局 (湖南広域消防局長)	中消防署 (中消防署長)	1. 気象情報、雨量水位情報の収集及び記録に関すること 2. 各種警報発令に関すること 3. 現場防災活動整備に関すること 4. 救助活動に関すること 5. 栗東市自衛消防連絡協議会との調整に関すること

栗東市地域防災計画

災害対策マニュアル編

目 次

風水害等対策マニュアル	1
第1節 体制の確立	3
第1 風水害配備体制	3
(1) 気象予警報等の把握	3
(2) 配備体制の確立、職員の動員、警戒1号・警戒2号体制	4
(3) 災害警戒本部の設置、運営および廃止	5
(4) 災害対策本部の設置、運営および廃止	7
(5) 職員の証票	10
第2節 災害対応のコーディネート	11
第1 情報収集・整理・伝達	11
(1) 通信連絡体制の確立	11
(2) 被害状況等の把握および被害調査	12
(3) 被害情報の収集・整理、被害情報の報告	13
(4) 広報	14
(5) 広聴	15
(6) 安否情報の提供	16
第2 災害救助法の適用	17
(1) 災害救助法の適用基準、被害の認定基準、災害救助法の適用手続き	17
(2) 災害救助法による救助の実施、救助の実施状況の記録および報告	18
第3 緊急輸送体制の整備	19
(1) 緊急輸送ネットワークの整備、交通の確保	19
(2) 緊急通行車両の手続き、輸送手段の確保	21
(3) 緊急輸送の実施	23
第4 応援の要請、受入れ	24
(1) 応援の要請、受援体制の確立、応援部隊の撤収	24
(2) 従事命令、協力命令	26
第3節 生命を守るための対策	28
第1 避難	28
(1) 避難情報の発令	28
(2) 警戒区域の設定	29
(3) 緊急避難場所、避難所等の設置	30
(4) 避難誘導	32
(5) 避難行動要支援者の避難支援	33
(6) 帰宅困難者対策	36
第2 水防	37

(1) 緊急調査の実施.....	37
(2) 応急措置の実施.....	39
(3) 河川障害物の除去.....	40
第3 消防、救急・救助.....	41
(1) 消防.....	41
(3) 消防、救急・救助の応援要請.....	45
第4 医療・救護活動.....	46
(1) 医療救護体制の確立、救護所の設置.....	46
(2) 医療救護活動.....	48
(3) 医薬品等の調達.....	49
第5 危険物等の二次災害防止活動.....	50
(1) 危険物施設、火薬および高圧ガス貯蔵施設、毒物劇物等貯蔵施設、毒物劇物・ 危険物等流出、放射性物質取扱施設等の応急対策.....	50
(2) 特定動物による危害防止対策.....	51
第6 その他施設の二次災害防止活動.....	52
(1) 河川管理施設等の応急対策.....	52
(2) 農林業施設等の応急対策.....	54
(3) 土砂災害に関する応急対策.....	55
地震災害対策マニュアル.....	57
第1節 体制の確立.....	59
第1 地震災害配備体制.....	59
(1) 地震情報の収集.....	59
(2) 配備体制の確立、職員の動員、警戒1号体制.....	60
(3) 災害警戒本部の設置および廃止.....	61
(4) 災害対策本部の設置および廃止、災害対策本部が設置されるまでの緊急体制	63
(5) 職員の証票.....	65
第2節 災害対応のコーディネート.....	66
第1 情報収集・整理・伝達.....	66
(1) 通信連絡体制の確立.....	66
(2) 被害状況等の把握および被害調査.....	67
(3) 被害情報の収集・整理、被害情報の報告.....	68
(4) 広報.....	69
(5) 広聴.....	70
(6) 安否情報の提供.....	71
第2 災害救助法の適用.....	72
(1) 災害救助法の適用基準、被害の認定基準、災害救助法の適用手続き.....	72
(2) 災害救助法による救助の実施、救助の実施状況の記録および報告.....	73
第3 緊急輸送体制の整備.....	74
(1) 緊急輸送ネットワークの整備、交通の確保.....	74
(2) 緊急通行車両の手続き、輸送手段の確保.....	76

(3) 緊急輸送の実施.....	78
第4 応援の要請、受入れ	79
(1) 応援の要請、受援体制の確立、応援部隊の撤収.....	79
(2) 従事命令、協力命令.....	80
第3節 生命を守るための対策	82
第1 避難	82
(1) 避難情報の発令.....	82
(2) 警戒区域の設定.....	83
(3) 緊急避難場所、避難所等の開設.....	84
(4) 避難誘導	86
(5) 避難行動要支援者の避難支援	87
(6) 帰宅困難者対策.....	90
第2 水防	91
(1) 緊急調査の実施.....	91
(2) 応急措置の実施.....	93
第3 消防、救急・救助.....	94
(1) 消防.....	94
(2) 救急・救助.....	96
(3) 消防、救急・救助の応援要請	97
第4 医療・救護活動	98
(1) 医療救護体制の確立、救護所の設置	98
(2) 医療救護活動	100
(3) 医薬品等の調達.....	101
第5 危険物等の二次災害防止活動.....	102
(1) 危険物施設、火薬および高圧ガス貯蔵施設、毒物劇物等貯蔵施設、毒物劇物・ 危険物等流出、放射性物質取扱施設等の応急対策	102
(2) 特定動物による危害防止対策	103
第6 その他施設の二次災害防止活動.....	104
(1) 公共施設応急対策	104
(2) 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定の実施	105
(4) 河川管理施設等の応急対策.....	108
(5) 農林業施設等の応急対策	109
(6) 土砂災害に関する応急対策.....	110
(7) 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止対策	112
原子力災害対策マニュアル	113
第1節 体制の確立	115
第1 原子力災害配備体制	115
(1) 緊急事態の把握.....	115
(2) 配備体制の確立、職員の動員、警戒2号体制.....	116
(3) 災害警戒本部の設置、運営および廃止.....	117
(4) 災害対策本部体制の設置、運営および廃止.....	118

(5) 職員の証票.....	121
第2節 災害対応のコーディネート	122
第1 情報収集・整理・伝達	122
(1) 通信連絡体制の確立.....	122
(2) 被害状況等の把握および被害調査.....	123
(3) 被害情報の収集・整理、被害情報の報告.....	124
(4) 広報.....	125
(5) 広聴.....	126
(6) 安否情報の提供.....	127
第3節 生命を守るための対策	128
第1 原子力災害対応	128
(1) 緊急時モニタリング等の実施.....	128
(2) 避難、屋内退避等の防護措置.....	129
(3) 安定ヨウ素剤予防の服用.....	130
(4) 住民等への情報伝達、相談活動.....	131
(5) 飲食物の摂取制限等.....	133
(6) 原子力災害医療.....	134
(7) 業務継続に係る措置.....	135
(8) 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故.....	136
事故災害対策マニュアル	137
第1節 体制の確立	139
第1 事故災害配備体制	139
(1) 突発的な事故等の把握.....	139
(2) 配備体制、動員、初動対策班、事故対策本部の設置および廃止.....	140
第2節 災害対応のコーディネート	142
第1 情報収集・整理・伝達	142
(1) 事故情報の収集・整理.....	142
(2) 広報.....	143
第3節 生命を守るための対策	144
第1 事故災害対応	144
(1) 情報の収集・連絡系統.....	144
(2) 消防、救急・救助.....	145
(3) 警戒区域の設定.....	148
(4) 避難、行方不明者の搜索、広報.....	149
応急・復旧期の共通マニュアル	151
第1節 生活を守るための対策	153
第1 避難生活支援	153
(1) 避難所の運営.....	153
(2) 広域一時滞在.....	158
(3) 避難所の閉鎖.....	160

第2 飲料水・食料・生活必需品等の供給	162
(1) 給水計画	162
(2) 食料供給計画	163
(3) 生活必需品等供給計画	165
(4) 燃料供給計画	167
第3 要配慮者対策	168
(1) 避難所における要配慮者支援	168
(2) 福祉避難所等の開設・運営・閉鎖、緊急入所等の実施	171
第4 行方不明者の捜索および遺体の火葬等	175
(1) 行方不明者の捜索	175
(2) 遺体の発見時の連絡および処理、遺体の収容、遺体の引渡し	176
(3) 遺体の火葬	178
第5 防疫、保健衛生	180
(1) 保健活動、災害時食品衛生・環境衛生対策、浴場の利用・供給	180
(2) 防疫活動	184
(3) 愛玩動物救護等対策	185
第6 ライフラインの応急復旧	186
(1) 電力施設、ガス施設、通信・放送施設、鉄道施設の応急復旧	186
(2) 上水道施設の応急復旧	187
(3) 下水道施設の応急復旧	188
(4) 農業用集落排水処理施設の応急復旧	190
第2節 復旧への足がかり	191
第1 住宅対策	191
(1) 応急仮設住宅の設置・供与	191
(2) 被災住宅の応急修理	193
(3) 被災住宅の障害物除去	194
第2 災害廃棄物処理	195
(1) 組織体制・指揮命令系統・連絡体制の確立、情報収集・連絡調整等	195
(2) 災害廃棄物発生量・要処理量・処理可能量の把握	196
(3) 処理体制の構築	197
(4) 住民への情報提供、災害ボランティアへの情報提供	200
(5) 災害廃棄物処理に係る応援要請	201
(6) 災害廃棄物処理実行計画の策定、災害廃棄物処理の実施	202
第3 学校等における応急対策	204
(1) 児童等の安否確認	204
(2) 文教施設等の応急対策	205
(3) 応急教育	207
(4) 応急保育	208
(5) 教科書等の調達および支給	209
第4 文化財の応急対策	210
第5 ボランティアの受入れ	211
第6 義援金品の配分	214

(1) 義援金の募集・配分.....	214
(2) 義援物資の募集・配分.....	216
第3節 被災者の生活再建支援.....	218
第1 市民生活の支援.....	218
(1) 罹災証明書の発行・被災者台帳の作成等.....	218
(2) 災害弔慰金等の支給、生活資金の貸付.....	220
(3) 被災者生活再建支援金の支給.....	221
(4) 市税等の徴収猶予・減免等.....	222
第2 住宅の復興.....	223
(1) 住宅復興計画の策定.....	223
(2) 公営住宅等の建設・活用、被災者住宅の再建支援、住宅再建に関する相談・ 情報提供.....	224
(3) 市税の減免等の措置.....	225
第3 雇用の安定と雇用機会の確保.....	226
第4 郵政事業の特例措置.....	227
第5 治安の確保および交通対策.....	228
(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除.....	228
(2) 交通対策、防犯対策.....	229
第4節 企業等の再建支援.....	230
第1 商工業の再建支援.....	230
(1) 被災状況の把握、再建資金の融資.....	230
(2) 市税等の徴収猶予・減免等.....	231
(3) 再建に向けた相談・情報提供等の実施.....	232
第2 農林業の再建支援.....	233
(1) 被災状況の把握、再建資金の融資.....	233
(2) 市税等の徴収猶予・減免等.....	234
(3) 再建に向けた相談・情報提供等の実施.....	235
第5節 公共施設の災害復旧.....	236
第1 災害復旧事業に係る査定.....	236
第2 激甚災害の指定.....	237
第3 災害復旧資金計画.....	238
第4 災害復旧事業の実施.....	239
第6節 災害復興.....	240
第1 計画的な地域復興の推進.....	240
第2 原子力災害時の中長期対策.....	242
(1) 環境放射線モニタリングへの協力、影響調査の実施等.....	242
(2) 風評被害等の影響の軽減.....	243
(3) 各種制限措置の解除.....	244
(4) 被災者等の生活再建等の支援.....	245
地域住民マニュアル.....	247
第1節 風水害等の対策.....	249

第1 情報の収集.....	249
第2 避難	250
第3 避難所運営.....	250
第2節 地震災害対策.....	251
第1 情報の収集.....	251
第2 出火防止、初期消火	251
第3 救出・救護	251
第4 避難	251
第5 避難所運営.....	252
第6 給食・給水	252

風水害等対策マニュアル

第1節 体制の確立

第1 風水害配備体制

(1) 気象予警報等の把握

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前					
1 危機管理局、建設部は、気象予警報等を把握する	1-1	危機管理課 土木交通課 (勤務時間外は宿直)	市防災情報システムを稼働するとともに、防災関係機関（彦根地方気象台、県、草津警察署、中消防署等）から発表伝達される情報を受信する	63	資料集 3-1, 3-2
	1-2	危機管理課 土木交通課 (勤務時間外は宿直)	テレビ、インターネット、県土木防災情報システム、河川監視カメラ等の情報をモニタリングする	63	
	1-3	危機管理課 土木交通課 (勤務時間外は宿直)	警戒1号または警戒2号体制の動員配備基準に該当する情報を確認したときは、危機管理局長、危機管理課長に連絡する	63	
業務実施時期：発災直後～					
2 各部は、気象に関する情報を伝達する	2-1	危機管理課	Jアラートや県防災行政無線の一斉通報により、気象の予警報等の通報を受けたときは、同報系防災行政無線や市ホームページ、メール配信等で住民に伝達する	63	
	2-2	危機管理課	予警報等の内容で特に必要があるものと認めるものについて、職員参集メールや庁内グループウェアシステム、チャットツール、庁内放送設備、庁内電話、移動系防災行政無線等により連絡する	63	
	2-3	各課	住民、市職員、消防職員、警察官等から異常な現象（崖くずれ、洪水等）の通報を受けたときは、各課に共有する	63	
	2-4	危機管理課	異常な現象の内容について、県（南部土木事務所）、草津警察署、彦根地方気象台（著しく異常な気象現象で暴風、大雨のおそれがある場合に限る）、中消防署、関係機関に通報する	63	
	2-5	中消防署	市長が火災警報を発令したときは、湖南広域行政組合火災予防条例第30条の内容について、火災予防広報を行う	64	

(2) 配備体制の確立、職員の動員、警戒1号・警戒2号体制

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前					
1 各部は、警戒1号または警戒2号体制を確立する	1-1	危機管理課	動員配備基準に基づいた体制を確認する	64	
	1-2	各課	動員配備基準に基づき警戒1号または警戒2号配備職員はただちに勤務場所に参集する	65	
	1-3	危機管理課	対象職員に参集を周知し、職員参集状況を把握する	65	
業務実施時期：発災前					
2 危機管理局、環境経済部、建設部は、情報収集・整理・伝達を行う	2-1	危機管理課 土木交通課	防災関係機関（彦根地方気象台、県、草津警察署、中消防署等）から伝達される情報を受信する	65	
	2-2	危機管理課 土木交通課	テレビ、インターネット、県土木防災情報システム、河川監視カメラ等の情報をモニタリングする	65	
	2-3	危機管理課 土木交通課	発表されている気象予警報等を整理するとともに、今後の雨量の予測情報等を把握する	65	
	2-4	農林課 都市計画課 土木交通課 道路・河川課	必要に応じて、重要水防箇所等のパトロールを行う	65	
	2-5	危機管理課	収集した情報を整理する	65	
	2-6	危機管理課	整理した情報により、天候や状況が悪化することが予測できる場合は、危機管理局长、副市長及び市長と協議の上、災害警戒本部体制の準備を行う	65	
業務実施時期：発災前					
3 各部は警戒1号または警戒2号体制を解除する	3-1	危機管理課	市長、副市長に連絡し、協議のうえ、災害警戒本部または災害対策本部への移行あるいは警戒1号または警戒2号体制の解除を決定する	66	
	3-2	各課	基準により警戒1号または警戒2号体制を解除する	66	
	3-3	危機管理課	災害警戒本部または災害対策本部体制へ移行するときは、関係職員に伝達する	66	

(3) 災害警戒本部の設置、運営および廃止

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前～						
1	危機管理局、建設部、環境経済部は、気象予警報、災害関連情報等を把握する	1-1	危機管理課 土木交通課	防災関係機関（彦根地方気象台、県、草津警察署、中消防署等）から発表伝達される情報を受信する	66	資料集 3-1, 3-2
		1-2	危機管理課 土木交通課	テレビ、インターネット、県土木防災情報システム、河川監視カメラ等の情報をモニタリングする	66	
		1-3	危機管理課 土木交通課	発表されている気象予警報等を整理するとともに、今後の雨量の予測情報等を把握する	66	
		1-4	土木交通課 道路・河川課 都市計画課 農林課	必要に応じて、重要水防箇所等のパトロールを行う	66	
		1-5	危機管理課	市内で小規模の局地的な災害の発生が確認されたとき、または、災害発生が予測されるときは、副市長に連絡する	66	
		1-6	危機管理課	副市長の決定を受け、災害警戒本部を設置する	66	資料集 3-3
業務実施時期：発災前～						
2	危機管理局は、災害警戒本部体制を確立する	2-1	危機管理課	副市長の判断を受け、決定された配備体制を確認する	66	
		2-2	危機管理課	職員参集メールや庁内グループウェアシステム、電話、庁内放送施設、チャットツール等（勤務時間外は、電話、職員参集メール）により各部または参集が必要な職員に動員を伝達する	66	
		2-3	危機管理課	職員参集状況を把握する	66	
業務実施時期：発災前～						
3	危機管理局、政策推進部は、災害警戒本部を設置する	3-1	危機管理課	副市長の決定を受け、栗東市危機管理センター内に栗東市災害警戒本部を設営する	66	
		3-2	危機管理課	災害警戒本部運営に必要な書類・資機材等を準備する	66	

		3-3	危機管理課	災害警戒本部設置について、市職員、県、防災関係機関等に連絡する	66	
		3-4	広報課	災害警戒本部設置について住民に広報する	66	
業務実施時期：発災前～						
4	危機管理局、政策推進部は、災害警戒本部を運営する	4-1	危機管理課	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する	66	
		4-2	危機管理課	本部長の判断を受け、災害警戒本部会議の開催準備を行う	66	
		4-3	危機管理課	災害警戒本部会議を開催し、当面の市の対応方針を決定する	66	
		4-4	危機管理課	当面の市の対応方針を市職員、県、防災関係機関等に報告する	66	
		4-5	広報課	当面の市の対応方針について、住民に広報する	66	
業務実施時期：発災前～						
5	危機管理局、政策推進部は、災害警戒本部を廃止する	5-1	危機管理課	適宜、国や県と連絡調整するとともに、雨量や河川水位等を県土木防災情報システムで、隣接市の災害発生状況等を県防災情報システムで確認する	66	
		5-2	危機管理課	災害警戒本部会議を開催し、市長と協議のうえ、災害対策本部への移行または災害警戒本部の廃止を決定する	67	
		5-3	危機管理課	災害警戒本部の廃止について、県、防災関係機関等に連絡する	67	
		5-4	広報課	災害警戒本部廃止について住民に広報する	67	
業務実施時期：発災前～						
6	危機管理局は、災害警戒本部体制を解除する	6-1	危機管理課	副市長の判断を受け、災害警戒本部体制を解除する	67	
		6-2	危機管理課	災害警戒本部体制の解除が決定されたときは、庁内放送、電話等により動員職員に伝達する	67	
		6-3	危機管理課	災害対策本部体制へ移行するときは、関係職員に伝達する	67	

(4) 災害対策本部の設置、運営および廃止

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前～					
1	危機管理局、環境経済部、建設部は、気象予警報、災害関連情報等を把握する	1-1	危機管理課 都市計画課 土木交通課 道路・河川課	防災関係機関（彦根地方気象台、県、草津警察署、中消防署等）から発表伝達される情報を受信する	67 資料集 3-1, 3-2
		1-2	危機管理課 都市計画課 土木交通課 道路・河川課	テレビ、インターネット、県土木防災情報システム、河川監視カメラ等の情報をモニタリングする	67
		1-3	危機管理課 都市計画課 土木交通課 道路・河川課	発表されている気象予警報等を整理するとともに、今後の雨量の予測情報等を把握する	67
		1-4	農林課 都市計画課 土木交通課 道路・河川課	必要に応じて、重要水防箇所等のパトロールを行う	67
		1-5	危機管理課	市内で大規模の災害の発生が確認されたときは、市長に連絡する	67
業務実施時期：発災前～					
2	災害対策本部事務局は、災害対策本部体制を確立する	2-1	本部（事務局班）	市長の判断を受け、決定された配備体制を確認する	67
		2-2	本部（事務局班）	職員参集メールや庁内グループウェアシステム、電話、庁内放送施設、チャットツール等（勤務時間外は、電話、職員参集メール）により各部または参集が必要な職員に動員を伝達する	67
		2-3	本部（事務局班）	必要に応じて、地震時と同様の非常時緊急体制を編成する	67 資料集 3-5
		2-4	本部（総務班） 本部（情報班）	職員参集状況を把握する	67
		2-5	危機管理課	市長の決定を受け、災害対策本部を設置する	67 資料集 3-3、3-4

風水害等対策マニュアル
第1節 体制の確立

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前～					
3	災害対策本部事務局、政策推進部は、災害対策本部を設置する	3-1	本部（事務局班） 市長の決定を受け、栗東市危機管理センター内に栗東市災害対策本部を設営する	67	
		3-2	本部（事務局班） 災害対策本部運営に必要な書類・資機材等を準備する	67	
		3-3	本部（事務局班） 災害対策本部設置について、市職員、県、防災関係機関等に連絡する	67	
		3-4	広報班 災害対策本部設置について住民に広報する	67	
業務実施時期：発災前～					
4	災害対策本部事務局、政策推進部は、災害対策本部を運営する	4-1	本部（総務班） 本部（情報班） 被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する	68	
		4-2	本部（事務局班） 本部長の判断を受け、災害対策本部会議の開催準備を行う	68	
		4-3	本部（事務局班） 災害対策本部会議を開催し、当面の市の対応方針を決定する	68	
		4-4	本部（事務局班） 特定の地域に被害が集中し、局地的な対応が必要なときは、現地災害対策本部を設置する	68	
		4-5	本部（総務班） 本部（情報班） 当面の市の対応方針を市職員、県、防災関係機関等に報告する	68	
		4-6	広報班 当面の市の対応方針について、住民に広報する	68	
業務実施時期：発災前～					
5	災害対策本部事務局、政策推進部は、災害対策本部を廃止する	5-1	本部（事務局班） 被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する	68	
		5-2	本部（事務局班） 災害対策本部会議を開催し、災害対策本部の廃止を決定する	68	
		5-3	本部（事務局班） 災害対策本部の廃止について、県、防災関係機関等に連絡する	68	
		5-4	広報班 災害対策本部廃止について住民に広報する	68	

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前～						
6	災害対策本部事務局は、災害対策本部体制を解除する	6-1	本部（事務局班）	本部長の判断を受け、災害対策本部体制を解除する	68	
		6-2	本部（事務局班）	災害対策本部体制の解除または災害警戒本部等への降格が決定されたときは、庁内放送、電話等により動員職員に伝達する	68	

(5) 職員の証票

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前						
1	各部は、市職員証を携帯する	1-1	各班	災害対策基本法に基づき、施設・家屋・物資の集積保管場所等に立入り、調査を行う場合は、市職員証を携帯する	69	

第2節 災害対応のコーディネート

第1 情報収集・整理・伝達

(1) 通信連絡体制の確立

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 災害対策本部事務局、総務部は、災害対策本部の有線通信手段を確保する	1-1	総務班	固定電話、携帯電話、インターネット、県防災情報システム等の通信機器の被害状況を把握し、通信回線の疎通を確認する	81	
	1-2	本部（事務局班）	災害時優先電話の切換えを行い、各部に周知する	81	
	1-3	本部（事務局班）	必要に応じて、専門業者へ連絡し、施設設備の復旧を行う	81	
	1-4	本部（事務局班）	必要に応じて、西日本電信電話株式会社に対し、応急回線の確保、電話回線輻輳の緩和及び電話の疎通確保を要請する	81	
業務実施時期：発災直後～					
2 災害対策本部事務局は、無線の通信機能を確保する	2-1	本部（事務局班）	移動系防災行政無線、同報系防災行政無線、県防災行政無線の被害状況を把握し、通信回線の疎通を確認する	81	
	2-2	本部（事務局班）	必要に応じて、専門業者への修復依頼等、通信手段の維持活動を実施する	81	
業務実施時期：発災直後～					
3 災害対策本部事務局は、代替通信手段を確保する	3-1	本部（事務局班）	衛星電話等の活用や伝令の派遣等を行う	81	
	3-2	本部（事務局班）	必要に応じて、非常通信協議会構成機関（警察、消防、水防、交通、電気等）の自営通信回線、公共安全モバイルシステム、アマチュア無線等を利用する	81	
	3-3	本部（事務局班）	必要に応じて、移動通信機器および移動電源車の貸与制度を活用する	81	

(2) 被害状況等の把握および被害調査

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1	施設を所管する部は、所管する施設等の被害概況について、調査する	1-1	施設を所管する班	所管する施設または施設周辺の被害概況を調査し、被害の有無、被害概要等を把握する	82
		1-2	施設を所管する班	必要に応じて、市本部に不足する調査員や専門的な技術を要する調査員等の応援を要請する	82
業務実施時期：発災直後～					
2	施設を所管する部は、所管する施設等の被害概況をとりまとめ、市本部に報告する	2-1	施設を所管する班	所管する施設または施設周辺の被害概況等をまとめる	82
		2-2	施設を所管する班	被害概況等の取りまとめ結果を本部（情報班）に報告する	82

(3) 被害情報の収集・整理、被害情報の報告

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1	災害対策支部は、地域の被害情報を収集、整理する	1-1	情報収集班	担当する学区の自治会や避難所から、被災状況、交通状況、避難状況、道路状況、住民の状況等を収集する	82
		1-2	情報収集班	収集した情報を整理し、担当する学区の整理・伝達班に伝達する	82
		1-3	整理・伝達班	情報収集班から伝えられた様々な情報を整理する	83
		1-4	整理・伝達班	1 時間ごとに整理した情報を本部（情報班）に報告する	83
		1-5	整理・伝達班	市本部から指示事項があるときは、自治会や避難所にその内容を伝達する	83
業務実施時期：発災直後～					
2	災害対策本部事務局は、被害情報を収集、整理する	2-1	本部（情報班）	対策支部や各部の報告から被害に関する情報を整理する	83
		2-2	本部（情報班）	防災関係機関と連絡調整し、ライフラインや公共交通機関等の被害概況を確認する	83
		2-3	本部（情報班）	各部や防災関係機関等の情報を一元化し、情報の鮮度、質、重要度や緊急度等を分類して情報を管理する	83
		2-4	本部（情報班）	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県等に報告が必要な情報や住民に広報すべき情報を整理する	83 資料集 3-8、3-9、 3-10
業務実施時期：発災直後～					
3	災害対策本部事務局、議会事務局は、県、消防庁、市議会に被害情報を報告する	3-1	本部（情報班）	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県や消防庁に報告が必要な情報に関する様式を作成する	83 資料集 3-8、3-9、 3-10
		3-2	本部（情報班）	県や消防庁に報告が必要な情報について、作成した様式を用いて報告する	84
		3-3	議会班	とりまとめた市の被害情報を市議会に報告する	84

(4) 広報

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	概要
業務実施時期：発災直後～					
1 危機管理局、政策推進部は、広報活動実施体制を確立する	1-1	危機管理班 広報班	被害状況や応急対策状況等を把握し、時期区分に応じて、広報すべき内容を検討する	84	
	1-2	広報班	必要と考えられる広報の文例を準備する	84	
	1-3	広報班	本部員の承認を受けるなど、広報内容を決定する	84	
	1-4	広報班	実施可能な広報手段を確認し、各部と要配慮者に配慮した広報活動の役割分担を行うなど、広報活動実施体制を確立する	84	
	1-5	広報班	必要に応じて、広報活動に係る人材（広報資料編集作業要員、広報活動要員、編集ボランティア等）、資機材（拡声器付車両等）を確保する	84	
業務実施時期：発災直後～					
2 政策推進部は、広報活動を実施する	2-1	広報班	各班、消防団、報道機関、その他関係機関・事業所・団体等と連携・協力し、広報活動を実施する	84	
	2-2	広報班	必要に応じて、県を通じて、ラジオ、テレビ局に対する緊急放送またはその他の応援広報を要請する	84	資料集 3-6、3-7
	2-3	広報班	必要に応じて、庁舎内にプレスセンターを設置し、本部長、報道機関等と連絡調整し、定期的に共同記者会見を行い、市の対応状況等について広報する	84	
	2-4	広報班	広報の実施状況を記録、集約し、市本部に報告する	84	

(5) 広聴

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 総務部、市民部は、市庁舎内に相談窓口を設置する	1-1	総務班 総合窓口班	市庁舎内に相談窓口専用スペースを確保する	84	
	1-2	総務班 総合窓口班	専用電話回線や窓口に必要な物品を準備する	84	
	1-3	総務班 総合窓口班	各部から 2 名程度の広聴担当職員の動員を依頼する	85	
	1-4	総務班 総合窓口班	広聴担当動員職員の配置を確認し、市本部に相談窓口の設置を報告する	85	
	1-5	総務班 総合窓口班	相談窓口の設置に関して住民に広報する	85	
業務実施時期：発災直後～					
2 市民部は、相談窓口を運営する	2-1	総合窓口班	広聴担当動員職員が聴取した相談記録を整理する	85	
	2-2	総合窓口班	必要に応じて、相談・照会・苦情等の情報を関係機関へ伝達し、迅速な処理を依頼する	85	
	2-3	総合窓口班	相談件数が多い案件について、回答文例や関連文書を作成する	85	
	2-4	総合窓口班	回答文例や関連文書を広聴担当動員職員に配布する	85	
業務実施時期：発災直後～					
3 市民部は、相談窓口を閉鎖する	3-1	総合窓口班	相談窓口の閉鎖を検討する	85	
	3-2	総合窓口班	本部の決定を受け、相談窓口を閉鎖し、後片付けを実施する	85	
	3-3	総合窓口班	相談窓口の閉鎖に関して広報する	85	
	3-4	総合窓口班	相談窓口専用スペースの原状回復を行い、本部に相談窓口の閉鎖を報告する	85	

(6) 安否情報の提供

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～						
1	市民部は、被災者の安否を確認する	1-1	総合窓口班	県、草津警察署等と協力して、被災者に関する情報を収集する	85	
		1-2	総合窓口班	被災者の安否情報を整理する	85	
		1-3	総合窓口班	被災者の安否について住民等から照会があった場合には、安否情報を回答する	85	
		1-4	総合窓口班	被災者の安否情報の整理結果を市本部に報告する	85	

第2 災害救助法の適用

(1) 災害救助法の適用基準、被害の認定基準、災害救助法の適用手続き

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災3時間後～					
1 危機管理局は、被害状況を把握する	1-1	危機管理班	市本部で整理した情報より、家屋の被害状況等を把握する	85	
	1-2	危機管理班	災害救助法の適用基準に該当するまたは該当する見込みがあるか判断する	85	
業務実施時期：発災3時間後～					
2 危機管理局は、災害救助法の適用を申請する	2-1	危機管理班	災害救助法の適用基準に該当するときは、直ちに災害発生の日時および場所、災害の要因、被害状況、既に実施した救助措置と今後の救助措置の見込みについて、口頭または電話により、県地方本部を通じて県知事に災害救助法の適用を申請する	86	
	2-2	危機管理班	県の機能等に甚大な被害が発生して、被害状況の報告が一時的に不可能な場合には、災害救助法による応急救助に直ちに着手する	86	
	2-3	危機管理班	災害救助法による応急救助に直ちに着手した場合は、県地域防災危機管理監を通じ、または直接、内閣総理大臣に被害状況の報告を行う	86	

(2) 災害救助法による救助の実施、救助の実施状況の記録および報告

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～						
1	危機管理局、健康福祉部は、災害救助法に基づく救助の実施内容を取りまとめる	1-1	社会福祉班	災害救助法が適用されたときは、災害救助法の適用について各班に周知する	87	
		1-2	社会福祉班	各班の救助実施状況を把握し、実施内容を取りまとめる	87	
		1-3	危機管理班	救助の期間の延長が必要なときは、県知事にその旨を要請する	87	資料集 3-11
業務実施時期：発災 72 時間後～						
2	健康福祉部は、救助実施状況の記録を作成し、報告する	2-1	社会福祉班	各班がそれぞれ実施した救助事務の実施状況について、様式の作成を依頼する	88	
		2-2	社会福祉班	様式を取りまとめ、救助にかかった費用等を県本部（健康福祉政策班）に報告する	88	

第3 緊急輸送体制の整備

(1) 緊急輸送ネットワークの整備、交通の確保

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～						
1	建設部は、緊急輸送道路を確保する	1-1	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	緊急輸送道路となる所管道路の通行可否、通行状況等を調査する	88	資料集 3-12
		1-2	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	必要に応じて、道路障害物の除去、立ち往生車両や放置車両の移動、応急補修等の啓開作業を行う	88	
		1-3	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	資機材、作業員が不足する場合は、市本部を通じて、栗東建設工業会に協力を依頼する	88	
		1-4	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	緊急輸送道路の被災状況や通行可否を市本部、草津警察署に報告する	88	
		1-5	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	緊急交通路の指定状況、市の避難所開設状況等を把握する	88	
		1-6	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	緊急輸送のために優先的に確保する路線を選定する	88	
		1-7	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	緊急輸送のために優先的に確保する路線について、一般車両の通行を規制するよう、県公安委員会に依頼する	88	
業務実施時期：発災直後～						
2	建設部は、関係機関と連携して、交通規制を実施する	2-1	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	国、県、西日本高速道路（株）と連絡調整し、連絡担当者を相互に決めるとともに、道路状況について情報交換する	89	
		2-2	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	草津警察署と連絡調整し、交通規制区域区間を確認し、迂回路等について他の道路管理者と調整する	89	

風水害等対策マニュアル
第2節 災害対応のコーディネート

		2-3	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	交通規制区域内でとられる交通 規制措置や迂回ルート等の案内 看板を製作し、主要地点に設置す る	89	資料集 3-13
		2-4	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	交通規制区域、迂回ルート、運転 者の取るべき措置等について整 理する	89	
		2-5	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	交通規制区域、迂回ルート、運転 者の取るべき措置等を広報する	89	
業務実施時期：発災直後～						
3	危機管理局、市民部 は、必要に 応じて、物 資集積拠点 を設置する	3-1	危機管理班	災害規模、県の陸上広域輸送拠点 設置状況、提供される物資量等を 勘案して、物資集積拠点の設置に ついて検討する	88	
		3-2	危機管理班	市本部の指示に基づき、物資集積 拠点の設置を決定し、施設管理者 に開設を要請する	89	
		3-3	危機管理班	物資量により拠点が不足する場 合は、民間事業者に物流倉庫等の 利用に関する協力を要請する	89	
		3-4	危機管理班	車両による輸送が困難な場合や 緊急性を要する場合等は、航空輸 送の協力要請を検討する	89	
		3-5	危機管理班	必要に応じて、中消防署、県、草 津警察署、自衛隊等と連携し、臨 時ヘリポートを開設する	89	
		3-6	自治振興班	物資集積拠点、臨時ヘリポートの 開設管理スタッフを確保する	89	

(2) 緊急通行車両の手続き、輸送手段の確保

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前					
1	総務部は、緊急通行車両と規制除外車両の手続きを実施する	1-1	財政班 緊急通行車両、規制除外車両の申請及び確認証明書と・標章の災害発生前交付について周知する	90	
		1-2	財政班 県・公安委員会に、緊急通行車両、規制除外車両として必要な車両の申請を行う	90	
		1-3	財政班 緊急通行車両の確認証明書と・標章と規制除外車両の事前届出済証を配布する	90	
業務実施時期：発災 24 時間後～					
2	総務部は、車両・燃料を確保する	2-1	財政班 市有車両の被害状況を確認し、各部の必要車両数等を把握する	91	
		2-2	財政班 各部の必要車両を調整し、市有車両を適切に配分する	91	
		2-3	財政班 市保有車両のみでは対応が困難な場合は、不足する車両を整理し、一括で車両を借上げる	91	
		2-4	財政班 車両の借上げでも不足する場合は、応援協定締結先、県、他自治体等への応援を要請する	91	資料集 2-26
		2-5	財政班 必要に応じて、燃料等供給業者に燃料の調達に関する協力を要請する	91	
業務実施時期：発災 24 時間後～					
3	総務部は、緊急通行車両を確保する	3-1	財政班 事前登録された規制除外車両に確認証明書・標章を配布する	90	資料集 3-14
		3-2	財政班 県公安委員会に緊急通行車両および規制除外車両として追加登録が必要な車両の申請を行う	90	
		3-3	財政班 追加登録された緊急通行車両および規制除外車両に確認証明書・標章を配布する	90	資料集 3-14

風水害等対策マニュアル
第2節 災害対応のコーディネート

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～					
4 危機管理局 は、その他 の輸送手段 を確保する	4-1	危機管理班	車両による輸送が困難な場合や緊急性を要する場合等は、航空輸送、鉄道輸送等の協力要請を検討する	91	
	4-2	危機管理班	必要に応じて、県、草津警察署、自衛隊等と連絡調整し、ヘリコプターの応援可否を確認する	91	資料集 3-15
	4-3	危機管理班	応援可能機関との調整を受けて、臨時ヘリポート予定地の施設管理者と連絡調整し、臨時ヘリポート開設の可否を確認する	91	
	4-4	危機管理班	臨時ヘリポート開設の可否や施設周辺の被害状況、ホイスト地点等の必要地、輸送ルートを勘案して、臨時ヘリポートの開設場所を決定する	91	
	4-5	危機管理班	臨時ヘリポートの施設管理者に臨時ヘリポートの開設を依頼する	91	
	4-6	危機管理班	臨時ヘリポートの開設準備が整ったことを応援可能機関に報告する	91	
	4-7	危機管理班	鉄道で輸送することが適当な場合は、西日本旅客鉄道株式会社に協力を要請する	91	

(3) 緊急輸送の実施

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～						
1	総務部は、 緊急輸送を 実施する	1-1	財政班	滋賀県トラック協会等に緊急輸送 に関する実施の協力を要請する	91	
		1-2	財政班	緊急輸送を実施する機関に輸送記 録簿、燃料および消耗品受払簿、修 繕費支払簿等の作成を依頼する	91	
		1-3	財政班	緊急輸送の実施内容を確認する	91	
		1-4	財政班	災害救助法が適用され、救助のた め、移送または輸送を行ったときは、 輸送費として通常の実費を精算す る	91	

第4 応援の要請、受入れ

(1) 応援の要請、受援体制の確立、応援部隊の撤収

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～					
1 危機管理局 は、応援の 要請・要求 を行う	1-1	危機管理班	各部へ支援や応援要請を必要とする作業の有無について照会する	93	
	1-2	危機管理班	各部の要請、市の被災状況等を踏まえ、応援要請先（自衛隊、県、他自治体）、応援内容、応援期間等の応援要請の方針を決定する	93	
	1-3	危機管理班	応援要請依頼書を作成し、応援要請先へ応援要請依頼または応援要請の要求を行う	93	資料集 3-16
業務実施時期：発災 24 時間後～					
2 危機管理局、総務部 は、受援体制を確立する	2-1	総務班	連絡員を定めるとともに、応援要請先の連絡担当者を確認する	95	
	2-2	総務班	派遣部隊や応援職員の活動拠点、連絡事務所（宿舍等）を確保するとともに、必要な資機材等を準備する	95	
	2-3	総務班	現場担当者を定めるとともに、派遣部隊と作業計画を立案する	95	
	2-4	総務班	派遣部隊や応援職員の作業進捗状況を把握し、応援の実施記録を作成する	95	
	2-5	総務班	必要に応じて、派遣部隊や応援職員の作業計画を修正する	95	
	2-6	危機管理班	必要に応じて、他の応援や公共的団体、民間等への協力を実施する	93	
業務実施時期：発災 72 時間後～					
3 危機管理局、総務部 は、応援要員の撤収の 要請を行う	3-1	危機管理班	各部へ応援の必要がなくなった作業内容の有無について照会する	96	
	3-2	危機管理班	応援の必要がなくなった作業内容、撤収要請先、撤収時期等の方針を決定する	96	
	3-3	危機管理班	撤収依頼書を作成し、応援部隊の撤収を要請する	96	

風水害等対策マニュアル
第2節 災害対応のコーディネート

		3-4	財政班	各種応援の実施記録を整理する	96	
		3-5	財政班	各種応援に係る経費を精算する	96	

(2) 従事命令、協力命令

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1	総務部は、必要に応じて、従事命令を行う	1-1	総務班	必要に応じて、市域内の住民または当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させる	96 資料集 3-17
		1-2	総務班	命令対象者に公用令書を交付し、受領書を受理する	96
		1-3	総務班	従事台帳に所要事項を記録する	96
業務実施時期：発災 24 時間後～					
2	総務部は、必要に応じて、従事命令を解除する	2-1	総務班	必要に応じて、公用取消令書を作成する	96
		2-2	総務班	命令対象者に公用取消令書を交付し、受領書を受理する	96
		2-3	総務班	従事台帳に所要事項を記録する	96
業務実施時期：発災 24 時間後～					
3	総務部は、日当、旅費、超過勤務手当、扶助金、損失補償等の実費を弁償する	3-1	総務班	実費弁償に関する災害救助様式を作成する	96
		3-2	総務班	県に作成した災害救助様式を提出する	96
		3-3	総務班	経費精算に必要な書類を整理する	96
		3-4	総務班	命令対象者に精算額を支給する	96
業務実施時期：発災直後～					
4	総務部は、必要に応じて、協力命令を行う	4-1	総務班	各班に、協力命令が可能なことを伝達する	96 資料集 3-17
		4-2	総務班	各班が実施した協力命令に関する情報を把握する	96

風水害等対策マニュアル
第2節 災害対応のコーディネート

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～					
5	総務部は、協力命令時の命令対象者の負傷、疾病、または死亡を確認する	5-1	総務班	各班から協力命令実施時における命令対象者の負傷、疾病、または死亡等の状況を確認する	96
		5-2	総務班	本人または遺族に扶助金支給申請書様式を交付する	96
		5-3	総務班	扶助金支給申請者より扶助金支給申請書を受理する	96
		5-4	総務班	協力命令証明書を発行する	96
業務実施時期：発災 24 時間後～					
6	総務部は、扶助金の実費を弁償する	6-1	総務班	実費弁償に関する災害救助様式を作成する	96
		6-2	総務班	県に作成した災害救助様式を提出する	96
		6-3	総務班	経費精算に必要な書類を整理する	96
		6-4	総務班	扶助金支給申請者に精算額を支給する	96

第3節 生命を守るための対策

第1 避難

(1) 避難情報の発令

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前～					
1 危機管理局は、避難情報について検討する	1-1	危機管理班	避難判断に関する情報(気象、水位、土砂災害警戒情報、災害情報等)を把握する	97	
	1-2	危機管理班	必要に応じて、施設管理者と連絡調整し、緊急避難場所、避難所の開設可否等を確認する	97	
	1-3	危機管理班	必要に応じて、彦根地方気象台、琵琶湖河川事務所や県の助言を求め、情報を総合的に勘案して、避難情報の種類、対象地域、避難先等を判断し、本部長に具申し、決定する	97	
	1-4	危機管理班	本部長が判断したとき、または知事、警察官、自衛官等の避難指示を受けたときは、避難情報の発令を各部、県、防災関係機関に伝達する	97	資料集 3-18
業務実施時期：発災前～					
2 危機管理局、政策推進部は、避難情報を伝達する	2-1	広報班	避難情報の種類や緊急度に応じて伝達手段を検討し、広報実施体制を確立する	98	
	2-2	広報班	伝達文等を作成し、複数の伝達手段で住民に避難情報を伝達する	98	
	2-3	広報班	立退き避難がより危険を招くと判断されるときは、屋内安全確保に関する措置を指示する	98	
	2-4	広報班	必要に応じて、各種報道機関に避難情報の報道を依頼する	98	
	2-5	危機管理班	避難情報の発令状況について、県や防災関係機関に報告する	98	

(2) 警戒区域の設定

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要	
業務実施時期：発災前～						
1	危機管理局、湖南広域消防局は、警戒区域を設定する	1-1	中消防署	災害現場等において、危険を防止するために必要があるときは、警戒区域を設定する	99	
		1-2	危機管理班	現場に職員を派遣して、退去の確認や立入禁止の措置を講ずる	99	
		1-3	中消防署	警戒区域の設定について、市本部に報告する	99	
		1-4	危機管理班	必要に応じて、草津警察署、自主防災組織等の協力を得て、住民の退去を確認する	99	
業務実施時期：発災前～						
2	危機管理局、政策推進部は、警戒区域等の設定を周知する	2-1	危機管理班	中消防署、草津警察署等と連絡調整し、警戒区域の設定状況を把握する	99	
		2-2	危機管理班	警戒区域の設定状況を整理する	99	資料集 3-19
		2-3	広報班	警戒区域の設定状況に関して広報する	99	
		2-4	広報班	警戒区域の設定状況を県や隣接市等関係機関へ連絡する	99	

(3) 緊急避難場所、避難所等の設置

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前～						
1	健康福祉部、こども家庭局は、緊急避難場所・避難所を設置する	1-1	社会福祉障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	緊急避難場所・避難所の設置にあたり、避難場所派遣職員を緊急避難場所・避難所に派遣する	99	資料集 2-9、2-10
		1-2	社会福祉障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	人員が不足する場合は、市本部に応援を要請する	99	
		1-3	社会福祉障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	施設管理者と連携して、施設の安全確認を行い、使用可否を判断し、市本部へ報告する	99	
		1-4	社会福祉障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	施設管理者と連携して、避難者受入れスペースや立入禁止区域等を確認する	99	

風水害等対策マニュアル
第3節 生命を守るための対策

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
1		1-5	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	施設管理者と連携して、避難者を 受入れ、避難者名簿を作成する	99	
		1-6	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	緊急避難場所・避難所の設置状況 を市本部に報告する	99	

(4) 避難誘導

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前～						
1	危機管理局 は、避難誘 導を実施す る	1-1	危機管理班	避難対象地区に応じて、誘導員（消 防団）を派遣するなど、草津警察署、 自治会・自主防災組織等が実施する 避難誘導に協力する	99	
		1-2	危機管理班	必要に応じて、誘導標識、誘導ロー プ、投光機、照明器具等の調達に協 力する	99	
		1-3	危機管理班	災害が広範囲で人材、物資等が調達 できないときは、市本部に応援を要 請する	99	
		1-4	危機管理班	安全な地域・施設への避難の完了を 確認し、市本部に報告する	99	

(5) 避難行動要支援者の避難支援

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前～					
1	健康福祉部 は、避難行 動要支援者 に避難情報 を伝達する	1-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難行動要支援者の支援体制を確 立する	100
		1-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難情報の対象地域の避難行動要 支援者名簿を準備する	100
		1-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	草津警察署、市社会福祉協議会、自 治会、自主防災組織、民生委員・児 童委員等に避難情報の対象地域の 避難行動要支援者への避難情報の 伝達を依頼する	100
		1-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難がより危険を招くと判断される ときは、屋内安全確保に関する措置 を指示する	100
業務実施時期：発災前～					
2	健康福祉部 は、要配慮 者利用施設 に避難情報 を伝達する	2-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難情報の対象地域に要配慮者利 用施設があるときは、該当する施設 とその避難先（一時避難場所、避難 所等）を確認する	100
		2-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難情報の対象地域にある要配慮 者利用施設の施設管理者に避難情 報を伝達する	100
業務実施時期：発災直後～					
3	健康福祉部 は、避難行 動要支援者 の安否を確 認する	3-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	草津警察署、市社会福祉協議会、消 防団、自治会、自主防災組織、民生 委員・児童委員、地域住民等の協力 を得て、避難行動要支援者の安否確 認体制を確保する	100

風水害等対策マニュアル
第3節 生命を守るための対策

業務		手順	担当班	実施内容	本編 のペ ージ	摘要
3		3-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難行動要支援者名簿を活用して避難行動要支援者の安否を確認する	100	
		3-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	病気、負傷等により、医療機関、福祉施設等への移送が必要な避難行動要支援者がいるときは、適宜施設へ移送する	100	
		3-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	危険な区域に避難行動要支援者が残留するときは、安全な場所へ移動を促し、必要に応じて、移送する	100	
		3-5	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	草津警察署、その他関係機関・団体等と連絡調整し、安否が確認できない避難行動要支援者を検索する	100	
		3-6	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難行動要支援者の安否情報を整理する	100	
		3-7	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難行動要支援者の安否情報の整理結果を市本部に報告する	100	

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前～					
4	市民部、健康福祉部、こども家庭局、教育委員会は、施設利用者等の避難を確認する	4-1	人権擁護班 ひだまりの家班 社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 教育総務班 学校教育班	所管する施設の管理者と連絡調整し、施設利用者・入所者、園児・児童・生徒、施設職員、教職員等の安全確保状況を把握する	100
		4-2	人権擁護班 ひだまりの家班 社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 教育総務班 学校教育班	施設利用者・入所者、園児・児童・生徒、施設職員、教職員等の被害情報や他の施設に移送された者等の情報を整理する	100
		4-3	人権擁護班 ひだまりの家班 社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 教育総務班 学校教育班	施設利用者・入所者、園児・児童・生徒、施設職員、教職員等の人的被害に関する情報整理結果を市本部に報告する	100

(6) 帰宅困難者対策

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前～						
1	危機管理局、政策推進部は、帰宅困難者に情報を提供する	1-1	危機管理班	交通機関の復旧情報や道路の被災・復旧に関する情報等、帰宅が可能なかどうかの判断に必要な情報を把握する	101	
		1-2	危機管理班	県と連絡調整し、災害時帰宅支援ステーション、一時滞在施設の開設状況等を把握する	101	
		1-3	危機管理班	一時滞在施設が確保できないときは、緊急避難場所での受入れ可否を施設管理者と調整する	101	
		1-4	危機管理班	通行可能な道路情報、災害時帰宅支援ステーション、一時滞在施設（緊急避難場所）に関する情報を整理する	101	
		1-5	広報班	通行可能な道路情報、災害時帰宅支援ステーション、一時滞在施設（緊急避難場所）に関する情報等を広報する	101	
		1-6	広報班	企業等に一斉帰宅抑制の呼びかけを依頼する	101	
		1-7	広報班	外国人観光客に災害時帰宅支援ステーション、一時滞在施設（緊急避難場所）に関する情報等の情報を提供する	102	

第2 水防

(1) 緊急調査の実施

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前～					
1 環境経済部、建設部は、所管施設（河川管理施設、ため池、農業施設等）の緊急調査の実施体制を確立する	1-1	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	把握した被害概況や住民からの通報、水防区域、防災重点ため池（特定農業用ため池）等の危険箇所等の情報をもとに所管施設の緊急調査対象箇所を選定する	102	資料集 2-40、3-21
	1-2	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	所管する施設の緊急調査に必要な人員、資機材等を確保する	102	
	1-3	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	必要に応じて、消防団、ため池管理者、自治会長または自主防災組織等に協力を依頼する	102	
	1-4	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	必要な人員、資機材等が不足する場合は、市本部に依頼する	102	
業務実施時期：発災直後～					
2 危機管理局、環境経済部、建設部、湖南広域消防局は、所管施設（河川管理施設、ため池、農業施設等）の緊急調査を実施する	2-1	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班 中消防署	所管する施設の緊急調査を実施し、二次災害等の危険度を評価する	102	
	2-2	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班 中消防署	現場から堤防の決壊や著しい被害を生じるおそれがある旨の報告を受けたときは、立入禁止措置を講じる	102	
	2-3	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班 中消防署	現場から堤防の決壊や著しい被害を生じるおそれがある旨の報告を受けたときは、関係地区に避難情報を発令するよう市本部に依頼する	102	

風水害等対策マニュアル
第3節 生命を守るための対策

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
2		2-4	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班 中消防署	所管する施設の緊急調査実施結果を整理する	102	
		2-5	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班 中消防署	所管する施設の緊急調査実施結果を市本部に報告する	102	
		2-6	危機管理班 農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班 中消防署	所管する施設の被災状況を災害発生後 1 週間以内に県地方本部県本部へ報告する	102	

(2) 応急措置の実施

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～						
1	環 境 経 済 部、建設部 は、所管施 設（河川管 理施設、た め池、農業 施設等）の 応急措置の 実施体制を 確立する	1-1	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	緊急調査結果から所管する施設の 応急措置実施箇所を決定する	103	
		1-2	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	所管する施設の応急措置に関する 実施計画を作成する	103	
		1-3	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	応急措置に関する実施計画にした がい、応急措置に必要な人員、資機 材等を確保する	103	
		1-4	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	必要に応じて、栗東建設工業会に 協力を依頼する	103	
		1-5	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	必要な人員、資機材が不足する場 合は、市本部に依頼する	103	
業務実施時期：発災 24 時間後～						
2	危 機 管 理 局、環境経 済部、建設 部は、所管 施設（河川 管理施設、 ため池、農 業施設等） の応急措置 を行う	2-1	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	応急措置に関する実施計画にした がい、応急工作、障害物の除去、仮 復旧等施設状況に応じた応急措置 を講じる	103	
		2-2	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	所管する施設に関し、実施した応急 措置を整理する	103	
		2-3	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	所管する施設に関し、実施した応急 措置を市本部に報告する	103	
		2-4	危機管理班 農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	所管する施設に関し、実施した対応 状況を県地方本部へ報告する	103	

(3) 河川障害物の除去

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～						
1	建設部は、 所 管 施 設 (河川管理 施設の障害 物を除去す る	1-1	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	排水路、公共下水道（雨水渠）、河川等の橋脚等に滞留する浮遊物、その他の障害物を発見した場合は、市本部に報告する	103	
		1-2	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	施設管理者と消防団と連携し、応急除去を行う	103	
		1-3	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	必要に応じて、栗東建設工業会に協力を依頼する	103	
		1-4	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	必要に応じて、県に協力を依頼する	103	
		1-5	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	必要な人員、資機材等が不足する場合は、市本部に依頼する	103	

第3 消防、救急・救助

(1) 消防

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 湖南広域消防局は、火災の発生概況を把握する	1-1	中消防署	通報、現地確認等により、火災の発生を覚知する	103	
	1-2	中消防署	市本部と連携を図り、災害に係る情報を共有する	103	
	1-3	中消防署	火災・災害等即報要領に定める基準に該当する災害が発生した場合は要領に基づき報告を実施する。	103	
業務実施時期：発災直後～					
2 危機管理局、湖南広域消防局は、消火活動体制を確立する	2-1	中消防署	消防局警備計画に基づく、前進指揮所を設置する	103	
	2-2	中消防署	消防局警備計画に基づき、消防隊を配備する	103	
	2-3	危機管理班	出動計画に基づき、消防団を招集し、中消防署、草津警察署、自主防災組織等と情報連絡体制を確立する	103	
	2-4	中消防署	火災の発生状況、消火栓、防火水槽等の消防施設の破損および道路の通行状況等を迅速に把握するための情報を収集し、活動の基本方針を決定する	103	
	2-5	中消防署	消防庁舎、消防車両、資機材、通信機器等の機能を確保する	103	
	2-6	中消防署	市本部、県、草津警察署、自衛隊等と連携し、情報連絡を密に行うとともに、必要に応じて、被災地等に現地合同調整所を設置する	103	
業務実施時期：発災直後～					
3 湖南広域消防局は、消火活動を行う	3-1	中消防署	火災の状況に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案して消火活動を行う	104	
	3-2	中消防署	消防団、地域住民等と密接に連携し、消火活動を行う	104	

		3-3	中消防署	必要に応じて、延焼状況等の消防広報を行う	104	
		3-4	中消防署	消火活動実施状況を市本部に報告する	104	

(2) 救急・救助

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～						
1	湖南広域消防局は、人的被害の発生概況を把握する	1-1	中消防署	通報、現地確認等により、要救助者の発生状況や人的被害等を覚知する	104	
		1-2	中消防署	市本部と連携を図り、災害に係る情報を共有する	104	
		1-3	中消防署	火災・災害等即報要領に定める基準に該当する災害が発生した場合は要領に基づき報告を実施する。	104	
業務実施時期：発災直後～						
2	危機管理局、湖南広域消防局は、救助・救急活動体制を確立する	2-1	中消防署	湖南広域消防局消防部隊出動要綱に基づき、災害規模に応じて、出動隊を配備する	104	
		2-2	危機管理班	出動計画に基づき、消防団を招集し、中消防署、草津警察署、草津栗東医師会、自衛隊、日本赤十字社、自主防災組織等と情報連絡体制を確立する	104	
		2-3	中消防署	必要に応じて、救急車の進入に便利な位置等に応急救護所を設置する	104	
		2-4	中消防署	応援救助・救急力の派遣優先順位等を考慮し、活動の基本方針を決定する	104	
		2-5	中消防署	市本部、県、草津警察署、自衛隊等と連携し、情報連絡を密に行うとともに、必要に応じて、被災地等に現地合同調整所を設置する	104	

風水害等対策マニュアル
第3節 生命を守るための対策

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～						
3	危機管理局は、救助資機材を確保する	3-1	危機管理班	救助・救急活動現場からの報告、要請に基づき、調達すべき重機およびその操作に必要な要員、その他救助資機材等の種類、量を整理する	104	
		3-2	危機管理班	栗東建設工業会等と連絡調整し、協力の可否について確認し、調達可能な救助資機材を調達する	104	
		3-3	危機管理班	必要に応じて、県本部を通じて、滋賀県建設業協会等へ応援を要請する	104	
業務実施時期：発災直後～						
4	湖南広域消防局は、救助・救急活動を行う	4-1	中消防署	住民、消防団、草津警察署、医療機関等と密接に連携し、救助・救急活動を行う	105	
		4-2	中消防署	救助した負傷者を救急車、ヘリコプター等を運用して、その症状に適した医療機関へ搬送する	105	
		4-3	中消防署	出動隊、消防団員、住民では救助できない事象は、消防隊、救助隊、救急隊を派遣する	105	
		4-4	中消防署	救助・救急活動実施状況を市本部に報告する	105	

(3) 消防、救急・救助の応援要請

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災3時間後～						
1	危機管理局、湖南広域消防局は、必要に応じて、応援を要請する	1-1	中消防署	必要に応じて、滋賀県広域消防相互応援協定、高速道路等に関する各種消防応援協定に基づき、消防業務に関する応援を要請する	105	
		1-2	危機管理班	必要に応じて、滋賀県下消防団広域相互応援協定に基づき、消防団の応援を要請する	105	
		1-3	中消防署	さらに、消防力が不足する場合は、県に対して、緊急消防援助隊の派遣を要請する	105	
		1-4	中消防署	林野火災等が発生した場合は、必要に応じて、県へ県防災ヘリコプターの出動を要請する	106	
		1-5	中消防署	緊急に負傷者の救出や避難者等を収容・搬送する必要があるときは、県へ県防災ヘリコプター、県警ヘリコプター等の出動を要請する	106	
		1-6	中消防署	応援を要請したときは、逐次到着する応援消防隊（緊急消防援助隊を含む）や自衛隊等と協議し、活動調整を行う	106	

第4 医療・救護活動

(1) 医療救護体制の確立、救護所の設置

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 健康福祉部、こども家庭局は、応急医療体制を確保する	1-1	長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	済生会滋賀県病院、中消防署から情報収集するとともに市本部が把握する人的被害（負傷者数等）の情報から医療需要を推定する	106	
	1-2	長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	県保健医療福祉調整地方本部と連携し、病院等（有床診療所を含む）の被災状況等を把握する	106	
	1-3	長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	患者の受入れや医療救護班、助産救護班、こころのケアチーム（DPAT）等（以下、「救護班」という。）の派遣可否、応需状況を整理する	107	
	1-4	長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	草津栗東医師会、草津栗東守山野洲歯科医師会、びわこ薬剤師会と連携し、フェーズごとの医療需要に見合う救護班を確保する	107	資料集 3-22
	1-5	長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	必要に応じて、県保健医療福祉調整地方本部に災害派遣医療チーム（DMA T）や救護班の派遣を要請する	107	
	1-6	長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	必要に応じて、市本部を通じて、湖南広域消防局に対して、湖南緊急医療班（KDMA T）の出動を要請する	107	

風水害等対策マニュアル
第3節 生命を守るための対策

業務		手順	担当班	実施内容	本編のページ	摘要
業務実施時期：発災３時間後～						
2	危機管理局、健康福祉部、こども家庭局は、救護所を設置する	2-1	長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	災害状況に応じて、市本部と連絡調整し、救護所の設置場所を決定し、救護所の施設管理者に協力を要請する	108	
		2-2	長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	救護所の施設管理者と連携して、診療空間・診療機能を確保する	108	
		2-3	長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	派遣される救護班と連絡調整し、それぞれの配置先を調整する	108	
		2-4	長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	救護所の開設準備完了後、設置場所に標識等を掲示し、周知する	108	
		2-5	長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	救護所の設置状況を市本部に報告する	108	
		2-6	危機管理班 長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	救護所の設置場所に関して広報する	108	

(2) 医療救護活動

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 健康福祉部、こども家庭局は医療救護活動を実施する	1-1	健康増進班 こども家庭センター班	逐次、派遣される救護班と連絡調整し、医療救護活動に協力する	109	
	1-2	健康増進班 こども家庭センター班	救護所における医療救護活動の記録を整理する	109	
	1-3	健康増進班 こども家庭センター班	医療救護活動記録の整理結果を市本部に報告する	109	
	1-4	健康増進班 こども家庭センター班	必要に応じて、救護班の過不足を確認し、救護所間の人材、物資の調整を市本部に要請する	109	
	1-5	健康増進班 こども家庭センター班	必要に応じて、救護所の縮小・閉鎖や要員の交替を検討し、市本部に報告する	109	
業務実施時期：発災 24 時間後～					
2 健康福祉部、こども家庭局は移送体制を確保する	2-1	健康増進班 こども家庭センター班	救護所で適切な治療ができない患者がいるときは、中消防署に救急車等での移送を依頼する	109	
	2-2	健康増進班 こども家庭センター班	県保健医療福祉調整地方本部を通じて、後方支援病院となり得る施設を確保する	109	
	2-3	健康増進班 こども家庭センター班	救急車が不足するときや遠方への輸送が必要なときなどは、必要に応じて、市本部に移送を要請する	109	
	2-4	健康増進班 こども家庭センター班	必要に応じて、医療救護スタッフ用の車両を確保する	109	
	2-5	健康増進班 こども家庭センター班	重症患者、医療救護スタッフ等の移送に当たり、ヘリコプターが必要なときは、市本部に県本部への応援要請を依頼する	109	

(3) 医薬品等の調達

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～						
1	健康福祉部、こども家庭局は、医薬品、衛生材料を確保する	1-1	健康増進班 こども家庭センター班	派遣される救護班と連絡調整し、医療・助産救護のために使用する医薬品、衛生材料等の必要数を推定する	109	
		1-2	健康増進班 こども家庭センター班	医薬品、衛生材料が不足する場合は、びわこ薬剤師会等へ協力を要請する	109	資料集 3-23
		1-3	健康増進班 こども家庭センター班	医薬品、衛生材料が不足する場合は、県保健医療福祉調整地方本部を通じて県薬剤師会、県医薬品卸協会等に協力を要請する	109	
		1-4	健康増進班 こども家庭センター班	医薬品、衛生材料等調達した物資は、集積・分配し、各救護所へ配送する	109	
		1-5	健康増進班 こども家庭センター班	輸血用血液が必要な場合は、県赤十字血液センターに供給を要請する	109	

第5 危険物等の二次災害防止活動

(1) 危険物施設、火薬および高压ガス貯蔵施設、毒物劇物等貯蔵施設、毒物劇物・危険物等流出、放射性物質取扱施設等の応急対策

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～					
1 危機管理局、湖南広域消防局は、危険物施設等の責任者や関係機関と連絡調整する	1-1	危機管理班 中消防署	危険物施設、高压ガス貯蔵施設、火薬類貯蔵施設、毒物劇物等貯蔵施設、放射性物質取扱施設等（以下、危険物施設等という）の責任者と連絡体制を確立する	110	資料集 2-39
	1-2	中消防署	危険物施設等の責任者が実施する施設の被害状況や点検調査結果等を把握し、市本部、草津警察署、関係機関等と協力体制を確立する	110	
	1-3	中消防署	危険物の貯蔵取扱状況、規模の大小、管理の実態、その危険性（爆発性、有毒ガス発生、引火性）等と周辺の消防事象を判断して、部隊運用方針を決定する	110	
	1-4	中消防署	必要に応じて、消火薬剤等の緊急搬送、消防警戒区域の設定等の要員を確保する	110	
	1-5	中消防署	危険物施設等の被害状況や消防の対応方針をとりまとめ、市本部に報告する	110	
	1-6	中消防署	必要に応じて、県、応援協定締結自治体等に応援を要請する	110	
業務実施時期：発災 24 時間後～					
2 危機管理局、湖南広域消防局は、危険物施設等の応急対策を実施する	2-1	危機管理班 中消防署	消防隊と消防団を運用して、必要に応じた防御活動体制を確保する	110	
	2-2	中消防署	消防団と連携して、災害現場において、防御活動を実施する	110	
	2-3	中消防署	必要に応じて、危険物施設等の責任者が実施する応急措置に協力する	110	
	2-4	中消防署	必要に応じて、警戒区域の設定、住民の立入制限・退去、広報等の措置を行う	110	
	2-5	中消防署	危険物施設等の被害、実施した防御活動や応急措置を市本部に報告する	110	

(2) 特定動物による危害防止対策

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～						
1	環境経済部 は、危険動物の逸走に対応する	1-1	環境政策班	人間に危害を及ぼすおそれのある特定動物の逸走が確認されたとき、県(生活衛生課および動物保護管理センター)、草津警察署等に連絡する	112	
		1-2	環境政策班	特定動物の逸走した地域への注意喚起の広報を行う	112	
		1-3	環境政策班	特定動物等の捕獲に必要な人員および車両、資機材等を調達する	112	
		1-4	環境政策班	県(生活衛生課および動物保護管理センター)、草津警察署等の関係者と連携して、危険動物を捕獲するとともに、収容場所を確保する	112	

第6 その他施設の二次災害防止活動

(1) 河川管理施設等の応急対策

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～					
1 建設部は、 所管する河 川管理施設 等の緊急点 検調査を実 施する	1-1	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設、砂防設備（以下、「河 川管理施設等」という）の被害概況 を把握する	114	
	1-2	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設等の緊急点検調査に 必要な人員、資機材を確保する	114	
	1-3	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設等の緊急点検調査を 実施し、二次災害等危険度を評価す る	114	
	1-4	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設等の緊急点検調査実 施結果を整理する	114	
	1-5	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設等の緊急点検調査実 施結果を市本部に報告する	114	
	1-6	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設等の被災状況を災害 発生後 1 週間以内に県地方本部へ 報告する	114	

風水害等対策マニュアル
第3節 生命を守るための対策

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～					
2	建設部は、 所管する河 川管理施設 等の復旧措 置を行う	2-1	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設等に著しい被害を生 じるおそれがある場合は、避難およ び立入制限等の措置を講じる	114
		2-2	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設等に関し、障害物の除 去等復旧措置を講じる	114
		2-3	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設等の復旧措置に関し、 必要に応じて、市本部に県本部等へ の応援要請を依頼する	114
		2-4	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設等に関し、実施した復 旧措置を整理する	114
		2-5	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設等に関し、実施した復 旧措置を市本部に報告する	114
		2-6	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設等に関し、実施した対 応状況を県地方本部へ報告する	114

(2) 農林業施設等の応急対策

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～					
1	環境経済部 は、所管する農業用施設等の緊急点検調査を実施する	1-1	農林班 所管するため池、農業用施設、農業集落排水処理施設、農道・林道、畜産施設、治山施設等（以下「農業用施設等」という）の被害概況を把握する	114	
		1-2	農林班 所管する農業用施設等の緊急点検調査に必要な人員、資機材を確保する	114	
		1-3	農林班 所管する農業用施設等の緊急点検調査を実施し、二次災害等危険度を評価する	114	
		1-4	農林班 所管する農業用施設等の緊急点検調査実施結果を整理する	114	
		1-5	農林班 所管する農業用施設等の緊急点検調査実施結果を市本部に報告する	114	
		1-6	農林班 所管する農業用施設等の被災状況を災害発生後 1 週間以内に県地方本部へ報告する	114	
業務実施時期：発災 24 時間後～					
2	環境経済部 は、所管する農業用施設等の復旧措置を行う	2-1	農林班 所管する農業用施設等に著しい被害を生じるおそれがある場合は、避難および立入制限等の措置を講じる	115	
		2-2	農林班 所管する農業用施設等に関し、障害物の除去等復旧措置を講じる	115	
		2-3	農林班 所管する農業用施設等の復旧措置に関し、必要に応じて、市本部に県への応援要請を依頼する	115	
		2-4	農林班 所管する農業用施設等に関し、実施した復旧措置を整理する	115	
		2-5	農林班 所管する農業用施設等に関し、実施した復旧措置を市本部に報告する	115	
		2-6	農林班 所管する農業用施設等に関し、実施した対応状況を県地方本部へ報告する	115	

(3) 土砂災害に関する応急対策

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～						
1	環境経済部、建設部は、土砂災害の緊急点検調査を実施する	1-1	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	土砂災害警戒区域等、土砂災害に関する基本情報を収集し、点検調査基礎資料を整理する	115	資料集 1-13
		1-2	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	調査班を編成するなど、緊急点検調査体制を確立する	115	
		1-3	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	必要に応じて、市本部から県を通じて、国土交通省近畿地方整備局に専門家（TEC-FORCE 等）の派遣を要請する	115	
		1-4	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	土砂災害等の緊急点検調査（土砂災害警戒区域の目視調査、ヘリコプターによる空中探査等）を実施し、二次災害等の危険度を評価する	115	
		1-5	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	土砂災害の緊急点検調査実施結果を市本部に報告する	115	
		1-6	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	土砂災害等に関する被災状況を県地方本部へ報告する	115	
業務実施時期：発災 24 時間後～						
2	環境経済部、建設部は、土砂災害の二次災害防止措置を行う	2-1	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	点検結果より、著しい被害を生じるおそれがある場合は、防災関係機関、住民等と連携して、避難および立入制限等の措置を講じる	116	
		2-2	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	必要に応じて、仮排水路の設置、ブルーシートの被覆、土嚢積みなどの二次災害防止措置を講じるほか、土地所有者・管理者等への安全対策指導、巡視、警戒等を実施する	116	

		2-3	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	実施した土砂災害等の二次災害防 止措置を整理する	116	
		2-4	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	実施した土砂災害等の二次災害防 止措置整理結果を市本部に報告す る	116	
		2-5	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	実施した土砂災害等への対応状況 を県地方本部へ報告する	116	

地震災害対策マニュアル

第1節 体制の確立

第1 地震災害配備体制

(1) 地震情報の収集

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 各部は、地震発生情報等を把握する	1-1	各課	地震による揺れを感知したときは、市の震度情報をテレビ、ラジオ、インターネット等で確認する	69	資料集 3-2
	1-2	各課	市域の震度が4のとき、または南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき、警戒1号配備職員は参集準備を行う（警戒1号配備職員以外の職員は連絡が取れるようにする）	69	
	1-3	危機管理課	気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表されたときは、危機管理局長に報告する	69	

(2) 配備体制の確立、職員の動員、警戒1号体制

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 各部は、警戒1号体制を確立する	1-1	危機管理課	市域の震度が4のとき、または南海トラフ地震臨時情報が発表されたときは、庁内放送、電話等により警戒1号配備職員に動員を伝達する（勤務時間外は、自動参集）	70	
	1-2	各課	警戒1号配備職員は危機管理センターに参集する（警戒1号配備職員以外の職員は勤務場所に待機（時間外は自宅待機）する）	70	
	1-3	危機管理課	職員参集状況を把握する	70	
業務実施時期：発災直後～					
2 各部は、情報収集・整理・伝達を行う	2-1	危機管理課	テレビ、インターネット、県土木防災情報システム等の情報をモニタリングする	70	
	2-2	危機管理課	県や隣接市と連絡調整し、必要な対応を協議する	70	
	2-3	各課	所管施設を点検し、異常の有無等を把握する	70	
	2-4	各課	異常があるときは、危機管理課に報告する	70	
	2-5	危機管理課	収集した情報を整理する	70	
業務実施時期：発災直後～					
3 各部は、警戒1号体制を解除する	3-1	各課	整理された情報等をもとに、警戒1号配備職員が協議を行い、体制の解除を検討する	71	
	3-2	危機管理課	協議により、警戒体制の解除が決定されたときは、庁内放送、電話等により動員職員に伝達する	71	
	3-3	危機管理課	体制の移行が必要なときは、市長または副市長に災害対策本部または災害警戒本部の設置について相談する。	71	

(3) 災害警戒本部の設置および廃止

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1	各部は、地震発生情報等を把握する	1-1	各課	地震による激しい揺れを感知したときは、市の震度情報をテレビ、ラジオ、インターネット等で確認する	71 資料集 3-2
		1-2	各課	市域の震度が5弱または5強のときは、災害警戒本部職員はただちに危機管理センターに参集する準備を行う（災害警戒本部職員以外の職員は連絡が取れるようにする）	72 資料集 3-3
業務実施時期：発災直後～					
2	各部は、災害警戒本部体制を確立する	2-1	危機管理課	市域の震度が5弱または5強のときは、職員参集メールや庁内グループウェアシステム、電話、庁内放送施設、チャットツール等により各部に動員を伝達する（勤務時間外は、自動参集）	72
		2-2	各課	災害警戒本部職員（本部員）は危機管理センターに参集する（災害警戒本部職員以外の職員は勤務場所に待機（時間外は自宅待機）する）	72
		2-3	各課	勤務時間外に参集するときは、参集途上の被害概況を把握し、ただちに報告する	72
		2-4	危機管理課	職員参集状況を把握する	72
業務実施時期：発災直後～					
3	危機管理局、施設を所管する部は、情報収集・整理・伝達を行う	3-1	施設を所管する課	所管する施設または施設周辺の被害概況を調査し、異常の有無を確認する	72
		3-2	施設を所管する課	異常があるときは、市災害警戒本部に報告する	72
		3-3	危機管理課	収集した情報を整理する	772

地震災害対策マニュアル
第1節 体制の確立

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
4	危機管理局、政策推進部は、災害警戒本部を設置する	4-1	危機管理課	副市長の決定を受け、栗東市危機管理センター内に栗東市災害警戒本部を設営する	72
		4-2	危機管理課	災害警戒本部運営に必要な書類・資機材等を準備する	72
		4-3	危機管理課	災害警戒本部設置について、市職員、県、防災関係機関等に連絡する	72
		4-4	広報課	災害警戒本部設置について広報する	72
業務実施時期：発災直後～					
5	危機管理局、政策推進部は、災害警戒本部を運営する	5-1	危機管理課	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する	72
		5-2	危機管理課	本部長の判断を受け、災害警戒本部会議の開催準備を行う	72
		5-3	危機管理課	災害警戒本部会議を開催し、当面の市の対応方針を決定する	72
		5-4	危機管理課	当面の市の対応方針を市職員、県、防災関係機関等に報告する	72
		5-5	広報課	当面の市の対応方針について、住民に広報する	72
業務実施時期：発災直後～					
6	危機管理局、政策推進部は、災害警戒本部を廃止する	6-1	危機管理課	適宜、県と連絡調整し、市および隣接市の災害発生状況等について確認する	72
		6-2	危機管理課	災害警戒本部会議を開催し、災害対策本部への移行あるいは災害警戒本部の廃止を決定する	72
		6-3	危機管理課	災害警戒本部の廃止について、県、防災関係機関等に連絡する	72
		6-4	広報課	災害警戒本部廃止について住民に広報する	72
業務実施時期：発災直後～					
7	危機管理局は、災害警戒本部体制の解除を伝達する	7-1	危機管理課	本部長の判断を受け、災害警戒本部体制を解除する	72
		7-2	危機管理課	庁内放送、電話等により動員職員に災害警戒本部体制の解除を伝達する	72

(4) 災害対策本部の設置および廃止、災害対策本部が設置されるまでの緊急体制

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1	各部は、地震発生情報等を把握する	1-1	各課	地震による激しい揺れを感知したときは、市の震度情報をテレビ、ラジオ、インターネット等で確認する	72 資料集 3-2
		1-2	各課	市域の震度が6弱以上のときは、全職員はただちに勤務場所に参集する	72 資料集 3-3、3-4
業務実施時期：発災直後～					
2	災害対策本部事務局、各部は、災害対策本部体制を確立する	2-1	本部（総務班）	勤務時間内のときは、庁内放送、電話等により各部に動員を伝達する	72
		2-2	各課	勤務時間外のときは、非常時緊急体制を編成する	72 資料集 3-5
		2-3	本部（総務班）	職員参集状況を把握する	72
業務実施時期：発災直後～					
3	災害対策本部事務局、政策推進部は、災害対策本部を設置する	3-1	本部（事務局班）	栗東市危機管理センター内に栗東市災害対策本部を設営する	72
		3-2	本部（事務局班）	栗東市危機管理センターが被災したときは、代替施設として、歴史民俗博物館の研修室の使用を検討するなど、市庁舎をはじめとする公共施設の中から適宜場所を選定し、栗東市災害対策本部を設営する	72
		3-3	本部（事務局班）	災害対策本部運営に必要な会議室、通信手段、書類・資機材等を準備する	72
		3-4	本部（総務班）	災害対策本部設置について、市職員、県、防災関係機関等に連絡する	72
		3-5	広報班	災害対策本部設置について住民に広報する	72
業務実施時期：発災直後～					
4	災害対策本部事務局、政策推進部は、災害対策本部を運営する	4-1	本部（総務班） 本部（情報班）	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する	72
		4-2	本部（事務局班）	本部長の判断を受け、災害対策本部会議の開催準備を行う	72

地震災害対策マニュアル
第1節 体制の確立

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
4		4-3	本部（事務局班）	災害対策本部会議を開催し、当面の市の対応方針を決定する	72	
		4-4	本部（事務局班）	特定の地域に被害が集中し、局地的な対応が必要なときは、現地災害対策本部を設置する	72	
		4-5	本部（事務局班） 本部（総務班）	当面の市の対応方針を市職員、県、防災関係機関等に報告する	72	
		4-6	広報班	当面の市の対応方針について、住民に広報する	72	
業務実施時期：発災直後～						
5	災害対策本部事務局、政策推進部は、災害対策本部を廃止する	5-1	本部（事務局班）	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する	72	
		5-2	本部（事務局班）	災害対策本部会議を開催し、災害対策本部の廃止を決定する	72	
		5-3	本部（事務局班）	災害対策本部の廃止について、県、防災関係機関等に連絡する	72	
		5-4	広報班	災害対策本部廃止について住民に広報する	72	
業務実施時期：発災直後～						
6	災害対策本部事務局は、災害対策本部体制の解除を伝達する	6-1	本部（事務局班）	本部長の判断を受け、災害対策本部体制を解除する	72	
		6-2	本部（事務局班） 本部（総務班）	災害対策本部体制の解除または災害警戒本部等への降格が決定されたときは、庁内放送、電話等により動員職員に伝達する	72	

(5) 職員の証票

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前						
1	各部は、市職員証を携帯する	1-1	各班	災害対策基本法に基づき、施設・家屋・物資の集積保管場所等に立入り、調査を行う場合は、市職員証を携帯する	74	

第2節 災害対応のコーディネート

第1 情報収集・整理・伝達

(1) 通信連絡体制の確立

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 災害対策本部事務局は、災害対策本部の有線通信手段を確保する	1-1	本部（事務局班）	固定電話、携帯電話、インターネット、県防災情報システム等の通信機器の被害状況を把握し、通信回線の疎通を確認する	81	
	1-2	本部（事務局班）	災害時優先電話の切換えを行い、各部に周知する	81	
	1-3	本部（事務局班）	必要に応じて、専門会社へ連絡し、施設設備の復旧を行う	81	
	1-4	本部（事務局班）	必要に応じて、西日本電信電話株式会社に対し、応急回線の確保、電話回線輻輳の緩和及び電話の疎通確保を要請する	81	
業務実施時期：発災直後～					
2 災害対策本部事務局は、無線の通信機能を確保する	2-1	本部（事務局班）	同報系防災行政無線、県防災行政無線の被害状況を把握し、通信回線の疎通を確認する	81	
	2-2	本部（事務局班）	必要に応じて、設備会社への修復依頼等、通信手段の維持活動を実施する	81	
業務実施時期：発災直後～					
3 災害対策本部事務局は、有線電話および防災行政無線通信不能時の代替通信手段を確保する	3-1	本部（事務局班）	衛星携帯電話（MCA 無線）の活用や伝令の派遣等を行う	81	
	3-2	本部（事務局班）	必要に応じて、近畿地方非常通信協議会に加入する機関（消防、警察、鉄道会社、放送機関等を含む）の無線の利用する	81	
	3-3	本部（事務局班）	必要に応じて、県に対して、放送機関に放送を依頼する	81	
	3-4	本部（事務局班）	その他必要に応じて、アマチュア無線や移動通信機器および移動電源車の貸与制度の活用を検討する	81	

(2) 被害状況等の把握および被害調査

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1	施設を所管する部は、所管する施設等の被害概況について、調査する	1-1	施設を所管する班	所管する施設または施設周辺の被害概況を調査し、被害の有無、被害概要等を把握する	82
		1-2	施設を所管する班	必要に応じて、市本部に不足する調査員や専門的な技術を要する調査員等の応援を要請する	82
業務実施時期：発災直後～					
2	施設を所管する部は、所管する施設等の被害概況をとりまとめ、市本部に報告する	2-1	施設を所管する班	所管する施設または施設周辺の被害概況等をまとめる	82
		2-2	施設を所管する班	被害概況等の取りまとめ結果を本部（情報班）に報告する	82

(3) 被害情報の収集・整理、被害情報の報告

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 災害対策支部は、地域の被害情報を収集、整理する	1-1	情報収集班	担当する学区の自治会や避難所から、被災状況、交通状況、避難状況、道路状況、住民の状況等を収集する	82	
	1-2	情報収集班	収集した情報を整理し、担当する学区の整理・伝達班に伝達する	82	
	1-3	整理・伝達班	情報収集班から伝えられた様々な情報を整理する	82	
	1-4	整理・伝達班	1時間ごとに整理した情報を本部(情報班)に報告する	83	
	1-5	整理・伝達班	市本部から指示事項があるときは、自治会や避難所にその内容を伝達する	83	
業務実施時期：発災直後～					
2 災害対策本部事務局は、被害情報を収集、整理する	2-1	本部(情報班)	対策支部や各部の報告から被害に関する情報を整理する	83	
	2-2	本部(情報班)	防災関係機関と連絡調整し、ライフラインや公共交通機関等の被害概況を確認する	83	
	2-3	本部(情報班)	各部や防災関係機関等の情報を一元化し、情報の鮮度、質、重要度や緊急度等を分類して情報を管理する	83	
	2-4	本部(情報班)	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県等に報告が必要な情報や住民に広報すべき情報を整理する	83	資料集 3-8、3-9、 3-10
業務実施時期：発災直後～					
3 災害対策本部事務局、議会事務局は、県、消防庁、市議会に被害情報を報告する	3-1	本部(情報班)	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県や消防庁に報告が必要な情報に関する様式を作成する	84	資料集 3-8、3-9、 3-10
	3-2	本部(情報班)	県や消防庁に報告が必要な情報について、作成した様式を用いて報告する	84	
	3-3	議会班	とりまとめた市の被害情報を市議会に報告する	84	

(4) 広報

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 危機管理局、政策推進部は、広報活動実施体制を確立する	1-1	危機管理班 広報班	被害状況や応急対策状況等を把握し、時期区分に応じて、広報すべき内容を検討する	84	
	1-2	広報班	必要と考えられる広報の文例を準備する	84	
	1-3	広報班	本部員の承認を受けるなど、広報内容を決定する	84	
	1-4	広報班	実施可能な広報手段を確認し、各部と要配慮者に配慮した広報活動の役割分担を行うなど、広報活動実施体制を確立する	84	
	1-5	広報班	必要に応じて、広報活動に係る人材（広報資料編集作業要員、広報活動要員、編集ボランティア等）、資機材（拡声器付車両等）を確保する	84	
業務実施時期：発災直後～					
2 政策推進部は、広報活動を実施する	2-1	広報班	各班、消防団、報道機関、その他関係機関・事業所・団体等と連携・協力し、広報活動を実施する	84	
	2-2	広報班	必要に応じて、県を通じて、ラジオ、テレビ局に対する緊急放送またはその他の応援広報を要請する	84	資料集 3-6、3-7
	2-3	広報班	必要に応じて、庁舎内にプレスセンターを設置し、本部長、報道機関等と連絡調整し、定期的に共同記者会見を行い、市の対応状況等について広報する	84	
	2-4	広報班	広報の実施状況を記録、集約し、市本部に報告する	84	

(5) 広聴

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 総務部、市民部は、市庁舎内に相談窓口を設置する	1-1	総務班 総合窓口班	市庁舎内に相談窓口専用スペースを確保する	85	
	1-2	総務班 総合窓口班	専用電話回線や窓口に必要な物品を準備する	85	
	1-3	総務班 総合窓口班	各部から2名程度の広聴担当職員の動員を依頼する	85	
	1-4	総務班 総合窓口班	広聴担当動員職員の配置を確認し、市本部に相談窓口の設置を報告する	85	
	1-5	総務班 総合窓口班	相談窓口の設置に関して住民に広報する	85	
業務実施時期：発災直後～					
2 市民部は、相談窓口を運営する	2-1	総合窓口班	広聴担当動員職員が聴取した相談記録を整理する	85	
	2-2	総合窓口班	必要に応じて、相談・照会・苦情等の情報を関係機関へ伝達し、迅速な処理を依頼する	85	
	2-3	総合窓口班	相談件数が多い案件について、回答文例や関連文書を作成する	85	
	2-4	総合窓口班	回答文例や関連文書を広聴担当動員職員に配布する	85	
業務実施時期：発災直後～					
3 市民部は、相談窓口を閉鎖する	3-1	総合窓口班	相談窓口の閉鎖を検討する	85	
	3-2	総合窓口班	本部の決定を受け、相談窓口を閉鎖し、後片付けを実施する	85	
	3-3	総合窓口班	相談窓口の閉鎖に関して広報する	85	
	3-4	総合窓口班	相談窓口専用スペースの原状回復を行い、本部に相談窓口の閉鎖を報告する	85	

(6) 安否情報の提供

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 市民部は、被災者の安否を確認する	1-1	総合窓口班	県、草津警察署等と協力して、被災者に関する情報を収集する	85	
	1-2	総合窓口班	被災者の安否情報を整理する	85	
	1-3	総合窓口班	被災者の安否について住民等から照会があった場合には、安否情報を回答する	85	
	1-4	総合窓口班	被災者の安否情報の整理結果を市本部に報告する	85	

第2 災害救助法の適用

(1) 災害救助法の適用基準、被害の認定基準、災害救助法の適用手続き

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災３時間後～					
1	危機管理局 は、被害状 況を把握す る	1-1	危機管理班	市本部で整理した情報より、家屋の被害状況等を把握する	86
		1-2	危機管理班	災害救助法の適用基準に該当するまたは該当する見込みがあるか判断する	86
業務実施時期：発災３時間後～					
2	危機管理局 は、災害救 助法の適用 を申請する	2-1	危機管理班	災害救助法の適用基準に該当するときは、直ちに災害発生の日時および場所、災害の要因、被害状況、既に実施した救助措置と今後の救助措置の見込みについて、口頭または電話により、県地方本部を通じて県知事に災害救助法の適用を申請する	87
		2-2	危機管理班	大津市域で震度７程度の地震が発生するなど、県の機能等に甚大な被害が発生して、被害状況の報告が一時的に不可能な場合には、災害救助法による応急救助に直ちに着手する	87
		2-3	危機管理班	災害救助法による応急救助に直ちに着手した場合は、県地域防災危機管理監を通じ、または直接、内閣総理大臣に被害状況の報告を行う	87

(2) 災害救助法による救助の実施、救助の実施状況の記録および報告

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～					
1	危機管理局、健康福祉部は、災害救助法に基づく救助の実施内容をとりまとめる	1-1	社会福祉班	災害救助法が適用されたときは、災害救助法の適用について各班に周知する	87
		1-2	社会福祉班	各班の救助実施状況を把握し、実施内容をとりまとめる	87
		1-3	危機管理班	救助の期間の延長が必要なときは、県知事にその旨を要請する	87
業務実施時期：発災 72 時間後～					
2	健康福祉部は、救助実施状況の記録を作成し、報告する	2-1	社会福祉班	各班がそれぞれ実施した救助事務の実施状況について、様式の作成を依頼する	88
		2-2	社会福祉班	様式をとりまとめ、救助にかかった費用等を県本部（健康福祉政策班）に報告する	88

第3 緊急輸送体制の整備

(1) 緊急輸送ネットワークの整備、交通の確保

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要	
業務実施時期：発災直後～						
1	建設部は、 緊急輸送道路を確保する	1-1	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	緊急輸送道路となる所管道路の通行可否、通行状況等を調査する	89	資料集 3-12
		1-2	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	必要に応じて、道路障害物の除去、立ち往生車両や放置車両の移動、応急補修等の啓開作業を行う	89	
		1-3	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	資機材、作業員が不足する場合は、市本部を通じて、栗東建設工業会に協力を依頼する	89	
		1-4	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	緊急輸送道路の被災状況や通行可否を市本部、草津警察署に報告する	89	
		1-5	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	緊急交通路の指定状況、市の避難所開設状況等を把握する	89	
		1-6	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	緊急輸送のために優先的に確保する路線を選定する	89	
		1-7	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	緊急輸送のために優先的に確保する路線について、一般車両の通行を規制するよう、県公安委員会に依頼する	89	
業務実施時期：発災直後～						
2	建設部は、 関係機関と連携して、 交通規制を実施する	2-1	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	国、県、西日本高速道路（株）と連絡調整し、連絡担当者を相互に決めるとともに、道路状況について情報交換する	89	
		2-2	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	草津警察署と連絡調整し、交通規制区域区間を確認し、迂回路等について他の道路管理者と調整する	89	
		2-3	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	交通規制区域内でとられる交通規制措置や迂回ルート等の案内看板を製作し、主要地点に設置する	89	資料集 3-13

地震災害対策マニュアル
第2節 災害対応のコーディネート

		2-4	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	交通規制区域、迂回ルート、運転者の取るべき措置等について整理する	89	
		2-5	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	交通規制区域、迂回ルート、運転者の取るべき措置等を広報する	89	
業務実施時期：発災直後～						
3	危機管理局、市民部は、必要に応じて、物資集積拠点を設置する	3-1	危機管理班	災害規模、県の陸上広域輸送拠点設置状況、提供される物資量等を勘案して、物資集積拠点の設置について検討する	90	
		3-2	危機管理班	市本部の指示に基づき、物資集積拠点の設置を決定し、施設管理者に開設を要請する	90	
		3-3	危機管理班	物資量により拠点が不足する場合は、民間事業者に物流倉庫等の利用に関する協力を要請する	90	
		3-4	危機管理班	車両による輸送が困難な場合や緊急性を要する場合等は、航空輸送の協力要請を検討する	90	
		3-5	危機管理班	必要に応じて、中消防署、県、草津警察署、自衛隊等と連携し、臨時ヘリポートを開設する	90	
		3-6	自治振興班	物資集積拠点、臨時ヘリポートの開設管理スタッフを確保する	90	

(2) 緊急通行車両の手続き、輸送手段の確保

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前					
1	総務部は、 緊急通行車 両と規制除 外車両の手 続きを実施 する	1-1	財政班	緊急通行車両、規制除外車両の申 請及び確認証明書と・標章の災害 発生前交付について周知する	90
		1-2	財政班	県・公安委員会に、緊急通行車両、 規制除外車両として必要な車両の 申請を行う	90
		1-3	財政班	緊急通行車両の確認証明書と・標 章と規制除外車両の事前届出済証 を配布する	90
業務実施時期：発災 24 時間後～					
2	総務部は、 車両・燃料 を確保する	2-1	財政班	市有車両の被害状況を確認し、各部 の必要車両数等を把握する	90
		2-2	財政班	各部の必要車両を調整し、市有車両 を適切に配分する	90
		2-3	財政班	市保有車両のみでは対応が困難な 場合は、不足する車両を整理し、一 括で車両を借上げる	90
		2-4	財政班	車両の借上げでも不足する場合は、 応援協定締結先、県、他自治体等へ の応援を要請する	90 資料集 2-27
		2-5	財政班	必要に応じて、燃料等供給業者に燃 料の調達に関する協力を要請する	90
業務実施時期：発災 24 時間後～					
3	総務部は、 緊急通行車 両を確保す る	3-1	財政班	事前登録された規制除外車両に確 認証明書・標章を配布する	90 資料集 3-14
		3-2	財政班	県公安委員会に緊急通行車両およ び規制除外車両として追加登録が 必要な車両の申請を行う	90
		3-3	財政班	追加登録された緊急通行車両およ び規制除外車両に確認証明書・標章 を配布する	90 資料集 3-14

地震災害対策マニュアル
第2節 災害対応のコーディネート

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要	
業務実施時期：発災 24 時間後～						
4	危機管理局 は、その他の 輸送手段を 確保する	4-1	危機管理班	車両による輸送が困難な場合や緊急性を要する場合等は、航空輸送、鉄道輸送等の協力要請を検討する	91	
		4-2	危機管理班	必要に応じて、県、草津警察署、自衛隊等と連絡調整し、ヘリコプターの応援可否を確認する	91	資料集 3-15
		4-3	危機管理班	応援可能機関との調整を受けて、臨時ヘリポート予定地の施設管理者と連絡調整し、臨時ヘリポート開設の可否を確認する	91	
		4-4	危機管理班	臨時ヘリポート開設の可否や施設周辺の被害状況、ホイス地点等の必要地、輸送ルートを勘案して、臨時ヘリポートの開設場所を決定する	91	
		4-5	危機管理班	臨時ヘリポートの施設管理者に臨時ヘリポートの開設を依頼する	91	
		4-6	危機管理班	臨時ヘリポートの開設準備が整ったことを応援可能機関に報告する	91	
		4-7	危機管理班	鉄道で輸送することが適当な場合は、西日本旅客鉄道株式会社に協力を要請する	91	

(3) 緊急輸送の実施

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～					
1 総務部は、 緊急輸送を 実施する	1-1	財政班	滋賀県トラック協会等に緊急輸送に 関する実施の協力を要請する	91	
	1-2	財政班	緊急輸送を実施する機関に輸送記録 簿、燃料および消耗品受払簿、修繕 費支払簿等の作成を依頼する	91	
	1-3	財政班	緊急輸送の実施内容を確認する	91	
	1-4	財政班	災害救助法が適用され、救助のため、 移送または輸送を行ったときは、輸 送費として通常の実費を精算する	91	

第4 応援の要請、受入れ

(1) 応援の要請、受援体制の確立、応援部隊の撤収

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～					
1 危機管理局 は、応援の 要請・要求 を行う	1-1	危機管理班	各部へ支援や応援要請を必要とする 作業の有無について照会する	93	
	1-2	危機管理班	各部の要請、市の被災状況等を踏ま え、応援要請先（自衛隊、県、他自 治体）、応援内容、応援期間等の応 援要請の方針を決定する	93	
	1-3	危機管理班	応援要請依頼書を作成し、応援要請 先へ応援要請依頼または応援要請の 要求を行う	93	資料集 3-16
業務実施時期：発災 24 時間後～					
2 危機管理局、総務部 は、受援体 制を確立す る	2-1	総務班	連絡員を定めるとともに、応援要請 先の連絡担当者を確認する	95	
	2-2	総務班	派遣部隊や応援職員の活動拠点、連 絡事務所（宿舍等）を確保するとと もに、必要な資機材等を準備する	95	
	2-3	総務班	現場担当者を定めるとともに、派遣 部隊と作業計画を立案する	95	
	2-4	総務班	派遣部隊や応援職員の作業進捗状 況を把握し、応援の実施記録を作成 する	95	
	2-5	総務班	必要に応じて、派遣部隊や応援職員 の作業計画を修正する	95	
	2-6	危機管理班	必要に応じて、他の応援や公共的団 体、民間等への協力を実施する	95	
業務実施時期：発災 72 時間後～					
3 危機管理局、総務部 は、応援要 員の撤収の 要請を行う	3-1	危機管理班	各部へ応援の必要がなくなった作業 内容の有無について照会する	96	
	3-2	危機管理班	応援の必要がなくなった作業内容、 撤収要請先、撤収時期等の方針を決 定する	96	
	3-3	危機管理班	撤収依頼書を作成し、応援部隊の撤 収を要請する	96	
	3-4	財政班	各種応援の実施記録を整理する	96	
	3-5	財政班	各種応援に係る経費を精算する	96	

(2) 従事命令、協力命令

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 総務部は、必要に応じて、従事命令を行う	1-1	総務班	必要に応じて、市域内の住民または当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させる	96	資料集 3-17
	1-2	総務班	命令対象者に公用令書を交付し、受領書を受理する	96	
	1-3	総務班	従事台帳に所要事項を記録する	96	
業務実施時期：発災 24 時間後～					
2 総務部は、必要に応じて、従事命令を解除する	2-1	総務班	必要に応じて、公用取消令書を作成する	96	
	2-2	総務班	命令対象者に公用取消令書を交付し、受領書を受理する	96	
	2-3	総務班	従事台帳に所要事項を記録する	96	
業務実施時期：発災 24 時間後～					
3 総務部は、日当、旅費、超過勤務手当、扶助金、損失補償等の実費を弁償する	3-1	総務班	実費弁償に関する災害救助様式を作成する	96	
	3-2	総務班	県に作成した災害救助様式を提出する	96	
	3-3	総務班	経費精算に必要な書類を整理する	96	
	3-4	総務班	命令対象者に精算額を支給する	96	
業務実施時期：発災直後～					
4 総務部は、必要に応じて、協力命令を行う	4-1	総務班	各班に、協力命令が可能なことを伝達する	96	資料集 3-17
	4-2	総務班	各班が実施した協力命令に関する情報を把握する	96	

地震災害対策マニュアル
第2節 災害対応のコーディネート

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～					
5	総務部は、協力命令時の命令対象者の負傷、疾病、または死亡を確認する	5-1	総務班	各班から協力命令実施時における命令対象者の負傷、疾病、または死亡等の状況を確認する	96
		5-2	総務班	本人または遺族に扶助金支給申請書様式を交付する	96
		5-3	総務班	扶助金支給申請者より扶助金支給申請書を受理する	96
		5-4	総務班	協力命令証明書を発行する	96
業務実施時期：発災 24 時間後～					
6	総務部は、扶助金の実費を弁償する	6-1	総務班	実費弁償に関する災害救助様式を作成する	96
		6-2	総務班	県に作成した災害救助様式を提出する	96
		6-3	総務班	経費精算に必要な書類を整理する	96
		6-4	総務班	扶助金支給申請者に精算額を支給する	96

第3節 生命を守るための対策

第1 避難

(1) 避難情報の発令

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 危機管理局、政策推進部、市民部は、避難情報を伝達する	1-1	危機管理班	中消防署、草津警察署と連絡調整し、避難情報の発令状況を把握する	97	
	1-2	危機管理班	必要に応じて、本部長の指示を受け、対象地域に避難情報を伝達する	97	
	1-3	広報班 自治振興班	避難情報の対象地域に複数の伝達手段で避難情報を伝達する	97	
	1-4	危機管理班	避難情報の発令状況を県や隣接市等関係機関へ連絡する	97	資料集 3-18

(2) 警戒区域の設定

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前～					
1 危機管理局、湖南広域消防局は、警戒区域を設定する	1-1	中消防署	災害現場等において、危険を防止するために必要があるときは、警戒区域を設定する	99	
	1-2	危機管理班	現場に職員を派遣して、退去の確認や立入禁止の措置を講ずる	99	
	1-3	中消防署	警戒区域の設定について、市本部に報告する	99	
	1-4	危機管理班	必要に応じて、草津警察署、自主防災組織等の協力を得て、住民の退去を確認する	99	
業務実施時期：発災直後～					
2 危機管理局、政策推進部は、警戒区域等の設定を周知する	2-1	危機管理班	中消防署、草津警察署等と連絡調整し、警戒区域の設定状況を把握する	99	
	2-2	危機管理班	警戒区域の設定状況を整理する	99	資料集 3-19
	2-3	広報班	警戒区域の設定状況に関して広報する	99	
	2-4	広報班	警戒区域の設定状況を県や隣接市等関係機関へ連絡する	99	

(3) 緊急避難場所、避難所等の開設

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1	健 康 福 祉 部、こども 家庭局は、 緊急避難場 所、避難所 を開設する	1-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	避難場所派遣職員を緊急避難場所、 避難所に派遣する	資料集 2-10, 2- 11
		1-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	人員が不足する場合は、市本部に応 援を要請する	
		1-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	施設管理者と連携して、施設の安全 確認を行い、使用可否を判断し、市 本部へ報告する	
		1-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	施設管理者と連携して、避難者受入 れスペースや立入禁止区域等を確認する	

		1-5	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	施設管理者と連携して、避難者を 受入れ、避難者名簿を作成する	99	
		1-6	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	緊急避難場所、避難所の開設状況 を市本部に報告する	99	

(4) 避難誘導

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 危機管理局 は、避難誘 導を実施す る	1-1	危機管理班	避難対象地区に応じて、誘導員（消防団）を派遣するなど、草津警察署、自治会・自主防災組織等が実施する避難誘導に協力する	99	
	1-2	危機管理班	必要に応じて、誘導標識、誘導ロープ、投光機、照明器具等の調達に協力する	103	
	1-3	危機管理班	災害が広範囲で人材、物資等が調達できないときは、市本部に応援を要請する	99	
	1-4	危機管理班	安全な地域・施設への避難の完了を確認し、市本部に報告する	99	

(5) 避難行動要支援者の避難支援

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1	健康福祉部は、避難行動要支援者に避難情報を伝達する	1-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難行動要支援者の支援体制を確立する	100
		1-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難情報の対象地域の避難行動要支援者名簿を準備する	100
		1-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	草津警察署、市社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等と連携し、避難情報の対象地域の避難行動要支援者に避難情報を伝達する	100
		1-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難がより危険を招くと判断されるときは、屋内安全確保に関する措置を指示する	100
業務実施時期：発災直後～					
2	健康福祉部は、要配慮者利用施設に避難情報を伝達する	2-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難情報の対象地域に要配慮者利用施設があるときは、該当する施設とその避難先（一時避難場所、避難所等）を確認する	100
		2-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難情報の対象地域にある要配慮者利用施設の施設管理者に避難情報を伝達する	100

地震災害対策マニュアル
第3節 生命を守るための対策

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
3	健康福祉部は、避難行動要支援者の安否を確認する	3-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	草津警察署、市社会福祉協議会、消防団、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民等の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認体制を確保する	100
		3-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難行動要支援者名簿を活用して避難行動要支援者の安否を確認する	100
		3-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	病気、負傷等により、医療機関、福祉施設等への移送が必要な避難行動要支援者がいるときは、適宜施設へ移送する	100
		3-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	危険な区域に避難行動要支援者が残留するときは、安全な場所へ移動を促し、必要に応じて、移送する	100
		3-5	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	草津警察署、その他関係機関・団体等と連絡調整し、安否が確認できない避難行動要支援者を検索する	100
		3-6	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難行動要支援者の安否情報を整理する	100
		3-7	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難行動要支援者の安否情報の整理結果を市本部に報告する	100

地震災害対策マニュアル
第3節 生命を守るための対策

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
4	市民部、健康福祉部、こども家庭局、教育委員会は、施設利用者等の避難を確認する	4-1	人権擁護班 ひだまりの家班 社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 教育総務班 学校教育班	所管する施設の管理者と連絡調整し、施設利用者・入所者、園児・児童・生徒、施設職員、教職員等の安全確保状況を把握する	100
		4-2	人権擁護班 ひだまりの家班 社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 教育総務班 学校教育班	施設利用者・入所者、園児・児童・生徒、施設職員、教職員等の被害情報や他の施設に移送された者等の情報を整理する	100
		4-3	人権擁護班 ひだまりの家班 社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 教育総務班 学校教育班	施設利用者・入所者、園児・児童・生徒、施設職員、教職員等の人的被害に関する情報整理結果を市本部に報告する	100

(6) 帰宅困難者対策

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1	危機管理局、政策推進部は、帰宅困難者に情報を提供する	1-1	危機管理班	交通機関の復旧情報や道路の被災・復旧に関する情報等、帰宅が可能なかどうかの判断に必要な情報を把握する	101
		1-2	危機管理班	県と連絡調整し、災害時帰宅支援ステーション、一時滞在施設の開設状況等を把握する	101 資料集 3-20
		1-3	危機管理班	一時滞在施設が確保できないときは、緊急避難場所での受入れ可否を施設管理者と調整する	101
		1-4	危機管理班	通行可能な道路情報、災害時帰宅支援ステーション、一時滞在施設（緊急避難場所）に関する情報を整理する	101
		1-5	広報班	通行可能な道路情報、災害時帰宅支援ステーション、一時滞在施設（緊急避難場所）に関する情報等を広報する	101
		1-6	広報班	企業等に一斉帰宅抑制の呼びかけを依頼する	101
		1-7	広報班	外国人観光客に災害時帰宅支援ステーション、一時滞在施設（緊急避難場所）に関する情報等の情報を提供する	102

第2 水防

(1) 緊急調査の実施

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 環境経済部、建設部は、所管施設（河川管理施設、ため池、農業施設等）の緊急調査の実施体制を確立する	1-1	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	把握した被害概況や住民からの通報、水防区域、防災重点ため池（特定農業用ため池）等の危険箇所等の情報をもとに所管施設の緊急調査対象箇所を選定する	102	資料集 2-40、3-21
	1-2	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	所管する施設の緊急調査に必要な人員、資機材等を確保する	102	
	1-3	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	必要に応じて、消防団、ため池管理者、自治会長または自主防災組織等に協力を依頼する	102	
	1-4	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	必要な人員、資機材等が不足する場合は、市本部に依頼する	102	
業務実施時期：発災直後～					
2 危機管理局、環境経済部、建設部、湖南広域消防局は、所管施設（河川管理施設、ため池、農業施設等）の緊急調査を実施する	2-1	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班 中消防署	所管する施設の緊急調査を実施し、二次災害等の危険度を評価する	102	
	2-2	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班 中消防署	現場から堤防の決壊や著しい被害を生じるおそれがある旨の報告を受けたときは、立入禁止措置を講じる	102	
	2-3	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班 中消防署	現場から堤防の決壊や著しい被害を生じるおそれがある旨の報告を受けたときは、関係地区に避難情報を発令するよう市本部に依頼する	102	

		2-4	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班 中消防署	所管する施設の緊急調査実施結果を整理する	102	
		2-5	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班 中消防署	所管する施設の緊急調査実施結果を市本部に報告する	102	
		2-6	危機管理班 農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班 中消防署	所管する施設の被災状況を災害発生後 1 週間以内に県地方本部県本部へ報告する	102	

(2) 応急措置の実施

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 環境経済部、建設部は、所管施設（河川管理施設、ため池、農業施設等）の応急措置の実施体制を確立する	1-1	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	緊急調査結果から所管する施設の応急措置実施箇所を決定する	102	
	1-2	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	所管する施設の応急措置に関する実施計画を作成する	102	
	1-3	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	応急措置に関する実施計画にしたがい、応急措置に必要な人員、資機材等を確保する	102	
	1-4	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	必要に応じて、土木建築業者等に協力を依頼する	102	
	1-5	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	必要な人員、資機材が不足する場合は、市本部に依頼する	102	
業務実施時期：発災直後～					
2 危機管理局、環境経済部、建設部は、所管施設（河川管理施設、ため池、農業施設等）の応急措置を行う	2-1	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	応急措置に関する実施計画にしたがい、応急工作、障害物の除去、仮復旧等施設状況に応じた応急措置を講じる	103	
	2-2	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	所管する施設に関し、実施した応急措置を整理する	103	
	2-3	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	所管する施設に関し、実施した応急措置を市本部に報告する	103	
	2-4	危機管理班 農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	所管する施設に関し、実施した対応状況を県地方本部へ報告する	103	

第3 消防、救急・救助

(1) 消防

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 湖南広域消防局は、火災の発生概況を把握する	1-1	中消防署	通報、現地確認等により、火災の発生を覚知する	103	
	1-2	中消防署	市本部と連携を図り、災害に係る情報を共有する	103	
	1-3	中消防署	火災・災害等即報要領に定める基準に該当する災害が発生した場合は要領に基づき報告を実施する。	103	
業務実施時期：発災直後～					
2 危機管理局、湖南広域消防局は、消火活動体制を確立する	2-1	中消防署	消防局警備計画に基づく、前進指揮所を設置する	103	
	2-2	中消防署	消防局警備計画に基づき、消防隊を配備する	103	
	2-3	危機管理班	出動計画に基づき、消防団を招集し、中消防署、草津警察署、自主防災組織等と情報連絡体制を確立する	103	
	2-4	中消防署	火災の発生状況、消火栓、防火水槽等の消防施設の破損および道路の通行状況等を迅速に把握するための情報を収集し、活動の基本方針を決定する	103	
	2-5	中消防署	消防庁舎、消防車両、資機材、通信機器等の機能を確保する	103	
	2-6	中消防署	市本部、県、草津警察署、自衛隊等と連携し、情報連絡を密に行うとともに、必要に応じて、被災地等に現地合同調整所を設置する	103	

地震災害対策マニュアル
第3節 生命を守るための対策

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～						
3	湖南広域消防局は、消火活動を行う	3-1	中消防署	火災の状況に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案して消火活動を行う	104	
		3-2	中消防署	消防団、地域住民等と密接に連携し、消火活動を行う	104	
		3-3	中消防署	必要に応じて、延焼状況等の消防広報を行う	104	
		3-4	中消防署	消火活動実施状況を市本部に報告する	104	

(2) 救急・救助

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～						
1	湖南広域消防局は、人的被害の発生概況を把握する	1-1	中消防署	通報、現地確認等により、要救助者の発生状況や人的被害等を覚知する	104	
		1-2	中消防署	市本部と連携を図り、災害に係る情報を共有する	104	
		1-3	中消防署	火災・災害等即報要領に定める基準に該当する災害が発生した場合は要領に基づき報告を実施する。	104	
業務実施時期：発災直後～						
2	危機管理局、湖南広域消防局は、救助・救急活動体制を確立する	2-1	中消防署	湖南広域消防局消防部隊出動要綱に基づき、災害規模に応じて、出動隊を配備する	104	
		2-2	危機管理班	出動計画に基づき、消防団を招集し、中消防署、草津警察署、草津栗東医師会、自衛隊、日本赤十字社、自主防災組織等と情報連絡体制を確立する	104	
		2-3	中消防署	必要に応じて、救急車の進入に便利な位置等に応急救護所を設置する	104	
		2-4	中消防署	応援救助・救急力の派遣優先順位等を考慮し、活動の基本方針を決定する	104	
		2-5	中消防署	市本部、県、草津警察署、自衛隊等と連携し、情報連絡を密に行うとともに、必要に応じて、被災地等に現地合同調整所を設置する	104	

(3) 消防、救急・救助の応援要請

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災3時間後～					
1	危機管理局、湖南広域消防局は、必要に応じて、応援を要請する	1-1	中消防署	必要に応じて、滋賀県広域消防相互応援協定、高速道路等に関する各種消防応援協定に基づき、消防業務に関する応援を要請する	105
		1-2	危機管理班	必要に応じて、滋賀県下消防団広域相互応援協定に基づき、消防団の応援を要請する	105
		1-3	中消防署	さらに、消防力が不足する場合は、県に対して、緊急消防援助隊の派遣を要請する	105
		1-4	中消防署	林野火災等が発生した場合は、必要に応じて、県へ県防災ヘリコプターの出動を要請する	105
		1-5	中消防署	緊急に負傷者の救出や避難者等を収容・搬送する必要があるときは、県へ県防災ヘリコプター、県警ヘリコプター等の出動を要請する	106
		1-6	中消防署	応援を要請したときは、逐次到着する応援消防隊(緊急消防援助隊を含む)や自衛隊等と協議し、活動調整を行う	106

第4 医療・救護活動

(1) 医療救護体制の確立、救護所の設置

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 健康福祉部、こども家庭局は、応急医療体制を確保する	1-1	長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	済生会滋賀県病院、中消防署から情報収集するとともに市本部が把握する人的被害（負傷者数等）の情報から医療需要を推定する	106	
	1-2	長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	県保健医療福祉調整地方本部と連携し、病院等（有床診療所を含む）の被災状況等を把握する	106	
	1-3	長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	患者の受入れや医療救護班、助産救護班、こころのケアチーム等（以下、「救護班」という。）の派遣可否、応需状況を整理する	107	
	1-4	長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	草津栗東医師会、草津栗東守山野洲歯科医師会、びわこ薬剤師会と連携し、フェーズごとの医療需要に見合う救護班を確保する	107	資料集 3-22
	1-5	長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	必要に応じて、県保健医療福祉調整地方本部に災害派遣医療チーム（DMAT）や救護班の派遣を要請する	107	
	1-6	長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	必要に応じて、市本部を通じて、湖南広域消防局に対して、湖南緊急医療班（KDMAT）の出動を要請する	107	
業務実施時期：発災3時間後～					
2 危機管理局、健康福祉部、こども家庭局は、救護所を設置する	2-1	長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	災害状況に応じて、市本部と連絡調整し、救護所の設置場所を決定し、救護所の施設管理者に協力を要請する	108	
	2-2	長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	救護所の施設管理者と連携して、診療空間・診療機能を確保する	108	
	2-3	長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	派遣される救護班と連絡調整し、それぞれの配置先を調整する	108	
	2-4	長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	救護所の開設準備完了後、設置場所に標識等を掲示し、周知する	108	
	2-5	長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	救護所の設置状況を市本部に報告する	108	

		2-6	危機管理班 長寿福祉班 健康増進班 こども家庭センター班	救護所の設置場所に関して広報する	108	
--	--	-----	---------------------------------------	------------------	-----	--

(2) 医療救護活動

業務	手順	担当 班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 健康福祉部、こども家庭局は、医療救護活動を実施する	1-1	健康増進班 こども家庭センター班	逐次、派遣される救護班と連絡調整し、医療救護活動に協力する	109	
	1-2	健康増進班 こども家庭センター班	救護所における医療救護活動の記録を整理する	109	
	1-3	健康増進班 こども家庭センター班	医療救護活動記録の整理結果を市本部に報告する	109	
	1-4	健康増進班 こども家庭センター班	必要に応じて、救護班の過不足を確認し、救護所間の人材、物資の調整を市本部に要請する	109	
	1-5	健康増進班 こども家庭センター班	必要に応じて、救護所の縮小・閉鎖や要員の交替を検討し、市本部に報告する	109	
業務実施時期：発災 24 時間後～					
2 健康福祉部、こども家庭局は、移送体制を確保する	2-1	健康増進班 こども家庭センター班	救護所で適切な治療ができない患者がいるときは、中消防署に救急車等での移送を依頼する	109	
	2-2	健康増進班 こども家庭センター班	県保健医療福祉調整地方本部を通じて、後方支援病院となり得る施設を確保する	109	
	2-3	健康増進班 こども家庭センター班	救急車が不足するときや遠方への輸送が必要なときなどは、必要に応じて、市本部に移送を要請する	109	
	2-4	健康増進班 こども家庭センター班	必要に応じて、医療救護スタッフ用の車両を確保する	109	
	2-5	健康増進班 こども家庭センター班	重症患者、医療救護スタッフ等の移送に当たり、ヘリコプターが必要なときは、市本部に県本部への応援要請を依頼する	109	

(3) 医薬品等の調達

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～					
1 健康福祉部、こども家庭局は、医薬品、衛生材料を確保する	1-1	健康増進班 こども家庭センター班	派遣される救護班と連絡調整し、医療・助産救護のために使用する医薬品、衛生材料等の必要数を推定する	109	
	1-2	健康増進班 こども家庭センター班	医薬品、衛生材料が不足する場合は、びわこ薬剤師会等へ協力を要請する	109	資料集 3-23
	1-3	健康増進班 こども家庭センター班	医薬品、衛生材料が不足する場合は、県保健医療福祉調整地方本部を通じて県薬剤師会、県医薬品卸協会等に協力を要請する	109	
	1-4	健康増進班 こども家庭センター班	医薬品、衛生材料等調達した物資は、集積・分配し、各救護所へ配送する	109	
	1-5	健康増進班 こども家庭センター班	輸血用血液が必要な場合は、県赤十字血液センターに供給を要請する	109	

第5 危険物等の二次災害防止活動

(1) 危険物施設、火薬および高圧ガス貯蔵施設、毒物劇物等貯蔵施設、毒物劇物・危険物等流出、放射性物質取扱施設等の応急対策

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 危機管理局、湖南広域消防局は、危険物施設等の責任者や関係機関と連絡調整する	1-1	危機管理班 中消防署	危険物施設、高圧ガス貯蔵施設、火薬類貯蔵施設、毒物劇物等貯蔵施設、放射性物質取扱施設等（以下、危険物施設等という）の責任者と連絡体制を確立する	110	資料集 2-39
	1-2	中消防署	危険物施設等の責任者が実施する施設の被害状況や点検調査結果等を把握し、市本部、草津警察署、関係機関等と協力体制を確立する	110	
	1-3	中消防署	危険物の貯蔵取扱状況、規模の大小、管理の実態、その危険性（爆発性、有毒ガス発生、引火性）等と周辺の消防事象を判断して、部隊運用方針を決定する	110	
	1-4	中消防署	必要に応じて、消火薬剤等の緊急搬送、消防警戒区域の設定等の要員を確保する	110	
	1-5	中消防署	危険物施設等の被害状況や消防の対応方針をとりまとめ、市本部に報告する	110	
	1-6	中消防署	必要に応じて、県、応援協定締結自治体等に応援を要請する	110	
業務実施時期：発災直後～					
2 危機管理局、湖南広域消防局は、危険物施設等の応急対策を実施する	2-1	危機管理班 中消防署	消防隊と消防団を運用して、必要に応じた防御活動体制を確保する	110	
	2-2	中消防署	消防団と連携して、災害現場において、防御活動を実施する	110	
	2-3	中消防署	必要に応じて、危険物施設等の責任者が実施する応急措置に協力する	110	
	2-4	中消防署	必要に応じて、警戒区域の設定、住民の立入制限・退去、広報等の措置を行う	110	
	2-5	中消防署	危険物施設等の被害、実施した防御活動や応急措置を市本部に報告する	110	

(2) 特定動物による危害防止対策

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 環境経済部 は、危険動 物の逸走に 対応する	1-1	環境政策班	人間に危害を及ぼすおそれのある特 定動物の逸走が確認されたとき、県 (生活衛生課および動物保護管理 センター)、草津警察署等に連絡す る	112	
	1-2	環境政策班	特定動物の逸走した地域への注意 喚起の広報を行う	112	
	1-3	環境政策班	特定動物等の捕獲に必要な人員お よび車両、資機材等を調達する	112	
	1-4	環境政策班	県(生活衛生課および動物保護管理 センター)、草津警察署等の関係者 と連携して、危険動物を捕獲すると ともに、収容場所を確保する	112	

第6 その他施設の二次災害防止活動

(1) 公共施設応急対策

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 施設を所管する部は、公共施設の危険度調査を実施する	1-1	施設を所管する班	公共施設の施設管理者と連絡調整し、災害による公共施設の被害概況を把握する	112	
	1-2	施設を所管する班	必要に応じて、県、地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士関係団体、建設業関係団体等に協力を要請し、被災建築物の応急危険度判定調査実施体制および被災宅地危険度判定調査実施体制を確立する	112	
	1-3	施設を所管する班	危険度判定調査を実施し、避難の要否、継続使用に関する保守および構造補強等の要否を判定する	112	
	1-4	施設を所管する班	危険度判定調査結果を整理する	112	
	1-5	施設を所管する班	公共施設の施設利用可否等を市本部に報告する	112	
業務実施時期：発災直後～					
2 総務部、施設を所管する部は、公共施設の応急復旧を行う	2-1	財政班 施設を所管する班	公共施設に著しい被害を生じるおそれがある場合は、避難および立入制限等の措置を講じる	113	
	2-2	財政班 施設を所管する班	継続使用が可能な施設について、必要に応じた補修等の応急措置を講じる	113	
	2-3	財政班 施設を所管する班	公共施設の応急措置に関し、必要に応じて、市本部に県本部等への応援要請を依頼する	113	
	2-4	財政班 施設を所管する班	市庁舎の被害が著しく執務に支障があるときは、行政事務の執行等を考慮し、歴史民俗博物館の研修室の使用を検討するなど、仮設庁舎を確保する	113	
	2-5	財政班 施設を所管する班	公共施設に関し、実施した応急措置を整理する	113	
	2-6	財政班 施設を所管する班	公共施設に関し、実施した応急措置を市本部に報告する	113	

(2) 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定の実施

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～					
1 建設部は、被災建築物応急危険度判定実施本部を設置する	1-1	住宅班	市民部税務班と連携し、建築物被害に関する情報を収集する	113	
	1-2	住宅班	被災建築物応急危険度判定実施需要を推定する	113	
	1-3	住宅班	被災建築物応急危険度判定実施本部の設置要否を判断し、市本部に報告する	113	
	1-4	住宅班	市本部の被災建築物応急危険度判定実施の決定を受け、被災建築物応急危険度判定実施本部を設置する	113	
	1-5	住宅班	被災建築物応急危険度判定実施本部の設置を県本部に連絡する	113	
業務実施時期：発災 24 時間後～					
2 建設部は、被災建築物応急危険度判定実施本部を運営する	2-1	住宅班	被災建築物応急危険度判定の対象地域、実施体制等を定めた被災建築物応急危険度判定実施計画を作成する	113	
	2-2	住宅班	被災建築物応急危険度判定実施計画にしたがい、被災建築物応急危険度判定士や判定資機材を確保し、実施体制を確立する	113	
	2-3	住宅班	被災建築物応急危険度判定士や判定資機材が不足する場合は、県本部に支援を要請する	113	
	2-4	住宅班	被災建築物応急危険度判定実施計画にしたがい、被災建築物応急危険度判定を実施する	113	
	2-5	住宅班	著しい被害を生じるおそれがある建築物がある場合は、避難および立入制限等の措置を講じる	113	
	2-6	住宅班	被災建築物応急危険度判定結果を整理する	113	
	2-7	住宅班	被災建築物応急危険度判定結果を市本部に報告する	113	

地震災害対策マニュアル
第3節 生命を守るための対策

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 72 時間後～					
3 建設部は、被災建築物応急危険度判定実施本部を閉鎖する	3-1	住宅班	被災建築物応急危険度判定実施状況の進捗管理を行う	113	
	3-2	住宅班	被災建築物応急危険度判定実施本部の閉鎖時期について検討し、市本部に報告する	113	
	3-3	住宅班	市本部の決定を受け、被災建築物応急危険度判定実施本部を閉鎖する	113	
	3-4	住宅班	被災建築物応急危険度判定実施本部の閉鎖を県本部に連絡する	113	
業務実施時期：発災 1 週間後～					
4 建設部は、被災宅地危険度判定実施本部を設置する	4-1	住宅班	市民部税務班と連携し、宅地被害に関する情報を収集する	113	
	4-2	住宅班	被災宅地危険度判定実施需要を推定する	113	
	4-3	住宅班	被災宅地危険度判定実施本部の設置要否を判断し、市本部に報告する	113	
	4-4	住宅班	市本部の被災宅地危険度判定実施の決定を受け、被災宅地危険度判定実施本部を設置する	113	
	4-5	住宅班	被災宅地危険度判定実施本部の設置を県本部に連絡する	113	
業務実施時期：発災 1 週間後～					
5 建設部は、被災宅地危険度判定実施本部を運営する	5-1	住宅班	危険度判定の対象区域、実施体制等を定めた判定実施計画を作成する	113	資料集 3-24
	5-2	住宅班	判定実施計画にしたがい、被災宅地危険度判定士や判定資機材を確保し、実施体制を確立する	113	
	5-3	住宅班	被災宅地危険度判定士や判定資機材が不足する場合は、県本部に支援を要請する	113	
	5-4	住宅班	判定実施計画にしたがい、危険度判定調査を実施する	113	
	5-5	住宅班	著しい被害を生じるおそれがある宅地がある場合は、避難および立入制限等の措置を講じる	113	
	5-6	住宅班	被災宅地危険度判定結果を整理する	113	
	5-7	住宅班	被災宅地危険度判定結果を市本部に報告する	113	

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 2 週間後～					
6	建設部は、被災宅地危険度判定実施本部を閉鎖する	6-1	住宅班	被災宅地危険度判定実施状況の進捗管理を行う	113
		6-2	住宅班	被災宅地危険度判定実施本部の閉鎖時期について検討し、市本部に報告する	113
		6-3	住宅班	市本部の決定を受け、被災宅地危険度判定実施本部を閉鎖する	113
		6-4	住宅班	被災宅地危険度判定実施本部の閉鎖を県本部に連絡する	113

(4) 河川管理施設等の応急対策

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 建設部は、 所管する河 川管理施設 等の緊急点 検調査を実 施する	1-1	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設、砂防設備（以下、「河 川管理施設等」という）の被害概況 を把握する	114	
	1-2	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設等の緊急点検調査に 必要な人員、資機材を確保する	114	
	1-3	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設等の緊急点検調査を 実施し、二次災害等危険度を評価す る	114	
	1-4	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設等の緊急点検調査実 施結果を整理する	114	
	1-5	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設等の緊急点検調査実 施結果を市本部に報告する	114	
	1-6	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設等の被災状況を災害 発生後 1 週間以内に県地方本部へ 報告する	114	
業務実施時期：発災直後～					
2 建設部は、 所管する河 川管理施設 等の復旧措 置を行う	2-1	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設等に著しい被害を生 じるおそれがある場合は、避難およ び立入制限等の措置を講じる	114	
	2-2	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設等に関し、障害物の除 去等復旧措置を講じる	114	
	2-3	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設等の復旧措置に関し、 必要に応じて、市本部に県本部等へ の応援要請を依頼する	114	
	2-4	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設等に関し、実施した復 旧措置を整理する	114	
	2-5	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設等に関し、実施した復 旧措置を市本部に報告する	114	
	2-6	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	河川管理施設等に関し、実施した対 応状況を県地方本部へ報告する	114	

(5) 農林業施設等の応急対策

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 環境経済部は、所管する農業用施設等の緊急点検調査を実施する	1-1	農林班	所管するため池、農業用施設、農業集落排水処理施設、農道・林道、畜産施設、治山施設等（以下「農業用施設等」という）の被害概況を把握する	114	
	1-2	農林班	所管する農業用施設等の緊急点検調査に必要な人員、資機材を確保する	114	
	1-3	農林班	所管する農業用施設等の緊急点検調査を実施し、二次災害等危険度を評価する	114	
	1-4	農林班	所管する農業用施設等の緊急点検調査実施結果を整理する	114	
	1-5	農林班	所管する農業用施設等の緊急点検調査実施結果を市本部に報告する	114	
	1-6	農林班	所管する農業用施設等の被災状況を災害発生後 1 週間以内に県地方本部へ報告する	114	
業務実施時期：発災直後～					
2 環境経済部は、所管する農業用施設等の復旧措置を行う	2-1	農林班	所管する農業用施設等に著しい被害を生じるおそれがある場合は、避難および立入制限等の措置を講じる	114	
	2-2	農林班	所管する農業用施設等に関し、障害物の除去等復旧措置を講じる	114	
	2-3	農林班	所管する農業用施設等の復旧措置に関し、必要に応じて、市本部に県への応援要請を依頼する	114	
	2-4	農林班	所管する農業用施設等に関し、実施した復旧措置を整理する	114	
	2-5	農林班	所管する農業用施設等に関し、実施した復旧措置を市本部に報告する	114	
	2-6	農林班	所管する農業用施設等に関し、実施した対応状況を県地方本部へ報告する	114	

(6) 土砂災害に関する応急対策

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 環境経済部、建設部は、土砂災害の緊急点検調査を実施する	1-1	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	土砂災害警戒区域等、土砂災害に関する基本情報を収集し、点検調査基礎資料を整理する	115	資料集 1-13
	1-2	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	調査班を編成するなど、緊急点検調査体制を確立する	115	
	1-3	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	必要に応じて、市本部から県を通じて、国土交通省近畿地方整備局に専門家（TEC-FORCE 等）の派遣を要請する	115	
	1-4	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	土砂災害等の緊急点検調査（土砂災害警戒区域の目視調査、ヘリコプターによる空中探査等）を実施し、二次災害等の危険度を評価する	116	
	1-5	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	土砂災害の緊急点検調査実施結果を市本部に報告する	116	
	1-6	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	土砂災害等に関する被災状況を県地方本部へ報告する	116	
業務実施時期：発災直後～					
2 環境経済部、建設部は、土砂災害の二次災害防止措置を行う	2-1	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	点検結果より、著しい被害を生じるおそれがある場合は、防災関係機関、住民等と連携して、避難および立入制限等の措置を講じる	116	
	2-2	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	必要に応じて、仮排水路の設置、ブルーシートの被覆、土嚢積みなどの二次災害防止措置を講じるほか、土地所有者・管理者等への安全対策指導、巡視、警戒等を実施する	116	
	2-3	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	実施した土砂災害等の二次災害防止措置を整理する	116	

		2-4	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	実施した土砂災害等の二次災害防止措置整理結果を市本部に報告する	116	
		2-5	農林班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	実施した土砂災害等への対応状況を県地方本部へ報告する	116	

(7) 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止対策

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 建設部は、施設・設備の点検を実施する	1-1	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	南海トラフ地震臨時情報が発表されたら、各施設・設備の点検を実施する	116	
	1-2	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	施設・設備の点検結果を市本部に報告する	116	
業務実施時期：発災直後～					
2 建設部は、危険地域からの避難の実施を検討する	2-1	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	後発地震によって土砂災害の発生が懸念される地域の避難実施を検討する	116	
	2-2	都市計画班 土木交通班 道路・河川班	避難を実施した場合は、避難解除時期について具体的な計画を策定する	116	
業務実施時期：発災 24 時間後～					
3 建設部は、後発地震による危険について周知する	3-1	住宅班	後発地震による倒壊や損壊の危険について周知する	116	
	3-2	住宅班	応急危険度判定により危険な建物や崖地等と判断された場所の立入禁止について周知する	116	

原子力災害対策マニュアル

第1節 体制の確立

第1 原子力災害配備体制

(1) 緊急事態の把握

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前					
1 危機管理局は、当面の緊急事態等を把握する	1-1	危機管理課 (勤務時間外は宿直)	県から伝達される原子力災害に関連する情報を受信する	74	
	1-2	危機管理課 (勤務時間外は宿直)	地震による揺れを感知したときは、福井県の原子力事業所所在地の震度情報をテレビ、インターネット等で確認する	74	
	1-3	危機管理課 (勤務時間外は宿直)	情報収集事態（フェーズ1）を確認したときは、危機管理局長、危機管理担当次長、危機管理課長に連絡する	74	
	1-4	危機管理課 (勤務時間外は宿直)	引き続き、テレビ、インターネット等の情報をモニタリングする	74	

(2) 配備体制の確立、職員の動員、警戒2号体制

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前					
1 危機管理局は、警戒2号体制を確立する	1-1	危機管理課	県から提供を受けた情報や報道されている情報等をもとに、危機管理局長と連絡、協議し、必要な体制を検討する	75	
	1-2	危機管理課	職員参集メールや庁内グループウェアシステム、電話、庁内放送施設、チャットツール等（勤務時間外は、電話、職員参集メール）により参集が必要な職員に動員を伝達する	75	
	1-3	危機管理課	職員参集状況を把握する	75	
業務実施時期：発災前					
2 危機管理局は、情報収集・整理・伝達を行う	2-1	危機管理課	適宜、県と連絡調整し、事態の進展等について確認する	75	
	2-2	危機管理課	隣接市と連絡調整し、必要な対応を協議する	75	
	2-3	危機管理課	収集した情報を整理する	75	
業務実施時期：発災前					
3 危機管理局は、警戒2号体制の解除を伝達する	3-1	危機管理課	整理された情報等をもとに、副市長に連絡し、協議のうえ、災害警戒本部体制への移行または体制の解除を検討する	76	
	3-2	危機管理課	協議により、警戒2号体制の解除が決定されたときは、庁内放送、電話等により動員職員に伝達する	76	
	3-3	危機管理課	災害警戒本部体制へ移行するときは、関係職員に伝達する	76	

(3) 災害警戒本部の設置、運営および廃止

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前～					
1 危機管理局は、当面の緊急事態等を把握する	1-1	危機管理課 (勤務時間外は宿直)	県から伝達される原子力災害に関連する情報を受信する	76	
	1-2	危機管理課 (勤務時間外は宿直)	地震による揺れを感知したときは、福井県の原子力事業所所在地の震度情報をテレビ、インターネット等で確認する	76	
	1-3	危機管理課 (勤務時間外は宿直)	警戒事態（フェーズ2）を確認したときは、市長、副市長、教育長、危機管理局長、危機管理担当次長、危機管理課長に連絡する	76	
	1-4	危機管理課 (勤務時間外は宿直)	引き続き、テレビ、インターネット等の情報をモニタリングする	76	
業務実施時期：発災前～					
2 危機管理局は、災害警戒本部体制を確立する	2-1	危機管理課	県から提供を受けた情報や報道されている情報等をもとに、市長、副市長、教育部長に連絡し、協議のうえ、必要な体制を検討する	76	資料集 3-3
	2-2	危機管理課	副市長の判断を受け、決定された配備体制を確認する	76	
	2-3	危機管理課	職員参集メールや庁内グループウェアシステム、電話、庁内放送施設、チャットツール等（勤務時間外は、電話、職員参集メール）により各部または参集が必要な職員に動員を伝達する	76	
	2-4	危機管理課	職員参集状況を把握する	76	
業務実施時期：発災前～					
3 危機管理局、政策推進部は、災害警戒本部を設置する	3-1	危機管理課	副市長の決定を受け、栗東市危機管理センター内に栗東市災害警戒本部を設営する	76	
	3-2	危機管理課	災害警戒本部運営に必要な書類・資機材等を準備する	76	
	3-3	危機管理課	災害警戒本部設置について、市職員、県、防災関係機関等に連絡する	76	
	3-4	広報班	災害警戒本部設置について住民に広報する	76	

原子力災害対策マニュアル
第1節 体制の確立

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前～					
4 危機管理局、政策推進部は、災害警戒本部を運営する	4-1	危機管理課	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する	76	
	4-2	危機管理課	本部長の判断を受け、災害警戒本部会議の開催準備を行う	76	
	4-3	危機管理課	災害警戒本部会議を開催し、当面の市の対応方針を決定する	76	
	4-4	危機管理課	当面の市の対応方針を市職員、県、防災関係機関等に報告する	76	
	4-5	広報班	当面の市の対応方針について、住民に広報する	76	
業務実施時期：発災前～					
5 危機管理局、政策推進部は、災害警戒本部を廃止する	5-1	危機管理課	適宜、県と連絡調整し、事態の進展等について確認する	76	
	5-2	危機管理課	隣接市と連絡調整し、必要な対応を協議する	76	
	5-3	危機管理課	災害警戒本部会議を開催し、市長に連絡し、協議のうえ、災害対策本部への移行あるいは災害警戒本部の廃止を決定する	76	
	5-4	危機管理課	災害警戒本部の廃止について、県、防災関係機関等に連絡する	76	
	5-5	広報課	災害警戒本部廃止について住民に広報する	76	
業務実施時期：発災前～					
6 危機管理局は、災害警戒本部体制を解除する	6-1	危機管理課	副市長の判断を受け、災害警戒本部体制を解除する	76	
	6-2	危機管理課	災害警戒本部体制の解除が決定されたときは、庁内放送、電話等により動員職員に伝達する	76	
	6-3	危機管理課	災害対策本部体制へ移行するときは、関係職員に伝達する	76	

(4) 災害対策本部体制の設置、運営および廃止

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1	危機管理局 は、当面の 緊急事態等 を把握する	1-1	危機管理課	県から伝達される原子力災害に関連 する情報を受領する	76
		1-2	危機管理課	施設敷地緊急事態（フェーズ3）ま たは全面緊急事態（フェーズ4）を 確認したときは、市長、副市長、教 育長、危機管理局長、危機管理担当 次長、危機管理課長に連絡する	76
		1-3	危機管理課	引き続き、テレビ、インターネット 等の情報をモニタリングする	76
業務実施時期：発災直後～					
2	災害対策本 部 事 務 局 は、災害対 策本部体制 を確立する	2-1	本部（事務局班）	市長の判断を受け、決定された配備 体制を確認する	77
		2-2	本部（事務局班）	職員参集メールや庁内グループウェ アシステム、電話、庁内放送施設、 チャットツール等（勤務時間外は、 電話、職員参集メール）により各部 または参集が必要な職員に動員を伝 達する	77
		2-3	本部（事務局班）	職員参集状況を把握する	77
		2-4	危機管理課	市長の決定を受け、災害対策本部を 設置する	77
業務実施時期：発災直後～					
3	災害対策本 部事務局、 政策推進部 は、災害対 策本部を設 置する	3-1	本部（事務局班）	市長の決定を受け、栗東市危機管理 センター内に栗東市災害対策本部を 設営する	77
		3-2	本部（事務局班）	災害対策本部運営に必要な書類・資 機材等を準備する	77
		3-3	本部（事務局班）	災害対策本部設置について、市職員、 県、防災関係機関等に連絡する	77
		3-4	広報班	災害対策本部設置について住民に広 報する	77

原子力災害対策マニュアル
第1節 体制の確立

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
4 災害対策本部事務局、政策推進部は、災害対策本部を運営する	4-1	本部（事務局班）	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する	77	
	4-2	本部（事務局班）	本部長の判断を受け、災害対策本部会議の開催準備を行う	77	
	4-3	本部（事務局班）	災害対策本部会議を開催し、当面の市の対応方針を決定する	77	
	4-4	本部（事務局班）	当面の市の対応方針を市職員、県、防災関係機関等に報告する	77	
	4-5	広報班	当面の市の対応方針について、住民に広報する	77	
業務実施時期：発災直後～					
5 災害対策本部事務局、政策推進部は、災害対策本部を廃止する	5-1	本部（事務局班）	適宜、県と連絡調整し、事態の進展等について確認する	77	
	5-2	本部（事務局班）	隣接市と連絡調整し、必要な対応を協議する	77	
	5-3	本部（事務局班）	災害対策本部会議を開催し、災害警戒本部等への降格あるいは災害対策本部の廃止を決定する	77	
	5-4	本部（事務局班）	災害対策本部の廃止について、県、防災関係機関等に連絡する	77	
	5-5	広報班	災害対策本部廃止について住民に広報する	77	
業務実施時期：発災直後～					
6 災害対策本部事務局は、災害対策本部体制を解除する	6-1	本部（事務局班）	市長の判断を受け、災害対策本部体制を解除する	77	
	6-2	本部（事務局班） 本部（総務班）	災害対策本部体制の解除または災害警戒本部等への降格が決定されたときは、庁内放送、電話等により動員職員に伝達する	77	

(5) 職員の証票

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前						
1	各部は、市職員証を携帯する	1-1	各班	災害対策基本法に基づき、施設・家屋・物資の集積保管場所等に立入り、調査を行う場合は、市職員証を携帯する	78	

第2節 災害対応のコーディネート

第1 情報収集・整理・伝達

(1) 通信連絡体制の確立

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 災害対策本部事務局、総務部は、災害対策本部の有線通信手段を確保する	1-1	総務班	固定電話、携帯電話、インターネット、県防災情報システム等の通信機器の被害状況を把握し、通信回線の疎通を確認する	81	
	1-2	本部（事務局班）	災害時優先電話の切換えを行い、各部に周知する	81	
	1-3	本部（事務局班）	必要に応じて、専門業者へ連絡し、施設設備の復旧を行う	81	
	1-4	本部（事務局班）	必要に応じて、西日本電信電話株式会社に対し、応急回線の確保、電話回線輻輳の緩和及び電話の疎通確保を要請する	81	
業務実施時期：発災直後～					
2 災害対策本部事務局は、無線の通信機能を確保する	2-1	本部（事務局班）	移動系防災行政無線、同報系防災行政無線、県防災行政無線の被害状況を把握し、通信回線の疎通を確認する	81	
	2-2	本部（事務局班）	必要に応じて、専門業者への修復依頼等、通信手段の維持活動を実施する	81	
業務実施時期：発災直後～					
3 災害対策本部事務局は、代替通信手段を確保する	3-1	本部（事務局班）	衛星電話等の活用や伝令の派遣等を行う	81	
	3-2	本部（事務局班）	必要に応じて、非常通信協議会構成機関（警察、消防、水防、交通、電気等）の自営通信回線、公共安全モバイルシステム、アマチュア無線等を利用する	81	
	3-3	本部（事務局班）	必要に応じて、移動通信機器および移動電源車の貸与制度を活用する	81	

(2) 被害状況等の把握および被害調査

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1	施設を所管する部は、所管する施設等の被害概況について、調査する	1-1	施設を所管する班	所管する施設または施設周辺の被害概況を調査し、被害の有無、被害概要等を把握する	82
		1-2	施設を所管する班	必要に応じて、市本部に不足する調査員や専門的な技術を要する調査員等の応援を要請する	82
業務実施時期：発災直後～					
2	施設を所管する部は、所管する施設等の被害概況をとりまとめ、市本部に報告する	2-1	施設を所管する班	所管する施設または施設周辺の被害概況等をまとめる	82
		2-2	施設を所管する班	被害概況等の取りまとめ結果を本部（情報班）に報告する	82

(3) 被害情報の収集・整理、被害情報の報告

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 災害対策支部は、地域の被害情報を収集、整理する	1-1	情報収集班	担当する学区の自治会や避難所から、被災状況、交通状況、避難状況、道路状況、住民の状況等を収集する	82	
	1-2	情報収集班	収集した情報を整理し、担当する学区の整理・伝達班に伝達する	82	
	1-3	整理・伝達班	情報収集班から伝えられた様々な情報を整理する	82	
	1-4	整理・伝達班	1時間ごとに整理した情報を本部(情報班)に報告する	82	
	1-5	整理・伝達班	市本部から指示事項があるときは、自治会や避難所にその内容を伝達する	82	
業務実施時期：発災直後～					
2 災害対策本部事務局は、被害情報を収集、整理する	2-1	本部(情報班)	対策支部や各部の報告から被害に関する情報を整理する	82	
	2-2	本部(情報班)	防災関係機関と連絡調整し、ライフラインや公共交通機関等の被害概況を確認する	82	
	2-3	本部(情報班)	各部や防災関係機関等の情報を一元化し、情報の鮮度、質、重要度や緊急度等を分類して情報を管理する	82	
	2-4	本部(情報班)	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県等に報告が必要な情報や住民に広報すべき情報を整理する	82	資料集 3-8、3-9、 3-10
業務実施時期：発災直後～					
3 災害対策本部事務局、議会事務局は、県、消防庁、市議会に被害情報を報告する	3-1	本部(情報班)	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県や消防庁に報告が必要な情報に関する様式を作成する	83	資料集 3-8、3-9、 3-10
	3-2	本部(情報班)	県や消防庁に報告が必要な情報について、作成した様式を用いて報告する	83	
	3-3	議会班	とりまとめた市の被害情報を市議会に報告する	83	

(4) 広報

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 危機管理局、政策推進部は、広報活動実施体制を確立する	1-1	危機管理班 広報班	被害状況や応急対策状況等を把握し、時期区分に応じて、広報すべき内容を検討する	84	
	1-2	広報班	必要と考えられる広報の文例を準備する	84	
	1-3	広報班	本部員の承認を受けるなど、広報内容を決定する	84	
	1-4	広報班	実施可能な広報手段を確認し、各部と要配慮者に配慮した広報活動の役割分担を行うなど、広報活動実施体制を確立する	84	
	1-5	広報班	必要に応じて、広報活動に係る人材（広報資料編集作業要員、広報活動要員、編集ボランティア等）、資機材（拡声器付車両等）を確保する	84	
業務実施時期：発災直後～					
2 政策推進部は、広報活動を実施する	2-1	広報班	各班、消防団、報道機関、その他関係機関・事業所・団体等と連携・協力し、広報活動を実施する	84	
	2-2	広報班	必要に応じて、県を通じて、ラジオ、テレビ局に対する緊急放送またはその他の応援広報を要請する	84	資料集 3-6、3-7
	2-3	広報班	必要に応じて、庁舎内にプレスセンターを設置し、本部長、報道機関等と連絡調整し、定期的に共同記者会見を行い、市の対応状況等について広報する	84	
	2-4	広報班	広報の実施状況を記録、集約し、市本部に報告する	84	

(5) 広聴

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 総務部、市民部は、市庁舎内に相談窓口を設置する	1-1	総務班 総合窓口班	市庁舎内に相談窓口専用スペースを確保する	85	
	1-2	総務班 総合窓口班	専用電話回線や窓口に必要な物品を準備する	85	
	1-3	総務班 総合窓口班	各部から2名程度の広聴担当職員の動員を依頼する	85	
	1-4	総務班 総合窓口班	広聴担当動員職員の配置を確認し、市本部に相談窓口の設置を報告する	85	
	1-5	総務班 総合窓口班	相談窓口の設置に関して広報する	85	
業務実施時期：発災直後～					
2 市民部は、相談窓口を運営する	2-1	総合窓口班	広聴担当動員職員が聴取した相談記録を整理する	85	
	2-2	総合窓口班	必要に応じて、相談・照会・苦情等の情報を関係機関へ伝達し、迅速な処理を依頼する	85	
	2-3	総合窓口班	相談件数が多い案件について、回答文例や関連文書を作成する	85	
	2-4	総合窓口班	回答文例や関連文書を広聴担当動員職員に配布する	85	
業務実施時期：発災直後～					
3 市民部は、相談窓口を閉鎖する	3-1	総合窓口班	相談窓口の閉鎖を検討する	85	
	3-2	総合窓口班	本部の決定を受け、相談窓口を閉鎖し、後片付けを実施する	85	
	3-3	総合窓口班	相談窓口の閉鎖に関して広報する	85	
	3-4	総合窓口班	相談窓口専用スペースの原状回復を行い、本部に相談窓口の閉鎖を報告する	85	

(6) 安否情報の提供

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 市民部は、被災者の安否を確認する	1-1	総合窓口班	県、草津警察署等と協力して、被災者に関する情報を収集する	85	
	1-2	総合窓口班	被災者の安否情報を整理する	85	
	1-3	総合窓口班	被災者の安否について住民等から照会があった場合には、安否情報を回答する	85	
	1-4	総合窓口班	被災者の安否情報の整理結果を市本部に報告する	85	

第3節 生命を守るための対策

第1 原子力災害対応

(1) 緊急時モニタリング等の実施

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 危機管理局は、緊急時モニタリングを実施する	1-1	危機管理班	県と連絡調整し、緊急時モニタリングの準備や緊急時モニタリングの実施等についての実施状況を確認する	117	
	1-2	危機管理班	県の緊急時モニタリング結果(大気中の放射性物質および放射線量)を把握する	117	資料集 3-25
	1-3	危機管理班	市庁舎等においてモニタリングによる環境放射線量の測定を独自に行い、測定結果について県と情報共有を行う	117	
	1-4	危機管理班	緊急時モニタリング結果について、メール配信システム、市ホームページ等により公表する	117	
	1-5	危機管理班	緊急時モニタリング結果を受けて、退避および避難ならびに飲食物の摂取制限等の緊急対策の実施の要否を検討する	117	

(2) 避難、屋内退避等の防護措置

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 危機管理局は、避難および屋内退避等の伝達内容を確認する	1-1	危機管理班	放射能汚染による被害が発生するおそれがあるときなど、県からの要請を受けたときは、取るべき防護措置（避難または一時移転、屋内退避）の内容や対象地域等を確認する	117	
	1-2	危機管理班	必要に応じて、施設管理者と連絡調整し、避難所の開設可否を確認する	117	
	1-3	危機管理班	広域避難または一時移転（市外へ避難）を行う必要があるときは、県および受入先の市町村長や災害時応援協定締結先の自治体と連絡調整し、協力内容を確認する	117	
	1-4	危機管理班	要配慮者が避難または一時移転、屋内退避を行う必要があるときは、自治会、自主防災組織、消防団、県等に避難誘導の協力を要請する	117	
	1-5	危機管理班	取るべき防護措置の種類（避難または屋内退避）、対象地域、避難先等を判断し、本部長に具申する	117	
	1-6	危機管理班	本部長の判断を受け、避難または屋内退避の発令を決定し、各班に決定内容を周知する	117	
	1-7	危機管理班	避難または一時移転、屋内退避の発令を県、防災関係機関に報告する	117	
業務実施時期：発災直後～					
2 政策推進部は、住民に対して避難および屋内退避等を伝達する	2-1	広報班	避難または一時移転、屋内退避等の伝達手段を検討し、広報実施体制を確立する	117	
	2-2	広報班	広報文等を作成し、複数の伝達手段で避難または一時移転、屋内退避等を住民に広報する	117	
	2-3	広報班	必要に応じて、報道機関に避難または一時移転、屋内退避等に関する放送を依頼する	117	

(3) 安定ヨウ素剤予防の服用

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 危機管理局、政策推進部は、安定ヨウ素剤の配布準備を行う	1-1	危機管理班	安定ヨウ素剤の服用に関して、原子力規制委員会がその必要性を判断し、国本部または県本部より指示があったとき、対象地域を把握し、配布に必要な薬剤の数量を推定する	118	資料集 3-26
	1-2	危機管理班	確保可能な概ねの安定ヨウ素剤の数量を確認する	118	
	1-3	危機管理班	必要な安定ヨウ素剤が市内において調達が困難な場合は、県本部に応援を要請する	118	
	1-4	危機管理班	こども家庭局と調整し、安定ヨウ素剤の調達・保管、配分の実施体制を確立する	118	
	1-5	危機管理班	配布時期、配布場所等を取りまとめた安定ヨウ素剤配布計画を作成し、災害対策本部の承認を受ける	118	
	1-6	広報班	安定ヨウ素剤配布計画にしたがい、配布時期、配布場所、服用方法等を住民に広報する	118	
業務実施時期：発災直後～					
2 健康福祉部、こども家庭局は、安定ヨウ素剤を配布する	2-1	健康増進班 こども家庭センター班	医師、薬剤師等の協力を得て住民説明を行い、安定ヨウ素剤を配布する	118	
	2-2	健康増進班 こども家庭センター班	配布した安定ヨウ素剤の受領書を回収し、保管する	118	資料集 3-27
	2-3	健康増進班 こども家庭センター班	安定ヨウ素剤の配布状況を市本部に報告する	118	

(4) 住民等への情報伝達、相談活動

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～					
1 総務部、市民部、健康福祉部、環境経済部、上下水道事業所は、原子力災害に関する相談窓口を開設する	1-1	総務班 人事班 総合窓口班 健康増進班 農林班 商工観光労政班 農業委員会事務局班 上下水道班	原子力災害に関する応急対策実施区域に市が含まれるときは、国、県と協議し、被災者の相談に統一的に対応するために、相談・指導内容について協議を行う	119	
	1-2	総合窓口班	原子力災害に関する情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備する	119	
	1-3	総合窓口班	国、県と連携して、原子力災害に関する当面の住民の問合せに対応する相談窓口を開設する	119	
	1-4	総合窓口班	専用電話回線や窓口に必要な物品を準備する	119	
	1-5	総務班	各部に 2 名程度の広聴担当職員の動員を依頼する	119	
	1-6	総務班	広聴担当動員職員の配置を確認し、市本部に原子力災害に関する相談窓口の開設を報告する	119	
業務実施時期：発災 24 時間後～					
2 総務部、市民部、健康福祉部、環境経済部、上下水道事業所は、原子力災害に関する相談窓口を運営する	2-1	総合窓口班 健康増進班 農林班 商工観光労政班 農業委員会事務局班 上下水道班	広聴担当動員職員が聴取した相談記録を整理する	119	
	2-2	総務班	相談窓口担当班以外の相談・照会・苦情に関して、関係機関へ伝達し、迅速な処理を依頼する	119	
	2-3	総合窓口班 健康増進班 農林班 商工観光労政班 農業委員会事務局班 上下水道班	相談件数が多い案件について、回答文例や関連文書を作成する	119	

原子力災害対策マニュアル
第3節 生命を守るための対策

		2-4	総合窓口班	安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、草津警察署等と協力して、被災者に関する情報を収集する	119	
		2-5	総合窓口班	回答文例や関連文書を広聴担当者に配布する	119	
業務実施時期：発災1週間後～						
3	政策推進部、環境経済部は、風評被害などの影響を削減する	3-1	農林班 商工観光労政班 農業委員会事務局班	放射能汚染への不安による消費者の買い控えや市場での取引拒否、価格低下等の風評被害を軽減するため、県と連携して、農地等、観光地、商店街等の汚染状況を確認する	119	
		3-2	広報班 農林班 商工観光労政班 農業委員会事務局班	環境放射線モニタリング結果により安全が確認されたときは、新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ等、多様なメディアを活用して、迅速に公表し、市内の安全性を全国に情報発信する	119	

(5) 飲食物の摂取制限等

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～					
1 健康福祉部、環境経済部、上下水道事業所は、緊急時における飲食物の出荷制限、摂取制限等を実施する	1-1	健康増進班 農林班 農業委員会事務局班 上下水道班	国および県の要請を受けた当該対象地域における飲食物の出荷制限および摂取制限の内容を確認する	119	資料集 3-28
	1-2	健康増進班 農林班 農業委員会事務局班 上下水道班	国および県の要請を受けた当該対象地域における飲食物の出荷制限および摂取制限の内容を各班に周知する	119	
	1-3	上下水道班	県より放射性物質による汚染状況の調査の要請を受けたときは、飲料水の検査に協力する	119	
	1-4	上下水道班	県より要請を受けたときは、汚染水源の使用禁止および汚染飲料水の飲用禁止を広報車、ホームページ、メールなどにより広報する	119	
	1-5	農林班 農業委員会事務局班	県より要請を受けたときは、汚染地区の住民、JA、集荷機関、市場の責任者等に、汚染農林畜水産物の採取禁止、出荷制限等を周知する	119	
	1-6	健康増進班 農林班 農業委員会事務局班 上下水道班	飲食物の出荷制限および摂取制限の内容や放射線の影響による健康被害について、広報する	119	

(6) 原子力災害医療

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～						
1	危機管理局 は、原子力 災害医療に 協力する	1-1	危機管理班	国が緊急時に実施する、住民等の健康管理、汚染検査、除染等の緊急被ばく医療に協力する	119	
		1-2	危機管理班	被ばく者の放射線障害専門病院等への移送が必要なときは、県に依頼する	119	
		1-3	危機管理班	県を通じて、関西広域連合または国に移送手段の優先的確保を要請する	119	

(7) 業務継続に係る措置

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1	各部は、避難先に退避する	1-1	各班 市庁舎が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれる場合は、県等と連携し、避難先に退避する	120	
		1-2	広報班 避難先へ退避することについて、住民に広報する	120	
業務実施時期：発災３時間後～					
2	各部は、継続する必要がある業務を実施する	2-1	各班 業務継続計画に基づき、避難先で退避後も継続する必要がある業務を実施する	120	
		2-2	各班 応急対策実施区域を含む市域の一部が、立ち退き指示を受けた地域に含まれ、かつ市庁舎等が当該地域に含まれるときは、必要に応じて、県の支援を受け、適切な施設で業務を継続する	120	

(8) 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～						
1	湖南広域消防局は、事業所外運搬中の事故について、連携体制を確保する	1-1	中消防署	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故により、放射性物質あるいは放射線が放出されたとの通報を受けたときは、ただちに県に報告する	120	
		1-2	中消防署	市、草津警察署等と連携して、災害現場における活動を迅速かつ効率的に実施するため、現地調整所を設置する	120	
業務実施時期：発災 24 時間後～						
2	政策推進部、湖南広域消防局は、事業所外運搬中の事故について、必要な措置を実施する	2-1	中消防署	消防団、草津警察署と連携して、状況に応じて消防警戒区域(放射線危険区域)等の管理区域を設定し、汚染拡大防止措置を取る	120	
		2-2	中消防署	事故等関係者と協力して、火災の消火、救助、救急、広報等の措置を実施する	120	
		2-3	広報班	必要に応じて、避難対策、広報等の応急活動を実施する	120	

事故災害対策マニュアル

第1節 体制の確立

第1 事故災害配備体制

(1) 突発的な事故等の把握

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 危機管理局は、初動対策班を確立する	1-1	危機管理課 (勤務時間外は宿直)	市内および隣接市で大規模な事故災害が発生したとき、またはそのおそれがあるときは、中消防署、草津警察署等と連絡調整し、事故の概要を把握する	78	資料集 3-29
	1-2	危機管理課	勤務時間外の場合は、提供を受けた情報や報道されている情報等をもとに、市長、副市長、教育長に連絡し、協議のうえ、必要な体制を検討する	78	
	1-3	危機管理課	初動対策班の確立が決定されたときは、電話等（勤務時間外は、電話、携帯電話メール）により危機管理課員に動員を伝達する	78	
業務実施時期：発災直後～					
2 危機管理局は、情報収集・整理・伝達を行う	2-1	危機管理課	テレビ、インターネット等の情報をモニタリングする	78	
	2-2	危機管理課	中消防署、草津警察署等から事故の進展状況等を把握する	78	
	2-3	危機管理課	整理された情報等をもとに、市長、副市長、教育長に連絡し、協議のうえ、事故対策本部体制への移行または体制の解除を検討する	78	
	2-4	危機管理課	事故対策本部体制へ移行するときは、関係職員に伝達する	78	

(2) 配備体制、動員、初動対策班、事故対策本部の設置および廃止

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 危機管理局は、事故対策本部体制を確立する	1-1	危機管理課	市長の判断を受け、決定された配備体制を確認する	78	
	1-2	危機管理課	職員参集メールや庁内グループウェアシステム、電話、庁内放送施設、チャットツール等（勤務時間外は、電話、職員参集メール）により参集が必要な職員に動員を伝達する	78	
	1-3	危機管理課	参集職員状況を把握する	78	
業務実施時期：発災直後～					
2 危機管理局、施設を所管する部は、情報収集・整理・伝達を行う	2-1	施設を所管する班	事故災害に関連する所管施設または施設周辺の被害概況を調査し、異常の有無を確認する	78	
	2-2	施設を所管する班	異常があるときは、市事故対策本部に報告する	78	
	2-3	危機管理班	収集した情報を整理する	78	
業務実施時期：発災直後～					
3 危機管理局、政策推進部は、事故対策本部を設置する	3-1	危機管理班	市長の決定を受け、栗東市危機管理センター内に栗東市事故対策本部を設営する	78	
	3-2	危機管理班	事故対策本部運営に必要な書類・資機材等を準備する	78	
	3-3	危機管理班	事故対策本部設置について、市職員、県、防災関係機関等に連絡する	78	
	3-4	広報班	事故対策本部設置について住民に広報する	78	
業務実施時期：発災直後～					
4 危機管理局、政策推進部は、事故対策本部を運営する	4-1	危機管理班	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する	79	
	4-2	危機管理班	本部長の判断を受け、事故対策本部会議の開催準備を行う	79	
	4-3	危機管理班	事故対策本部会議を開催し、当面の市の対応方針を決定する	79	
	4-4	危機管理班	当面の市の対応方針を市職員、県、防災関係機関等に報告する	79	
	4-5	広報班	当面の市の対応方針について、住民に広報する	79	

事故災害対策マニュアル
第1節 体制の確立

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
5	危機管理局、政策推進部は、事故対策本部を廃止する	5-1	危機管理班	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する	79
		5-2	危機管理班	事故対策本部会議を開催し、災害対策本部への移行あるいは事故対策本部の廃止を決定する	79
		5-3	危機管理班	事故対策本部廃止について、市職員、県、防災関係機関等に連絡する	79
		5-4	広報班	事故対策本部廃止について広報する	79
業務実施時期：発災直後～					
6	危機管理局は、事故対策本部体制の解除を伝達する	6-1	危機管理班	本部長の判断を受け、事故対策本部体制を解除する	79
		6-2	危機管理班	庁内放送、電話等により動員職員に事故対策本部体制の解除を伝達する	79

第2節 災害対応のコーディネート

第1 情報収集・整理・伝達

(1) 事故情報の収集・整理

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 危機管理局は、事故の発生や人的被害の概況について、把握する	1-1	危機管理班	中消防署と連絡調整し、通報、現地確認等が行われた事故の発生や人的被害等を把握する	82	
	1-2	危機管理班	事故の発生や人的被害等の概況を取りまとめ、市本部に報告する	82	
業務実施時期：発災直後～					
2 危機管理局は、被害情報を収集、整理する	2-1	危機管理班	事故等関係者と連絡調整し、事故の被害状況の詳細を把握する	82	
	2-2	危機管理班	各種事故災害に応じて、防災関係機関と連絡調整し、ライフラインや公共交通機関等の被害概況を確認する	82	
	2-3	危機管理班	判明している情報をもとに、各部に事故災害に関連する所管施設の被害調査を依頼する	82	
業務実施時期：発災直後～					
3 施設を所管する部は、所管する施設等の被害概況について、調査する	3-1	施設を所管する班	事故災害に関連する所管施設または施設周辺の被害調査を実施する	82	
	3-2	施設を所管する班	事故災害に関連する所管施設または施設周辺の被害概況等を取りまとめる	82	
	3-3	施設を所管する班	被害概況等の取りまとめ結果を市本部に報告する	82	
業務実施時期：発災直後～					
4 危機管理局は、県、消防庁に被害情報を報告する	4-1	危機管理班	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県や消防庁に報告が必要な情報に関する様式を作成する	82	
	4-2	危機管理班	県や消防庁に報告が必要な情報について、作成した様式を用いて報告する	82	

(2) 広報

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1	危機管理局、政策推進部は、広報活動実施体制を確立する	1-1	危機管理班 広報班	被害状況や応急対策状況等を把握し、時期区分に応じて、広報すべき内容を検討する	83
		1-2	広報班	必要と考えられる広報の文例を準備する	83
		1-3	広報班	本部員の承認を受けるなど、広報内容を決定する	83
		1-4	広報班	実施可能な広報手段を確認し、各部と要配慮者に配慮した広報活動の役割分担を行うなど、広報活動実施体制を確立する	83
		1-5	広報班	必要に応じて、広報活動に係る人材（広報資料編集作業要員、広報活動要員、編集ボランティア等）、資機材（拡声器付車両等）を確保する	83
業務実施時期：発災直後～					
2	政策推進部は、広報活動を実施する	2-1	広報班	各班、消防団、報道機関、その他関係機関・事業所・団体等と連携・協力し、広報活動を実施する	83
		2-2	広報班	必要に応じて、県を通じて、ラジオ、テレビ局に対する緊急放送またはその他の応援広報を要請する	83
		2-3	広報班	必要に応じて、庁舎内にプレスセンターを設置し、本部長、報道機関等と連絡調整し、定期的に共同記者会見を行い、市の対応状況等について広報する	83
		2-4	広報班	広報の実施状況を記録、集約し、市本部に報告する	83

第3節 生命を守るための対策

第1 事故災害対応

(1) 情報の収集・連絡系統

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～						
1	危機管理局は、事故災害に関する情報を収集する	1-1	危機管理班	市内で大規模事故（航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物災害、大規模な火事災害、林野火災等）が発生したときは、事故等関係者から被害状況を収集する	121	
		1-2	危機管理班	中消防署、草津警察署、県等と連絡調整し、事故の発生状況と人的被害について把握する	121	
業務実施時期：発災直後～						
2	危機管理局は、事故災害に関する情報を整理・伝達する	2-1	危機管理班	把握できた事故の被害状況を県に報告する	121	
		2-2	危機管理班	火災・災害等即報要領に基づき、直接報告基準に該当する場合は、消防庁に報告する	121	
		2-3	危機管理班	被害状況等の取りまとめ結果を市本部に報告する	121	

(2) 消防、救急・救助

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1	湖南広域消防局は、大規模事故に伴う火災の発生概況を把握する	1-1	中消防署	通報、現地確認等により、大規模事故に伴う火災の発生を覚知する	121
		1-2	中消防署	市本部と連携を図り、災害に係る情報を共有する	121
		1-3	中消防署	火災・災害等即報要領に定める基準に該当する災害が発生した場合は要領に基づき報告を実施する。	121
業務実施時期：発災直後～					
2	危機管理局、湖南広域消防局は、消火活動体制を確立する	2-1	中消防署	消防局警備計画に基づく、前進指揮所を設置する	121
		2-2	中消防署	消防局警備計画に基づき、消防隊を配備する	121
		2-3	危機管理班	出動計画に基づき、消防団を招集し、中消防署、草津警察署、自主防災組織等と情報連絡体制を確立する	121
		2-4	中消防署	火災の発生状況、消火栓、防火水槽等の消防施設の破損および道路の通行状況等を迅速に把握するための情報を収集し、活動の基本方針を決定する	121
		2-5	中消防署	消防庁舎、消防車両、資機材、通信機器等の機能を確保する	121
		2-6	中消防署	市本部、県、草津警察署、自衛隊等と連携し、情報連絡を密に行うとともに、必要に応じて、被災地等に現地合同調整所を設置する	121
業務実施時期：発災直後～					
3	湖南広域消防局は、消火活動を行う	3-1	中消防署	火災の状況に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案して消火活動を行う	121
		3-2	中消防署	消防団、地域住民等と密接に連携し、消火活動を行う	121
		3-3	中消防署	必要に応じて、延焼状況等の消防広報を行う	121

事故災害対策マニュアル
第3節 生命を守るための対策

		3-4	中消防署	消火活動実施状況を市本部に報告する	121	
業務実施時期：発災直後～						
4	湖南広域消防局は、必要に応じて、応援を要請する	4-1	中消防署	必要に応じて、他の消防本部に応援を要請する	121	
		4-2	中消防署	滋賀県内応援隊または緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、応援隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置する	121	
業務実施時期：発災直後～						
5	湖南広域消防局は、人的被害の発生概況を把握する	5-1	中消防署	通報、現地確認等により、要救助者の発生状況や人的被害等を覚知する	121	
		5-2	中消防署	市本部と連携を図り、災害に係る情報を共有する	121	
		5-3	中消防署	多数の負傷者が発生することが予想されるときや住民からの通報等が殺到したときは、県および消防庁に報告する	121	
業務実施時期：発災直後～						
6	危機管理局、湖南広域消防局は、救助・救急活動体制を確立する	6-1	中消防署	湖南広域消防局消防部隊出動要綱に基づき、災害規模に応じて、出動隊を配備する	121	
		6-2	危機管理班	出動計画に基づき、消防団を招集し、中消防署、草津警察署、草津栗東医師会、自衛隊、日本赤十字社、自主防災組織等と情報連絡体制を確立する	121	
		6-3	中消防署	必要に応じて、救急車の進入に便利な位置等に応急救護所を設置する	121	
		6-4	中消防署	応援救助・救急力の派遣優先順位等を考慮し、活動の基本方針を決定する	121	
		6-5	中消防署	市本部、県、草津警察署、自衛隊等と連携し、情報連絡を密に行うとともに、必要に応じて、被災地等に現地合同調整所を設置する	121	

事故災害対策マニュアル
第3節 生命を守るための対策

業務実施時期：発災直後～						
7	危機管理局 は、救助資 機材を確保 する	7-1	危機管理班	救助・救急活動現場からの報告、 要請に基づき、調達すべき重機お よびその操作に必要な要員、その 他救助資機材等の種類、量を整理 する	121	
		7-2	危機管理班	協定締結団体等と連絡調整し、協 力の可否について確認し、調達可 能な救助資機材を調達する	121	
		7-3	危機管理班	必要に応じて、県本部を通じて、 滋賀県建設業協会等へ応援を要 請する	121	
業務実施時期：発災直後～						
8	湖南広域消 防局は、救 助・救急活 動を行う	8-1	中消防署	住民、消防団、草津警察署、医療 機関等と密接に連携し、救助・救 急活動を行う	121	
		8-2	中消防署	救助した負傷者を救急車、ヘリコ プター等を運用して、その症状に 適した医療機関へ搬送する	121	
		8-3	中消防署	出動隊、消防団員、住民では救助 できない事象は、消防隊、救助隊、 救急隊を派遣する	121	
		8-4	中消防署	救助・救急活動実施状況を市本 部に報告する	121	

(3) 警戒区域の設定

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前～						
1	危機管理局、湖南広域消防局は、警戒区域を設定する	1-1	中消防署	大規模事故の現場等において、危険を防止するために必要があるときは、警戒区域を設定する	122	
		1-2	危機管理班	大規模事故の現場に職員を派遣して、退去の確認や立入禁止の措置を講ずる	122	
		1-3	中消防署	警戒区域の設定について、市本部に報告する	122	
		1-4	危機管理班	必要に応じて、草津警察署、自主防災組織等の協力を得て、住民の退去を確認する	122	
業務実施時期：発災直後～						
2	危機管理局、政策推進部は、警戒区域等の設定を周知する	2-1	危機管理班	中消防署、草津警察署等と連絡調整し、警戒区域の設定状況を把握する	122	
		2-2	危機管理班	警戒区域の設定状況を整理する	122	
		2-3	広報班	警戒区域の設定状況に関して広報する	122	
		2-4	広報班	警戒区域の設定状況を県や隣接市等関係機関へ連絡する	122	

(4) 避難、行方不明者の搜索、広報

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 危機管理局は、避難誘導を実施する	1-1	危機管理班	避難対象地区に応じて、誘導員(消防団)を派遣するなど、草津警察署、自治会・自主防災組織等が実施する避難誘導に協力する	122	
	1-2	危機管理班	必要に応じて、誘導標識、誘導ロープ、投光機、照明器具等の調達に協力する	122	
	1-3	危機管理班	災害が広範囲で人材、物資等が調達できないときは、市本部に応援を要請する	122	
	1-4	危機管理班	必要に応じて、指定避難所の開設、運営を行う	122	
	1-5	危機管理班	安全な地域・施設への避難の完了を確認し、市本部に報告する	122	
業務実施時期：発災直後～					
2 危機管理局、市民部は、行方不明者の搜索を行う	2-1	総合窓口班	航空機の遭難事故等により、行方不明者がいる場合は、中消防署、草津警察署、自衛隊と連絡調整し、住民からの問い合わせや行方不明者の搜索依頼に関する情報を把握する	122	
	2-2	危機管理班	相談窓口において、住民からの問い合わせや行方不明者の搜索依頼に関する情報を把握する	122	
	2-3	危機管理班	行方不明者の氏名、性別、年齢、容貌、特徴、所持品等の情報を整理する	122	
	2-4	危機管理班	草津警察署が作成する要搜索者リストの作成に協力し、行方不明者に関する情報を共有する	122	
	2-5	危機管理班	行方不明者の搜索に関する実施年月日、実施地域、実施方法および状況、搜索対象行方不明者数その他を市本部、県本部に報告する	122	

事故災害対策マニュアル
第3節 生命を守るための対策

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～						
3	危機管理局、政策推進部は、被害状況等について周知する	3-1	危機管理班	大規模事故の発生場所、被害状況、応急対策の状況等を整理する	122	
		2-2	広報班	大規模事故の発生場所、被害状況、応急対策の状況等について広報する	122	
		2-3	広報班	安否情報、医療機関の情報、応急対策の情報、交通規制の情報等を周知する	122	

応急・復旧期の共通マニュアル

第1節 生活を守るための対策

第1 避難生活支援

(1) 避難所の運営

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要	
業務実施時期：発災 3 時間後～						
1	健康福祉部、こども家庭局、教育委員会は、避難所を運営する	1-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班 教育総務班	施設管理者と連携し、避難者から避難所運営スタッフを確保し、避難所運営委員会を立ち上げるなど、避難所運営体制を確立する	123	資料集 2-10
		1-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班 教育総務班	避難所運営委員会と女性の参画や男女双方の視点に対する配慮、要配慮者に対する配慮、ペットの取扱い等を確認する	123	
		1-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班 教育総務班	感染症流行時は、マスクや消毒液を確保するとともに、発熱者等には専用スペースを確保するなど感染症対策に努める	123	

	1-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班 教育総務班	避難所運営マニュアルを避難者に周知するとともに、運営スタッフが自主的に活動できるよう必要な支援を行い、できるだけ早い段階で避難者が組織する避難所運営委員会などに引き継げるようにする	123	
	1-5	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班 教育総務班	避難所運営に必要な人材、資機材・物資等を把握し、市本部に調達を要請する	123	
	1-6	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班 教育総務班	避難所に避難した被災者、在宅、車中泊、テント泊等の多様な被災者の情報を把握し、避難者名簿を作成する	123	
	1-7	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班 教育総務班	避難行動要支援者名簿と照らし合わせ、未確認の避難行動要支援者の確認を行う	123	

	1-8	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班 教育総務班	避難者数や活動状況を定期的に整理し、市本部へ報告する	123	
	1-9	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班 教育総務班	必要に応じて、福祉避難室の確保に協力する	123	
	1-10	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班 教育総務班	避難者の障がいや身体状況に応じて、保健師、訪問介護員（ホームヘルパー）、ガイドヘルパー、手話通訳者等の派遣を要請する。	123	
	1-11	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班 教育総務班	必要に応じて、災害時感染制御システム（DICT）等の派遣を要請する	124	

		1-12	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班 教育総務班	避難所にペットを収容できるスペースを確保する	124	
		1-13	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班 教育総務班	必要に応じて、在宅避難者等を支援する拠点を設置する	124	
		1-14	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班 教育総務班	車中泊避難を行うためのスペースを確保する	124	
		1-15	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班 教育総務班	避難者の健康維持に努め、必要に応じて、市本部に医療機関や福祉避難所等への移送の支援要請を行う	124	

		1-16	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班 教育総務班	避難所の開設期間を延長する場合は、県知事に要請をする	124	
--	--	------	---	----------------------------	-----	--

(2) 広域一時滞在

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～						
1	健康福祉部、こども家庭局は、広域避難（広域一時滞在）に関する支援を要請する	1-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	被災状況と被災住民数、その他必要な事項を市本部に報告する。	125	
		1-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	災害の規模、被災者の避難・収容状況等の状況から、市域外への広域的な避難および避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要かどうか検討する	125	
		1-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	市本部から避難収容関係省庁〔警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁〕または県に広域避難（広域一時滞在）に関する支援を要請する。	125	
		1-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	市本部から広域一時滞在先を確認する	125	

応急・復旧期の共通マニュアル
第1節 生活を守るための対策

		1-5	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	避難者を広域一時滞在先に誘導する	125	
		1-6	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	広域一時滞在先の必要がなくなった場合は、施設管理者と市町村に通知し、県に報告する	125	
業務実施時期：発災 24 時間後～						
2	市民部は、 広域避難 （広域一時滞 在）に関 する支援を 受け入れる	2-1	自治振興班	県から県外避難者の受入れ要請があつた場合は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる公共施設を手配する	125	
2-2		自治振興班	自主防災組織、自治会、ボランティア、市社会福祉協議会等と連携し、避難元自治体に関する情報等を提供する	125		
2-3		自治振興班	市社会福祉協議会、ボランティア、NPO 等と連携し、県外避難者の見守り、交流サロンの設置等を行う	125		
2-4		自治振興班	自主避難者に対して、避難情報の把握と全国避難者情報システムへの自主的な情報登録を呼びかける	125		

(3) 避難所の閉鎖

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～						
1	健康福祉部、こども家庭局は、避難所を閉鎖する	1-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	避難者が減少するなど、必要に応じて、市本部に避難所の統廃合・閉鎖について具申する	126	
		1-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	市本部と連絡調整し、避難所の閉鎖を確認する	126	
		1-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	市本部から残留する避難者の移動先（旅館、ホテル等）を確認する	126	
		1-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	施設管理者と連携して、避難者を市本部指定の場所へ誘導する	126	

応急・復旧期の共通マニュアル
第1節 生活を守るための対策

		1-5	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	避難所運営委員会、施設管理者と連携して、後片付けを行い、施設の原状を回復する	126	
		1-6	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	避難所の閉鎖を市本部に報告する	126	

第2 飲料水・食料・生活必需品等の供給

(1) 給水計画

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 上下水道事業所は、応急給水体制を確立する	1-1	上下水道班	水道施設の被害調査結果から断水地域や道路状況、応急給水の水源となる水道施設の被害状況等の応急給水に必要な情報を収集する	127	
	1-2	上下水道班	必要に応じて、隣接する水道事業体の水道施設を給水基地として利用することに関する調整を行う	127	
	1-3	上下水道班	応急給水が必要な地域および給水必要量を推定する	127	
	1-4	上下水道班	情報をとりまとめ、給水対象地域、給水場所、給水時間、給水地域の優先順位等を決定し、応急給水計画を策定する	127	
	1-5	上下水道班	応急給水計画にしたがい、必要な人員および給水車両、給水タンク等の資機材を確保する	127	
	1-6	上下水道班	人員、給水車両、資機材等が不足する場合は、市指定給水工事事業者、県本部、日本水道協会、災害時相互応援協定市等に応援を要請する	127	
	1-7	上下水道班	応急給水計画にしたがい、給水地点等を設定する	127	
	1-8	上下水道班	応急給水計画にしたがい、給水時間、給水場所等を住民に広報する	127	
業務実施時期：発災 24 時間後～					
2 上下水道事業所は、応急給水を実施する	2-1	上下水道班	応急給水計画にしたがい、応急給水活動を実施する	127	
	2-2	上下水道班	応急給水実施記録を作成する	127	
	2-3	上下水道班	応急給水実施記録を整理する	127	
	2-4	上下水道班	応急給水実施状況を市本部に報告する	127	

(2) 食料供給計画

業務	手順	担当班	実施内容	本編 のペ ージ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1	危機管理局、市民部 は、食料を 確保する	1-1	自治振興班 本部の指示により、被害状況、避難所生活者数等から、確保すべき食料の数量を推定する	127	
		1-2	自治振興班 公的備蓄では供給不足が見込まれるときは、災害時応援協定締結企業の被災状況を確認し、応援の可否を把握する	127	
		1-3	自治振興班 さらに不足が見込まれる場合は、市入札指名名簿に登録された企業等からの調達を検討し、確保可能な概ねの食料の数量を算定する	127	
		1-4	危機管理班 必要に応じて、教育委員会に炊出しの実施を依頼する	128	
		1-5	危機管理班 必要な食料が市内において調達が困難な場合は、県に応援を要請する	128	
		1-6	自治振興班 確保すべき食料の数量、調達先、本部から指示された配送拠点等を取りまとめた食料調達計画を作成する	128	
		1-7	自治振興班 食料の調達計画にしたがい、応援協定締結業者等に協力を依頼するなど食料供給体制を確立する	128	
業務実施時期：発災直後～					
2	健康福祉部 は、食料を 供給する	2-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 調達した食料の受付記録を作成し、保管する	128	
		2-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 必要に応じて、食料の配分等に協力する災害ボランティアを確保する	128	

応急・復旧期の共通マニュアル
第1節 生活を守るための対策

2		2-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難所等へ食料の供給を行う	128	
		2-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	供給した食料の記録を作成し、保管する	128	
		2-5	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	食料の供給実施状況を市本部に報告する	128	
業務実施時期：発災直後～						
3	市民部、教育委員会は、炊き出しを実施する	3-1	自治振興班 教育総務班	食料の調達計画にしたがい、炊き出しに必要な米穀、人材、資機材、場所等を確保する	128	
		3-2	自治振興班 教育総務班	地域ボランティアを中心に、炊き出しを実施し、避難所等で食料の供給を行う	128	
		3-3	自治振興班 教育総務班	炊き出しの実施記録を作成し、保管する	128	
		3-4	自治振興班 教育総務班	炊き出しの実施状況を市本部に報告する	128	

(3) 生活必需品等供給計画

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～						
1	危機管理局、市民部、健康福祉部は、生活必需品を確保する	1-1	自治振興班	本部の指示により、被害状況、避難所生活者数等から、確保すべき生活必需品の数量を推定する	128	
		1-2	自治振興班	公的備蓄では供給不足が見込まれるときは、災害時応援協定締結企業の被災状況を確認し、応援の可否を把握する	128	
		1-3	自治振興班	さらに不足が見込まれる場合は、市入札指名名簿に登録された企業等からの調達を検討し、確保可能な概ねの生活必需品の量を算定する	128	
		1-4	危機管理班	必要な生活必需品が市内において調達が困難な場合は、県または相互応援協定市への応援要請を依頼する	128	
		1-5	自治振興班	確保すべき物資の品目、数量、調達先、本部から指示された配送拠点等を取りまとめた生活必需品の調達計画を作成する	128	
		1-6	自治振興班 社会福祉班	生活必需品の調達計画にしたがい、協定締結業者等に協力を依頼するなど生活必需品を確保する	128	
業務実施時期：発災 24 時間後～						
2	健康福祉部は、生活必需品を供給する	2-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	調達された生活必需品の受付記録を作成し、保管する	129	
		2-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	必要に応じて、物資の配分等に協力する災害ボランティアを確保する	129	

応急・復旧期の共通マニュアル
第1節 生活を守るための対策

		2-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難所等へ物資の供給を行う	129	
		2-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	供給した生活必需品の記録を作成し、保管する	129	
		2-5	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	生活必需品の供給実施状況を市本部に報告する	129	

(4) 燃料供給計画

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災前					
1	総務部は、 燃料の確保 について周 知する	1-1	財政班	住民拠点 SS（サービ スステーション）の役 割と所在地を住民に周 知する	129
業務実施時期：発災 24 時間後～					
2	総務部は、 燃料を確保 する	2-1	財政班	市周辺の給油所の被災 状況を確認し、利用可 能な給油所を把握す る	129
		2-2	財政班	市本部を通じて、各班 に利用可能な給油所を 周知する	129
		2-3	財政班	被害状況により、ガソ リン等の燃料が不足す ることが想定されるとき は、県本部を通じて、滋 賀県石油商業組合に対 し、燃料供給を依頼す る	129
業務実施時期：発災 24 時間後～					
3	総務部は、 燃料を供給 する	3-1	財政班	確保可能な燃料をもと に、優先供給すべき車 両を選定するなど燃料 供給計画を作成する	129
		3-2	財政班	燃料供給計画にしたが い、燃料を供給する	129
		3-3	財政班	住民に対し、燃料の供 給状況や今後の見込み 等について広報する	129
		3-4	財政班	燃料の供給実施状況を 市本部に報告する	129
		3-5	財政班	調達・供給した燃料の 記録を作成し、保管す る	129

第3 要配慮者対策

(1) 避難所における要配慮者支援

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～					
1 市民部、健康福祉部、教育委員会は、要配慮者の避難生活支援体制を確立する	1-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 教育総務班	避難所等に避難している要配慮者数等を把握する	130	
	1-2	自治振興班 社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 教育総務班	市社会福祉協議会、ボランティア等と連携し、巡回相談体制を確立する	130	
	1-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 教育総務班	必要に応じて、事前に把握している有資格者や専門家、事前協定締結団体・事業者等に協力を要請し、避難所等の巡回相談体制を確立する	130	
	1-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 教育総務班	必要に応じて、市本部に職員派遣等を要請し、避難所等の巡回相談体制を確立する	130	

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～						
2	健康福祉部、こども家庭局、教育委員会は、要配慮者のニーズを把握する	2-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班 教育総務班	巡回相談チームを派遣する避難所等を決定する	130	
		2-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班 教育総務班	避難所等に巡回相談チームを派遣するなど要配慮者の実態調査を行う	130	
		2-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 幼児班 子育て支援班 発達支援班 こども家庭センター班	巡回相談チームからの報告をもとに、要配慮者の人的、物的支援ニーズを整理する	130	

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～					
3 市民部、健康福祉部は、要配慮者の避難生活支援等を実施する	3-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	関係各班と要配慮者の人的、物的支援ニーズにしたい、対応方針を検討する	130	
	3-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	対応方針にしたい、要配慮者の避難生活上必要となる人材を確保する	130	
	3-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	対応方針にしたい、要配慮者の避難生活上必要となる福祉用具・物資等を確保する	130	
	3-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	必要に応じて、福祉避難室、福祉避難所、緊急入所施設、医療機関へ避難する者のスクリーニングを実施する	130	
	3-5	自治振興班 社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	福祉避難室、福祉避難所、緊急入所施設、医療機関等での対応が必要な要配慮者があるときは、民生委員・児童委員、ボランティア等の協力を得て移送する	130	

(2) 福祉避難所等の開設・運営・閉鎖、緊急入所等の実施

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～						
1	健康福祉部 は、福祉避難所等を開 設する	1-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	開設されている避難所の施設管理者と連絡調整し、避難所における福祉避難室の設置可否および福祉避難所開設ニーズを確認する	130	
		1-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	福祉避難室の設置が可能なときは、避難所のニーズに応じた福祉避難室の運営に必要な人材、物資等を確保する	130	
		1-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	福祉避難所の開設が必要なときは、市社会福祉協議会と連携し、なごやかセンター、ゆうあいの家、やすらぎの家に福祉避難所の開設可否を確認する	131	資料集 2-8
		1-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	市社会福祉協議会との調整結果を踏まえ、福祉避難所の開設場所を決定する	131	
		1-5	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	必要に応じて、民間賃貸住宅斡旋業者、旅館・ホテル等と調整し、福祉避難所としての借上げにより不足分を補う	131	
		1-6	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	施設管理者等の協力を得て、福祉避難所の管理、運営に必要な人材、物資を確保し、福祉避難所を開設する	131	
		1-7	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	必要に応じて、市本部に福祉避難所の運営に関する県や国の応援要請を依頼する	131	

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
1		1-8	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	福祉避難所の開設を確認し、市本部および県本部に報告する	131	
		1-9	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	福祉避難所の開設について広報する	131	
業務実施時期：発災 24 時間後～						
2	市民部、健康福祉部は、福祉避難所等を運営する	2-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	福祉避難所へ避難した避難者および家族の避難者名簿を作成する	131	
		2-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	開設された福祉避難所より、避難者の数、支援のニーズ、必要物資等の情報を定期的に整理する	131	
		2-3	自治振興班 社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	支援のニーズを踏まえ、専門的人材やボランティアの配置を調整する	131	
		2-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	支援のニーズを踏まえ、福祉用具、物資等を調達する	131	
		2-5	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難者の健康維持に努め、必要に応じて、緊急入所施設、緊急ショートステイ、医療機関等への移送を依頼する	131	

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
2		2-6	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	福祉避難所の開設期間を延長する 場合は、県知事に要請をする	131	
		2-7	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	福祉避難所運営に関する記録等を作成する	131	
業務実施時期：発災 72 時間後～						
3	危機管理局、健康福祉部は、福祉避難所等を閉鎖する	3-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	福祉避難所の統廃合を検討する	131	
		3-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	市本部の福祉避難所の統廃合の決定を受け、残留避難者の受入れ先の調整を行う	131	
		3-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難している要配慮者およびその家族に福祉避難所の統廃合について説明する	131	
		3-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	必要に応じて、避難者を受け入れ先へ移送する	131	
		3-5	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	運営スタッフと協力し、後片付けを行い、施設の原状を回復する	131	

応急・復旧期の共通マニュアル
第1節 生活を守るための対策

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
3		3-6	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	福祉避難所運営に関する記録等を 整理する	131	
		3-7	危機管理班 社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	福祉避難所の閉鎖完了を市本部お よび県本部に報告する	131	

第4 行方不明者の捜索および遺体の火葬等

(1) 行方不明者の捜索

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～						
1	市民部は、 行方不明者の 捜索協力 体制を確立 する	1-1	総合窓口班	中消防署、草津警察署と連絡調整し、住民からの問い合わせや行方不明者の捜索依頼に関する情報を把握する	132	
		1-2	総合窓口班	草津警察署から協力要請があった場合は、相談窓口の設置等や捜索への協力体制を確立する	132	
業務実施時期：発災 24 時間後～						
2	市民部は、 行方不明者の 捜索に協 力する	2-1	総合窓口班	相談窓口において、住民からの問い合わせや行方不明者の捜索依頼に関する情報を把握する	132	
		2-2	総合窓口班	行方不明者の氏名、性別、年齢、容貌、特徴、所持品等の情報を整理する	132	
		2-3	総合窓口班	草津警察署が作成する要捜索者リストの作成に協力し、行方不明者に関する情報を共有する	132	
		2-4	総合窓口班	行方不明者の捜索に関する実施年月日、実施地域、実施方法および状況、捜索対象行方不明者数その他を市本部、県本部に報告する	132	

(2) 遺体の発見時の連絡および処理、遺体の収容、遺体の引渡し

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～					
1 危機管理局、政策推進部は、遺体の収容実施体制を確立する	1-1	危機管理班	被害規模、死者、行方不明者数等から遺体安置所の設置に関する検討を行う	132	
	1-2	危機管理班	必要に応じて、公共施設を中心とした既存の建物から遺体安置所を指定する	132	
	1-3	危機管理班	葬祭業者に協力依頼し、遺体の収容・保存等のために必要な棺、ドライアイスその他の資材、移送のための車両、納棺作業等を指導するための要員を確保する	132	
	1-4	危機管理班	必要に応じて、県本部に遺体の収容・処理に関する広域的応援体制の確立や応援派遣の実施を要請する	132	
	1-5	危機管理班	遺体安置所を開設し、市の要員を配置する	132	
	1-6	広報班	遺体安置所の開設や住民・企業等の協力について広報する	132	
業務実施時期：発災 24 時間後～					
2 健康福祉部は、遺体の収容・安置を行う	2-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	草津警察署、草津栗東医師会、草津栗東守山野洲歯科医師会、県医療救護班またはその他協力医師等と連絡調整し、検視および検案に協力する	132	
	2-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	必要に応じて、日本赤十字社が実施する洗浄、消毒等に協力を行い、遺体を納棺し、一時収容・安置する	132	
	2-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	検案を終えた遺体について、草津警察署、地元自治会、自主防災組織等と連携し、身元不明遺体の身元確認と身元引受人の発見を行う	132	

応急・復旧期の共通マニュアル
第1節 生活を守るための対策

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
2		2-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	遺体の収容・処理結果についてとりまとめ、市本部に報告する	132	
		2-5	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	安置された遺体全ての引渡しが完了したとき、遺体安置所を閉鎖する	132	

(3) 遺体の火葬

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～					
1 環境経済部は、遺体の火葬計画を作成する	1-1	環境政策班	近隣市（草津市、守山市、野洲市）と連絡調整し、斎場の機能状況を把握する	132	
	1-2	環境政策班	近隣市（草津市、守山市、野洲市）と協力して、葬儀業者の紹介や遺族の要望取りまとめなどを実施する相談窓口を開設する	132	
	1-3	環境政策班	死者数、近隣市の斎場の機能状況を把握する	132	
	1-4	環境政策班	必要に応じて、県本部に滋賀県地域防災計画に基づく広域火葬要綱、滋賀県広域火葬事務処理要綱に基づき、応援を要請する	132	
	1-5	環境政策班	斎場利用方法の調整を行い、火葬計画を作成する	133	
	1-6	環境政策班	葬祭業者等に依頼して、火葬計画にしたがい、遺体搬入車両の確保、斎場への遺体の移送を実施する	133	
業務実施時期：発災 24 時間後～					
2 市民部、健康福祉部は、火葬の手続きを行う	2-1	総合窓口班	遺族が確認できる場合は、遺族等に対して、火葬許可証を発行する	133	
	2-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	死亡した者の遺族がいない場合や確認できない場合は、関係法規に基づいて火葬手続きを行う	133	
	2-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	埋火葬を実施するために必要な埋火葬台帳、埋火葬支出関係書類等を作成する	133	

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 72 時間後～						
3	健康福祉部は、遺体の火葬を行う	3-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	関係法規に基づいて、火葬を行う	133	
		3-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	火葬後、遺骨等の引取り手がいる場合は、遺骨・遺品等を引き渡す	133	
		3-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	引取り手のない遺骨・遺品や記録（写真撮影を含む）等を一時的に保管する	133	

第5 防疫、保健衛生

(1) 保健活動、災害時食品衛生・環境衛生対策、浴場の利用・供給

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～					
1 健康福祉部は、食品衛生管理、食中毒の被害拡大防止等に協力する	1-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	県保健医療福祉調整地方本部の指示・指導に基づき、食品衛生管理に関する情報を発信する	134	
	1-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難所、社会福祉施設等で食中毒が発生した場合は、県保健医療福祉調整地方本部に通報する	134	
	1-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	県保健医療福祉調整地方本部が実施する立入検査、二次感染予防の啓発等に協力する	134	
	1-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	中消防署や医療機関と連絡調整し、食中毒患者数等を把握し、市本部に報告する	134	
業務実施時期：発災 24 時間後～					
2 健康福祉部は、被災者の健康維持に係る活動体制を確立する	2-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	県保健医療福祉調整地方本部の協力を要請し、各種保険福祉施設の被害状況等を把握し、巡回健康相談、食事の提供支援等の実施方針を立案する	134	
	2-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	県保健医療福祉調整地方本部、草津栗東医師会に依頼して、巡回健康相談、食事の提供支援等を実施する保健師、管理栄養士、医師等を確保する	134	

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
2		2-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	活動班編成、巡回方法、巡回場所、巡回地域の優先順位等を決定する	134	
		2-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	巡回相談、食事の提供支援等に必要な車両、資機材等を調達する	134	
業務実施時期：発災 72 時間後～						
3	健康福祉部は、被災者の健康維持に係る活動を実施する	3-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	活動班を動員して、避難所、社会福祉施設等の巡回健康相談、食事の提供支援等を実施する	134	
		3-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	活動班が実施した被災者の健康維持に係る活動の記録を整理する	134	
		3-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	被災者の健康維持に係る活動記録を市本部に報告する	134	
業務実施時期：発災 72 時間後～						
4	健康福祉部、上下水道事業所は、衛生管理を実施する	4-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 上下水道班	必要に応じて、県地方本部に災害緊急衛生班の派遣を要請し、衛生管理の調査等を依頼する	134	
業務実施時期：発災 72 時間後～						
5	健康福祉部は、入浴ニーズを把握する	5-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難所担当と連携して、避難所等における仮設入浴施設の設置要望等を調査する	134	

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
5		5-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	各避難所における仮設入浴施設設置要望箇所数を整理する	134	
		5-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	市本部に仮設入浴施設設置要望箇所数を報告する	134	
業務実施時期：発災 72 時間後～						
6	健康福祉部は、仮設入浴施設の設置を決定する	6-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	自衛隊の仮設入浴施設の設置基準等を把握するとともに、設置可能な避難所数を整理する	134	
		6-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	確保できる仮設入浴施設等の各避難所への割当基数・優先順位・設置期間等を決定する	134	
		6-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	市本部を通じて、自衛隊に対して仮設入浴施設の設置を依頼する	134	
業務実施時期：発災 72 時間後～						
7	健康福祉部は、仮設入浴施設の設置状況の情報を提供する	7-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	仮設入浴施設設置リストを作成する	134	
		7-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	市本部に仮設入浴施設の設置箇所の広報・報道を依頼する	134	

応急・復旧期の共通マニュアル
第1節 生活を守るための対策

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
7		7-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	仮設入浴施設設置広報ポスターを 作成する	134	
		7-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	仮設入浴施設設置広報ポスター掲 示し、住民に情報を提供する	134	

(2) 防疫活動

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要	
業務実施時期：発災 24 時間後～						
1	健康福祉部 は、防疫活 動体制を確 立する	1-1	健康増進班	防疫活動を必要とする地域を把握し、活動要員、薬剤等の必要量を算出する	134	
		1-2	健康増進班	県保健医療福祉調整地方本部の指導に基づき、活動要員、薬剤等の必要量に応じた防疫班を編成する	134	
		1-3	健康増進班	消毒方法、消毒薬等の配布方法、配布場所、消毒地域の優先順位等をびわこ薬剤師会と連携して決定する	134	
		1-4	健康増進班	防疫活動に必要な人員および車両の手配、薬品、防疫用資機材等を調達する	134	
		1-5	健康増進班	必要な人員および車両、薬品、防疫用資機材等について不足する場合は、県保健医療福祉調整地方本部に応援を要請する	134	
業務実施時期：発災 24 時間後～						
2	健康福祉部 は、防疫活 動を実施す る	2-1	健康増進班	県保健医療福祉調整地方本部と連携して、県病調査および予防宣伝を実施する	134	
		2-2	健康増進班	必要に応じて、臨時予防接種の実施を県保健医療福祉調整地方本部に要請する	134	
		2-3	健康増進班	家屋、道路等の消毒やそ族昆虫などの駆除を行う	134	
		2-4	健康増進班	防疫活動記録を作成する	134	
		2-5	健康増進班	防疫活動結果を市本部に報告する	134	

(3) 愛玩動物救護等対策

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 72 時間後～						
1	環境経済部 は、愛玩動物の保護・ 収容活動体制を確立する	1-1	環境政策班	飼い主不明または負傷した愛玩動物（犬、猫など）の発生状況を把握する	135	
		1-2	環境政策班	県、県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等に依頼して、必要に応じた活動体制を確立する	135	
		1-3	環境政策班	動物等の保護に必要な人員及び車両の手配、捕獲用資機材等を調達する	135	
		1-4	環境政策班	動物等の飼育場所を確保する	135	
業務実施時期：発災 72 時間後～						
2	環境経済部 は、愛玩動物の保護・ 収容活動を行う	2-1	環境政策班	県、草津警察署、県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等に依頼して、愛玩動物の保護・収容活動を実施する	135	
		2-2	環境政策班	広域的な応援要請が必要なときは、市本部を通じて県に依頼する	135	
		2-3	環境政策班	愛玩動物の保護・収容活動記録を作成し、市本部に報告する	135	

第6 ライフラインの応急復旧

(1) 電力施設、ガス施設、通信・放送施設、鉄道施設の応急復旧

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 危機管理局、政策推進部は、ライフライン施設の被害状況を確認する	1-1	危機管理班	電気、ガス、通信・放送、鉄道の事業者と連絡調整し、連絡担当者を相互に決める	135	資料集 3-30、3-31、3-32、3-33
	1-2	危機管理班	電気、ガス、通信・放送、鉄道の事業者の被害状況を確認し、施設の復旧見込みを把握する	135	
	1-3	危機管理班	電気、ガス、通信・放送、鉄道の被害、復旧見込みなどの概況をとりまとめ、広報班に伝達する	135	
	1-4	広報班	電気、ガス、通信・放送、鉄道の被害、復旧見込みなどを広報する	135	
業務実施時期：発災直後～					
2 危機管理局、政策推進部は、ライフライン施設の復旧状況を確認する	2-1	危機管理班	電気、ガス、通信・放送、鉄道の施設の復旧状況を把握する	135	
	2-2	危機管理班	必要に応じて、電気、ガス、通信・放送、鉄道の事業者の応急復旧対策に協力する	135	
	2-3	危機管理班	電気、ガス、通信・放送、鉄道の施設の復旧状況などをとりまとめ、広報班に伝達する	135	
	2-4	広報班	電気、ガス、通信・放送、鉄道の施設の復旧状況などを広報する	135	

(2) 上水道施設の応急復旧

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1	上下水道事業所は、上水道施設の被害調査を行う	1-1	上下水道班 下水道、電気、ガス、通信等関係機関と協力体制を確立し、道路等 占用施設の被害状況の交換を行う	136	
		1-2	上下水道班 上水道施設、管理施設、断水地域・戸数等の緊急調査体制を確立する	136	
		1-3	上下水道班 上水道施設、管理施設、断水地域・戸数、道路被害状況等の被害調査を行い、被害状況を把握する	136	
		1-4	上下水道班 上水道施設の被害調査結果を整理する	136	
		1-5	上下水道班 水道事故報告書を作成し、市本部および県本部に報告する	136	
業務実施時期：発災直後～					
2	上下水道事業所は、上水道施設の応急復旧体制を確立する	2-1	上下水道班 被害調査結果等をもとに、応急復旧の方針を決定する	136	
		2-2	上下水道班 応急復旧方針にしたがい、要員配置、資機材調達、作業日程等の情報を加味した復旧計画を作成する	136	
		2-3	上下水道班 復旧計画にしたがい、指定給水装置工事事業者の稼働状況を確認するなど、応急復旧に投入可能な車両や人員を確保する	136	
		2-4	上下水道班 必要に応じて、県本部、日本水道協会滋賀県支部等に応援を要請し、応急復旧体制を確保する	136	
		2-5	上下水道班 断水地域や復旧見込み等を住民に広報する	136	
業務実施時期：発災直後～					
3	上下水道事業所は、上水道施設の応急復旧を実施する	3-1	上下水道班 復旧計画にしたがい、上水道施設の応急復旧工事を実施する	136	
		3-2	上下水道班 地下埋設管の復旧については、道路管理者、草津警察署、地下埋設施設の管理者等と協議を実施する	136	
		3-3	上下水道班 上水道施設の復旧状況を整理する	136	
		3-4	上下水道班 上水道施設の復旧状況を市本部および県本部に報告する	136	
		3-5	上下水道班 上水道施設の応急復旧にかかった費用を精算する	136	

(3) 下水道施設の応急復旧

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～						
1	上下水道事業所は、下水道施設の被害調査を行う	1-1	上下水道班	上水道、電気、ガス、通信等関係機関と協力体制を確立し、道路等占用施設の被害状況の交換を行う	136	
		1-2	上下水道班	マンホール、管渠等の下水道関係施設の緊急調査体制を確立する	136	
		1-3	上下水道班	下水道関係施設の被害調査を行い、被害状況を詳細に把握する	136	
		1-4	上下水道班	マンホールからの溢水があるときは、必要に応じて、バキュームカーでの排出措置を講じる	136	
		1-5	上下水道班	下水道施設の被害調査結果を整理する	136	
		1-6	上下水道班	下水道事故報告書を作成し、市本部および県下水道課ならびに県流域下水道事務所対策本部に報告する	136	
業務実施時期：発生 24 時間後～						
2	上下水道事業所は、下水道施設の応急調査および応急措置を行う	2-1	上下水道班	緊急調査結果を踏まえ、民間の下水道事業者の協力を得て下水道関係施設の応急調査体制を確立する	136	
		2-2	上下水道班	必要に応じて、県下水道課ならびに県流域下水道事務所対策本部に応援を要請し、応急調査体制を確保する	136	
		2-3	上下水道班	下水道関係施設の応急調査により、管路破断箇所、機能低下区域等を特定する	136	
		2-4	上下水道班	必要に応じて、仮設ポンプによる応急排水や管路機能回復のための応急修理、雨水排水路の仕切りゲートの操作等の応急措置を講じる	136	
		2-5	上下水道班	影響範囲区域の住民に広報する	136	

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発生 24 時間後～					
3	上下水道事業所は、下水道施設の応急措置状況を報告する	3-1	上下水道班 下水道関係施設に関し、実施した 応急措置を整理する	136	
		3-2	上下水道班 下水道関係施設に関し、実施した 応急措置を市本部に報告する	136	
		3-3	上下水道班 下水道関係施設に関し、実施した 対応状況を県下水道課ならびに県 流域下水道事務所対策本部へ報 告する	136	
業務実施時期：発生 24 時間後～					
4	上下水道事業所は、下水道施設の 応急復旧体制を確立する	4-1	上下水道班 緊急調査、応急調査結果等をもと に、応急復旧の方針を決定する	137	
		4-2	上下水道班 応急復旧方針にしたがい、要員配 置、資機材調達、作業日程等の情 報を加味した復旧計画を作成する	137	
		4-3	上下水道班 上水道等他の占用地下埋設施設の 被災状況、応急復旧計画等につい てその管理者と相互に連絡調整す る	137	
		4-4	上下水道班 復旧計画にしたがい、民間の下水 道事業者に協力を求めるなど、応 急復旧に投入可能な車両や人員を 確保する	137	
		4-5	上下水道班 必要に応じて、県下水道課ならび に県流域下水道事務所対策本部に 応援を要請し、応急復旧体制を確 保する	137	
業務実施時期：発生 24 時間後～					
5	上下水道事業所は、下水道施設の 応急復旧を実施する	5-1	上下水道班 復旧計画にしたがい、下水道施設 の応急復旧工事を実施する	137	
		5-2	上下水道班 下水道施設の復旧状況を整理する	137	
		5-3	上下水道班 下水道施設の復旧状況を市本部に 報告する	137	
		5-4	上下水道班 下水道施設の応急復旧にかかった 費用を精算する	137	

(4) 農業用集落排水処理施設の応急復旧

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～						
1	環境経済部 は、ライフ ライン施設 の被害状況 を確認する	1-1	農林班	施設管理者から被害情報について 通報があった場合は、県本部に報 告する	137	
		1-2	農林班	施設管理者に緊急調査の実施と被 災状況の把握を要請する	137	
		1-3	農林班	二次災害の危険があると判断され る場合は、施設管理者に緊急措置 の実施を要請する	137	

第2節 復旧への足がかり

第1 住宅対策

(1) 応急仮設住宅の設置・供与

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災1週間後～					
1 建設部は、 応急仮設住宅の建設等 準備を実施する	1-1	住宅班	避難所における被災調査等により、仮設住宅需要を推定する	138	
	1-2	住宅班	関係機関と連絡調整し、市営住宅、県営等の公営住宅、災害時応援協定を締結している民間賃貸住宅の被害状況を確認するほか、市内外の提供可能な空き室数（公営住宅、民間賃貸住宅等）を把握し、一時入居住宅を確保する	138	
	1-3	住宅班	各部、関係機関、その他管理者と連絡調整し、応急仮設住宅建設予定地の現況を把握し、建設の適否を確認し建設予定地を選定する	138	
	1-4	住宅班	総戸数および募集区分別戸数案、面積・仕様・規格・付帯設備等案を検討し、建設仮設のほか借上仮設を含め、被災者向住宅供給実施計画案を作成する	138	
	1-5	住宅班	県、国等と協議し、被災者向住宅供給実施計画を決定する	138	
	1-6	住宅班	被災者向住宅供給実施計画にしたがい、県に応急仮設住宅の建設を要請する	138	
業務実施時期：発災2週間後～					
2 健康福祉部、建設部は、 応急仮設住宅入居者を決定する	2-1	住宅班	入居対象者の資格、優先順位等の条件を決定する	138	
	2-2	住宅班	入居申込・住宅提供申出等の受付窓口を開設する	138	
	2-3	住宅班	被災者向け住宅供給に関する窓口開設に関して広報する	138	

		2-4	住宅班	入居申込・住宅提供申出等の受け付けや相談・苦情等の受け付けを実施する	138	
		2-5	住宅班	健康福祉部や民生委員・児童委員の協力を得て、申込者に対し、審査、抽選等を行い、入居者を決定する	138	
		2-6	住宅班	入居者と契約を交わし、鍵の引渡しを行う	138	
		2-7	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 住宅班	応急仮設住宅に入居する要配慮者を整理する	139	
		2-8	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 住宅班	保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー、手話通訳者等の派遣を要請する	139	
		2-9	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班 住宅班	要配慮者に対して、保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー、手話通訳者等を派遣する	139	
業務実施時期：発災１か月後～						
3	建設部は、 応急仮設住宅の退去を決定する	3-1	住宅班	入居者に応急仮設住宅からの退去を周知する	139	
		3-2	住宅班	入居者の自立に向けた相談窓口を開設する	139	
		3-2	住宅班	入居者の自立に向けた相談窓口の開設を広報する	139	
		3-4	住宅班	住宅の斡旋等を実施する	139	
		3-5	住宅班	入居者から鍵を受け取る	139	

(2) 被災住宅の応急修理

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 72 時間後～					
1	建設部は、被災住宅の応急修理の申込受付窓口を開設する	1-1	住宅班 災害救助法の適用と県知事から当該救助の委任の有無を市本部に確認する	139	
		1-2	住宅班 災害救助法が適用され、県より事務委任されたとき、被災住宅の応急修理に関する申込受付体制を確立する	139	
		1-3	住宅班 被災住宅の応急修理に関する申込等の受付窓口を開設する	139	
		1-4	住宅班 被災住宅の応急修理の窓口開設に関して広報する	139	
業務実施時期：発災 72 時間後～					
2	建設部は、被災住宅の応急修理の申込みを受付ける	2-1	住宅班 被災住宅の応急修理の申込受けや相談・苦情等の受け付けを実施する	139	
		2-2	住宅班 被災住宅の応急修理の需要を整理する	139	
		2-3	住宅班 被災住宅の応急修理に関する実施計画を作成する	139	
		2-4	住宅班 必要に応じて、県や他自治体、建築関係協力団体等に協力を要請する	139	
業務実施時期：発災 1 週間後～					
3	建設部は、被災住宅の応急修理を実施する	3-1	住宅班 被災住宅の応急修理に関する工事を発注する	139	
		3-2	住宅班 被災住宅の応急修理に関する工事の請負契約を締結する	139	
		3-3	住宅班 被災住宅の応急修理に関する工事監理を実施する	139	
		3-4	住宅班 被災住宅の応急修理の実施結果を整理する	139	
		3-5	住宅班 被災住宅の応急修理の実施結果を市本部に報告する	139	

(3) 被災住宅の障害物除去

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 72 時間後～					
1	建設部は、被災住宅の障害物除去の申込受付窓口を開設する	1-1	住宅班 災害救助法の適用と県知事から当該救助の委任の有無を市本部に確認する	140	
		1-2	住宅班 災害救助法が適用され、県より事務委任されたとき、被災住宅の障害物除去に関する申込受付体制を確立する	140	
		1-3	住宅班 被災住宅の障害物除去に関する申込等の受付窓口を開設する	140	
		1-4	住宅班 被災住宅の障害物除去の窓口開設に関して広報する	140	
業務実施時期：発災 72 時間後～					
2	建設部は、被災住宅の障害物除去の申込みを受付ける	2-1	住宅班 被災住宅の障害物除去の申込受けや相談・苦情等の受け付けを実施する	140	
		2-2	住宅班 被災住宅の障害物除去の需要を整理する	140	
		2-3	住宅班 被災住宅の障害物除去に関する実施計画を作成する	140	
		2-4	住宅班 必要に応じて、県に協力を要請する	140	
業務実施時期：発災 1 週間後～					
3	建設部は、被災住宅の障害物除去を実施する	3-1	住宅班 被災住宅の障害物の除去に関する工事を発注する	140	
		3-2	住宅班 被災住宅の障害物の除去に関する工事の請負契約を締結する	140	
		3-3	住宅班 被災住宅の障害物の除去に関する工事監理を実施する	140	
		3-4	住宅班 被災住宅の障害物の除去の実施結果を整理する	140	
		3-5	住宅班 被災住宅の障害物の除去の実施結果を市本部に報告する	140	

第2 災害廃棄物等の処理

(1) 組織体制・指揮命令系統・連絡体制の確立、情報収集・連絡調整等

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災3時間後～					
1 危機管理局、環境経済部は、連絡体制を確立する	1-1	危機管理班 環境政策班	市内の被災状況を把握するとともに、職員の参集状況を確認し、市本部と連絡調整を行う。	140	
	1-2	危機管理班 環境政策班 環境施設整備班	連絡・通信手段を確保し、市本部、県、国、廃棄物処理事業団体等との連絡体制を確立する	140	
業務実施時期：発災3時間後～					
2 危機管理局、環境経済部は、情報収集・連絡調整を行う	2-1	危機管理班 環境政策班	県、廃棄物処理事業団体等から災害廃棄物処理に関する情報を収集し、連絡調整を行う	140	
	2-2	環境政策班	必要に応じて、職員は現地で直接情報収集を行う	140	

(2) 災害廃棄物等の発生量・要処理量・処理可能量の把握

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 72 時間後～						
1	市民部、環境経済部は、災害廃棄物等の発生量等を把握する	1-1	税務班 環境政策班	家屋の被災状況等の情報を収集し、災害廃棄物の発生量を推計する	141	
		1-2	環境政策班	避難所の開設状況や避難者数から、し尿や避難所から生じる生活ごみ等の発生量を把握する	141	
業務実施時期：発災 72 時間後～						
2	環境経済部は、災害廃棄物等の発生量等の見直し状況を把握する	2-1	環境政策班	損壊家屋等の解体・撤去や処理の進捗・見通し、仮置場や廃棄物処理施設における保管量、処理施設の復旧状況から、がれき等の災害廃棄物発生量、要処理量、処理可能量の見直し状況を把握する	141	
		2-2	環境政策班	避難所の開設状況や避難者数から、し尿や避難所から生じる生活ごみ等の発生量の見直し状況を把握する	141	

(3) 処理体制の構築

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～					
1 環境経済部、建設部は、一般廃棄物処理施設の現況を把握する	1-1	環境施設整備班 都市計画班 土木交通班 道路・河川班	ライフラインやごみ処理施設の被災状況などから、ごみの現況処理能力や稼働見込を把握する	141	
	1-2	環境施設整備班	施設に被害があるときは、応急修理を行うとともに、市本部および県地方本部を通じて県本部に報告する	141	
	1-3	環境施設整備班	ごみの現況処理能力や稼働見込を市本部に報告する	141	
業務実施時期：発災 24 時間後～					
2 環境経済部は、一般廃棄物処理体制を確立する	2-1	環境政策班 環境施設整備班	市内の被災状況を把握するとともに、避難所の避難者数や地域の被災状況から、生活ごみ・粗大ごみ等の日常型廃棄物の発生量を推計する	141	
	2-2	環境政策班 環境施設整備班	情報をとりまとめ、一般廃棄物の処理方針を決定し、一般廃棄物処理実行計画を作成する	141	
	2-3	環境政策班	処理に必要な車両や人員を確保し、清掃チームを編成する	141	
	2-4	環境政策班 環境施設整備班	必要に応じて、県地方本部を通じて、県本部に応援を要請する	141	
	2-5	環境政策班	一般廃棄物処理実行計画に基づき一次保管場所、臨時集積場等を確保する	141	
業務実施時期：発災 24 時間後～					
3 環境経済部は、生活ごみ等の処理を実施する	3-1	環境政策班	住民に集積場所、集積日時、ごみの適切な処理方法等を広報する	141	
	3-2	環境政策班 環境施設整備班	一般廃棄物運搬許可業者によるごみの収集運搬業務を管理する	141	
	3-3	環境政策班 環境施設整備班	生活ごみ等の処理状況を整理する	141	
	3-4	環境政策班 環境施設整備班	生活ごみ等の処理状況を市本部に報告する	141	

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 3 時間後～					
4	環境経済部 は、し尿処 理体制を確 立する	4-1	環境政策班 市内の被害状況を把握するとともに、環境衛生センターと連絡調整し、処理施設の被災状況と稼働見込みなどから、し尿の現況処理能力を把握する	142	
		4-2	環境政策班 避難所収容者数、トイレの使用可能状況等の情報を収集し、環境衛生センターに報告する	142	
		4-3	環境政策班 環境衛生センターのし尿処理方針にしたがい、必要に応じて、し尿処理に必要な人員、仮設トイレ、し尿運搬車両等を確保する	142	
		4-4	環境政策班 被害が大きく環境衛生センターのみで処理できない場合など、必要に応じて、県地方本部を通じて県本部に応援を要請する	142	
業務実施時期：発災 3 時間後～					
5	環境経済部 は、仮設ト イレを設置 する	5-1	環境政策班 避難所収容者数、トイレの使用可能状況、上下水道施設の被害状況等の情報から仮設トイレの設置基数、設置場所を決定する	142	
		5-2	環境政策班 仮設トイレが不足する場合は、県本部を通じて他市へ応援を要請する	142	
		5-3	環境政策班 仮設トイレを設置する施設の責任者等にトイレの衛生管理について協力を依頼する	142	
		5-4	環境政策班 仮設トイレの設置状況を整理する	142	
		5-5	環境政策班 仮設トイレの設置状況を環境衛生センターと市本部に報告する	142	

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～						
6	環境経済部は、し尿処理実施状況を把握する	6-1	環境政策班	環境衛生センターと連絡調整し、し尿処理実施状況を把握する	142	
		6-2	環境政策班	し尿処理実施状況結果を整理する	142	
		6-3	環境政策班	し尿処理実施状況結果を市本部に報告する	142	
業務実施時期：発災 1 週間後～						
7	環境経済部は、仮設トイレを撤去する	7-1	環境政策班	市本部より水道施設の復旧状況、避難所の閉鎖状況、仮設トイレの利用状況等を把握する	142	
		7-2	環境政策班	仮設トイレの撤去場所・時期を決定する	142	
		7-3	環境政策班	業者に業務発注し、仮設トイレを撤去する	142	
		7-4	環境政策班	仮設トイレの撤去状況を整理する	142	
		7-5	環境政策班	仮設トイレの撤去状況を市本部に報告する	142	

(4) 住民への情報提供、災害ボランティアへの情報提供

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～						
1	環境経済部 は、情報を 提供する	1-1	環境政策班 環境施設整備班	災害廃棄物等の収集・分別方法、 仮置場の設置場所・運用ルール、 不適正処理防止、相談窓口、有害 廃棄物への対応、災害ボランティア に関する情報等について住民へ 情報を提供する	142	
		1-2	環境政策班 環境施設整備班	市災害ボランティアセンター等と 連携し、市が定めた災害廃棄物等 の分別方法や搬出方法、搬出先(仮 置場)、保管方法、安全上の注意事 項等について災害ボランティアへ 情報を提供する	142	

(5) 災害廃棄物等の処理に係る応援要請

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～						
1	環境経済部 は、応援の 要請を行う	1-1	環境政策班 環境施設整備班	必要に応じて、県地方本部を通じ て、県本部に応援を要請する	142	
		1-2	環境政策班 環境施設整備班	災害廃棄物等の処理が困難となっ た場合は、地方自治法に基づいて 県に事務の代行等を要請する	142	

(6) 災害廃棄物処理実行計画の策定、災害廃棄物処理の実施

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要	
業務実施時期：発災 72 時間後～						
1	環境経済部は、災害廃棄物処理体制を確立する	1-1	環境政策班 環境施設整備班	市内の被災状況を把握するとともに、職員の参集状況を確認し、市本部と連絡調整を行う。	142	
		1-2	環境政策班 環境施設整備班	国の財政措置の制度や補助金の申請手続きについて把握する	142	
		1-3	環境政策班	家屋の被災状況等の情報を収集し、災害廃棄物の発生量を推計する	142	
		1-4	環境政策班	情報をとりまとめ、災害廃棄物の処分場、暫定仮置場、一次仮置場、二次仮置場、分別区分等を決定し、災害廃棄物処理実行計画作成する	142	
		1-5	環境政策班	運搬業者、解体業者、分別業者等の稼働状況を確認し、処理に必要な車両や人員を確保する	142	
		1-6	環境政策班	必要に応じて、県地方本部を通じて、県本部に応援を要請する	142	
		1-7	環境政策班	災害廃棄物処理実行計画に基づき暫定仮置場、一次仮置場、二次仮置場等を設営する	142	
業務実施時期：発災 72 時間後～						
2	環境経済部は、災害廃棄物処理を実施する	2-1	環境政策班	仮置場における分別業務や仮置場から処分場までの運搬業務を発注する	142	
		2-2	環境政策班	業者に発注した分別業務や運搬業務を監理する	142	
		2-3	環境政策班	災害廃棄物の処理状況を整理する	142	
		2-4	環境政策班	災害廃棄物の処理状況を市本部に報告する	142	

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要	
業務実施時期：発災 72 時間後～						
3	環境経済部 は、解体・撤 去の申込受 付窓口を開 設する	3-1	環境政策班	廃棄物の処理および清掃に関する 法律に基づく 特別措置の適用を確 認する	143	
		3-2	環境政策班	廃棄物の処理および清掃に関する 法律に基づく 特別措置が適用され たときは、被災建築物の解体・除去 に関する申込受付体制を確立する	143	
		3-3	環境政策班	被災建築物の解体・除去に関する 申込等の受付窓口を開設する	143	
		3-4	環境政策班	被災建築物の解体・除去の窓口開 設に関して広報する	143	
業務実施時期：発災 72 時間後～						
4	環境経済部 は、解体・撤 去の申込み を受付ける	4-1	環境政策班	被災建築物の解体・除去の申込受 付けや相談・苦情等の受け付けを実 施する	143	
		4-2	環境政策班	被災建築物の解体・除去の需要を 整理する	143	
		4-3	環境政策班	被災建築物の解体・除去の実施計 画を作成する	143	
業務実施時期：発災 72 時間後～						
5	環境経済部 は、解体・撤 去および環 境対策を実 施する	5-1	環境政策班	被災建築物の解体・除去に関する 廃棄物の処理方針（アスベストそ の他有害物資の安全管理）につい て、県と調整する	143	
		5-2	環境政策班	解体・撤去に関する委託業務を発 注し、請負契約を締結する	143	
		5-3	環境政策班	解体・撤去に関する委託業務の監 理を実施する	143	
		5-4	環境政策班	必要に応じて、県と連携し、有害 物質の種類・量（濃度）や粉じん 等のモニタリング調査を実施する	143	
		5-5	環境政策班	解体・撤去の実施結果を整理する	143	
		5-6	環境政策班	解体・撤去の実施結果を市本部に 報告する	143	

※なお、災害廃棄物処理に関する詳細な事項については、環境省が定める「災害廃棄物対策指針等を踏
まえて策定した栗東市災害廃棄物処理計画による。

第3 学校等における応急対策

(1) 児童等の安否確認

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災直後～						
1	こども家庭局、教育委員会は、児童等、教職員等の安否を確認する	1-1	幼児班 教育総務班 学校教育班	校・園長等と連絡調整し、児童等、職員等の安否を確認する	144	資料集 3-34
		1-2	幼児班 教育総務班 学校教育班	児童等、職員等の安否情報を整理する	144	
		1-3	幼児班 教育総務班 学校教育班	児童等、職員等の安否情報の整理結果を市本部に報告する	144	
		1-4	幼児班 教育総務班 学校教育班	安否不明の児童等、職員等について、各校・園長、消防団、草津警察署等と連携して、搜索する	144	

(2) 文教施設等の応急対策

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 3 時間後～						
1	こども家庭局、教育委員会は、所管する文教施設等の被害状況を把握する	1-1	幼児班 子育て支援班 教育総務班 生涯学習班 スポーツ・文化振興班 図書館班	所管する学校施設、児童福祉施設、社会教育施設、社会体育施設、文化施設、給食施設等の緊急点検調査に必要な人員、資機材を確保する	144	
		1-2	幼児班 子育て支援班 教育総務班 生涯学習班 スポーツ・文化振興班 図書館班	所管する学校施設、児童福祉施設、社会教育施設、社会体育施設、文化施設、給食施設等を実施し、二次災害等危険度を評価する	144	
		1-3	幼児班 子育て支援班 教育総務班 生涯学習班 スポーツ・文化振興班 図書館班	所管する学校施設、児童福祉施設、社会教育施設、社会体育施設、文化施設、給食施設等の緊急点検調査実施結果を整理する	144	
		1-4	幼児班 子育て支援班 教育総務班 生涯学習班 スポーツ・文化振興班 図書館班	所管する学校施設、児童福祉施設、社会教育施設、社会体育施設、文化施設、給食施設等の緊急点検調査実施結果を市本部に報告する	144	
		1-5	幼児班 子育て支援班 教育総務班 生涯学習班 スポーツ・文化振興班 図書館班	所管する学校施設、児童福祉施設、社会教育施設、社会体育施設、文化施設、給食施設等の被災状況を災害発生後 1 週間以内に県本部（担当事業課）へ報告する	144	

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災3時間後～					
2	こども家庭局、教育委員会は、所管する文教施設等の応急修理を行う	2-1	幼児班 子育て支援班 教育総務班 生涯学習班 スポーツ・文化振興班 図書館班	所管する学校施設、児童福祉施設、社会教育施設、社会体育施設、文化施設、給食施設等に著しい被害を生じるおそれがある場合は、避難および立入制限等の措置を講じる	144
		2-2	幼児班 子育て支援班 教育総務班 生涯学習班 スポーツ・文化振興班 図書館班	所管する学校施設、児童福祉施設、社会教育施設、社会体育施設、文化施設、給食施設等に関し、障害物の除去、仮復旧等施設状況に応じた二次災害防止措置を講じる	144
		2-3	幼児班 子育て支援班 教育総務班 生涯学習班 スポーツ・文化振興班 図書館班	所管する学校施設、児童福祉施設、社会教育施設、社会体育施設、文化施設、給食施設等の応急措置に関し、必要に応じて、市本部に県等への応援要請を依頼する	144
		2-4	幼児班 子育て支援班 教育総務班 生涯学習班 スポーツ・文化振興班 図書館班	所管する学校施設、児童福祉施設、社会教育施設、社会体育施設、文化施設、給食施設等に関し、実施した二次災害防止措置をとりまとめ、市本部に報告する	144
		2-5	幼児班 子育て支援班 教育総務班 生涯学習班 スポーツ・文化振興班 図書館班	所管する学校施設、児童福祉施設、社会教育施設、社会体育施設、文化施設、給食施設等に関し、実施した対応状況を県本部へ報告する	144

(3) 応急教育

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 1 週間後～					
1	教育委員会は、応急教育を実施する	1-1	教育総務班 学校教育班	児童・生徒や教職員の被災状況、インフラの復旧状況、避難所の利用状況により、学校教育再開が困難な施設の有無を把握する	144
		1-2	教育総務班 学校教育班	学校再開、応急教育計画の検討に関して、必要に応じて、連絡協議会を設置するなど実施体制を確立する	144
		1-3	教育総務班 学校教育班	学校教育再開が困難な施設がある場合は、隣接する所管施設の利用や二部授業等の調整を行い、応急教育を実施する	144
		1-4	教育総務班 学校教育班	市内に適切な施設がないときなど、必要に応じて、応急仮校舎の建設、県本部へのあっせん要請等により施設を確保する	144
		1-5	教育総務班 学校教育班	災害により教職員等が不足する場合は、学校間における教職員の応援、県本部への協力要請、教職員の臨時採用、民間教育機関の協力支援、臨時の学級編成を行うなどの調整を実施する	144

(4) 応急保育

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 1 週間後～						
1	こども家庭局は、応急保育を実施する	1-1	幼児班	各園長より、園児や職員の被災状況、園舎のインフラの復旧状況、避難所の利用状況により、保育再開が困難な施設の有無を把握する	144	
		1-2	幼児班	保育再開が困難な施設がある場合は、他の施設の利用等に関する調整を行い、応急保育を実施する	144	
		1-3	幼児班	長期にわたり、園舎が使用不能で他の施設の確保が困難なときは、当該園長に自宅待機等の措置を指示する	144	
		1-4	幼児班	必要に応じて、保育再開の見通し、状況の推移等について、園長を通じて保護者に連絡する	144	

(5) 教科書等の調達および支給

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 2 週間後～						
1	教育委員会は、児童・生徒等に対する援助を実施する	1-1	学校教育班	学校長等と連絡調整し、教科書・学用品を喪失または損傷した就学上支障のある児童・生徒等の数を把握する	145	
		1-2	学校教育班	教科書・学用品等の必要数を学校別にとりまとめ、県本部に報告し、供給を受ける	145	
		1-3	学校教育班	供給を受けた教科書・学用品等について、学校を通じて、を就学上支障のある児童・生徒に支給する	145	
		1-4	学校教育班	必要に応じて、授業料等の減免など、児童・生徒等の援助を行う	145	

第4 文化財の応急対策

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 72 時間後～					
1 教育委員会は、文化財の応急対策実施体制を確立する	1-1	スポーツ・文化振興班	文化財所有者または管理者から市内の文化財の被害の有無・程度に関する情報を速やかに収集する	145	資料集 2-41
	1-2	スポーツ・文化振興班	必要に応じ、職員を現地に派遣するなど、被害状況の調査を実施する	145	
	1-3	スポーツ・文化振興班	市内の指定文化財の被害状況についてとりまとめ、市本部、県本部に報告する	145	
	1-4	スポーツ・文化振興班	被害状況を勘案して、文化財の応急措置の実施方針を決定する	145	
	1-5	スポーツ・文化振興班	県本部、文化庁等と連絡調整し、文化財の応急措置に必要な人員（専門ボランティア）、資機材等を確保し、実施体制を確立する	145	
業務実施時期：発災 72 時間後～					
2 教育委員会は、文化財の応急措置を行う	2-1	スポーツ・文化振興班	確立した応急対策実施体制（文化財所有者、管理者および関係機関・団体・ボランティア等）間で連携・協力し、文化財の応急措置を実施する	145	
	2-2	スポーツ・文化振興班	必要に応じ、移動可能な文化財で被害が著しいときは、被災文化財の仮保管場所を確保し、一時的に安全な場所に移動する	145	
	2-3	スポーツ・文化振興班	文化財の応急措置に関する実施記録を作成する	145	
	2-4	スポーツ・文化振興班	文化財の応急措置に関する実施状況を市本部、県本部に報告する	145	

第5 ボランティアの受入れ

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 24 時間後～					
1 市民部、健康福祉部は、災害ボランティアセンターの設置について検討する	1-1	自治振興班 社会福祉班	多数の災害ボランティア派遣要請や災害ボランティアの申し出等の情報を参考に、市社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置場所（原則、栗東市総合福祉保健センター内）、設置時期について検討する	145	
	1-2	自治振興班 社会福祉班	災害ボランティアセンター設置場所、設置時期等について市本部に具申する	145	
	1-3	自治振興班 社会福祉班	市本部の決定を受け、災害ボランティアセンター設置場所、設置時期等を確認する	145	
業務実施時期：発災 24 時間後～					
2 市民部、健康福祉部は、災害ボランティアセンターの開設準備を行う	2-1	自治振興班 社会福祉班	市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの設置を要請する	146	
	2-2	自治振興班 社会福祉班	設置場所（原則、栗東市総合福祉保健センター内）に災害ボランティアセンターの会場を設営する	146	
	2-3	自治振興班 社会福祉班	災害ボランティアセンターの運営に必要なスタッフを確保する	146	
	2-4	自治振興班 社会福祉班	災害ボランティアセンターの運営に必要な資機材（専用電話回線、パソコン等）を確保する	146	
	2-5	自治振興班 社会福祉班	災害ボランティアセンターの開設を確認し、市本部に報告する	146	
	2-6	自治振興班 社会福祉班	県社会福祉協議会等の関係団体へ協力を依頼する	146	
	2-7	自治振興班 社会福祉班	災害ボランティアセンターの開設について、広報する	146	

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 72 時間後～					
3 危機管理局、市民部、健康福祉部は、災害ボランティア活動状況を管理する	3-1	自治振興班 社会福祉班	市本部と連絡調整し、市全体のボランティアニーズを把握する	146	
	3-2	自治振興班 社会福祉班	市社会福祉協議会より、災害ボランティアの受付状況を把握する	146	
	3-3	自治振興班 社会福祉班	災害ボランティアの必要数、支援業務内容、受付場所、受け入れ体制等を確認する	146	
	3-4	自治振興班 社会福祉班	インターネット、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、災害ボランティアを募集する	146	
	3-5	自治振興班 社会福祉班	特定の専門技能を有するボランティア(被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、外国語通訳ボランティア、カウンセラー、柔道整復師等)の派遣が必要なときは、市本部に要請する	146	
	3-6	危機管理班	県地方本部を通じ、県本部へ専門ボランティアの派遣を要請する	146	
業務実施時期：発災 72 時間後～					
4 市民部、健康福祉部は、災害ボランティア活動支援を行う	4-1	自治振興班 社会福祉班	市社会福祉協議会より、災害ボランティアセンター運営状況を把握する	146	
	4-2	自治振興班 社会福祉班	災害ボランティアセンターの運営に必要なスタッフが不足する場合は、市本部に調整を依頼する	146	
	4-3	自治振興班 社会福祉班	災害ボランティアセンターの運営に必要な資機材が不足する場合は、市本部に調整を依頼する	146	
	4-4	自治振興班 社会福祉班	必要に応じて、県災害ボランティアセンター、ボランティア団体等に協力を依頼する	146	

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災１週間後～					
5	市民部、健康福祉部は、災害ボランティアセンターの閉鎖について検討する	5-1	自治振興班 社会福祉班	ボランティア需要の減少等の情報をもとに、市社会福祉協議会と災害ボランティアセンター閉鎖時期について検討する	146
		5-2	自治振興班 社会福祉班	災害ボランティアセンター閉鎖時期等について市本部に具申する	146
		5-3	自治振興班 社会福祉班	市本部の決定を受け、災害ボランティアセンター閉鎖時期等を確認する	146
業務実施時期：発災１週間後～					
6	市民部、健康福祉部は、災害ボランティアセンターを閉鎖する	6-1	自治振興班 社会福祉班	市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの閉鎖を要請する	146
		6-2	自治振興班 社会福祉班	災害ボランティアセンターで行われる未対応業務の引き継ぎや資機材の返却等の後片付けに協力する	146
		6-3	自治振興班 社会福祉班	災害ボランティアセンターの閉鎖を確認し、市本部に報告するとともに、県に報告する	146
		6-4	自治振興班 社会福祉班	災害ボランティアセンターの閉鎖について広報する	146

第6 義援金品の配分

(1) 義援金の募集・配分

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 72 時間後～					
1 健康福祉部 は、義援金 を募集する	1-1	社会福祉班	県、日本赤十字社、県共同募金会 等の関係団体と募集・配分委員会 を結成する	147	
	1-2	社会福祉班	募集・配分委員会において決定さ れる義援金の募集方法、募集期間、 広報方法等を確認する	147	
	1-3	社会福祉班	市社会福祉協議会と調整し、義援 金の受付・保管、配分の実施体制 を確立する	147	
	1-4	社会福祉班	市社会福祉協議会と調整し、受付 窓口や振込み指定口座を開設する	147	
	1-5	社会福祉班	義援金の募集に関する広報を実施 する	147	
	1-6	社会福祉班	必要に応じて、市社会福祉協議会 と連携して、市独自の義援金の募 集を実施する	147	
業務実施時期：発災 72 時間後～					
2 健康福祉部 は、義援金 を受付・保 管する	2-1	社会福祉班	義援金の提供を受付けたときは、 領収書を発行し、帳簿等を整備す る	147	
	2-2	社会福祉班	県が結成した協議会等へ引き継ぐ までは金融機関等へ預け入れる等 確実な方法で受付けた義援金を一 時保管する	147	
	2-3	社会福祉班	義援金の受付状況を整理する	147	
	2-4	社会福祉班	市本部・協議会に義援金の受付状 況を報告する	147	

応急・復旧期の共通マニュアル
第2節 復旧への足がかり

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災１か月後～						
3	健康福祉部 は、義援金 を配分する	3-1	社会福祉班	協議会で決定された配分方針を確認する	147	
		3-2	社会福祉班	市本部が把握する被災者状況を確認する	147	
		3-3	社会福祉班	協議会で決定した配分方針にしたがい、市に配分された義援金を被災者へ配分する	147	
		3-4	社会福祉班	義援金の収納額や使途を整理する	147	
		3-5	社会福祉班	義援金の収納額や使途の整理結果を広報する	147	

(2) 義援物資の募集・配分

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 72 時間後～						
1	健康福祉部 は、義援物 資を募集す る	1-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	被災地の状況を把握し、概ね被災 地に必要とされる物資、不要な物 資の量等の情報を整理する	147	
		1-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	市本部と調整し、義援物資募集品 目を決定する	147	
		1-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	市社会福祉協議会と調整し、義援 物資の受付・保管、配分の実施体 制を確立する	147	
		1-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	市社会福祉協議会と調整し、物資 集積拠点に受付窓口(物資送り先) を開設する	147	
		1-5	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	ホームページ、テレビ、ラジオ、 新聞等の報道機関で義援物資の募 集を広報する	147	
業務実施時期：発災 72 時間後～						
2	健康福祉部 は、義援物 資を受付・ 保管する	2-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	義援物資の提供を受付けたとき は、受領書を発行し、帳簿等を整 備する	147	
		2-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	物資集積拠点に義援物資を一時保 管する	147	

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
2		2-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	義援物資の受付状況を整理する	147	
		2-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	義援物資の受付状況を市本部に報告する	147	
業務実施時期：発災 72 時間後～						
3	健康福祉部 は、義援物資を配分・ 配布する	3-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	避難所ニーズ等を把握し、受付けた義援物資の配分計画を作成する	147	
		3-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	配分計画にしたがい、義援物資を避難所等へ配分・配布する	147	
		3-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	義援物資の配分結果を整理する	147	
		3-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	義援物資の配分結果の広報する	147	

第3節 被災者の生活再建支援

第1 市民生活の支援

(1) 罹災証明書の発行・被災者台帳の作成等

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 72 時間後～					
1 市民部は、 罹災証明書 発行の準備 を行う	1-1	総合窓口班	罹災証明書の発行業務の実施体制を確立する	151	
	1-2	総合窓口班	相談窓口内に罹災証明書発行窓口を開設する	151	
	1-3	総合窓口班	必要に応じて、他部・他自治体・専門ボランティア、県（家屋被害認定士）等と連携して、調査に必要となる調査員・備品を確保する	151	
	1-4	総合窓口班	罹災証明書の発行窓口の開設について広報する	151	
	1-5	総合窓口班	罹災証明書発行窓口において罹災証明書発行申請を受付ける	151	
業務実施時期：発災 72 時間後～					
2 市民部は、 災害に係る 住家の被害 認定調査を 実施する	2-1	税務班	被害の概要を把握し、罹災証明書の発行に係る住家の被害認定調査の実施体制を確立する	151	資料集 4-1
	2-2	税務班 総合窓口班	住民基本台帳・課税台帳等の既存データを準備する	151	
	2-3	税務班	必要に応じて、県、他自治体応援職員、専門ボランティア等と連携して、調査に必要となる調査員・備品を確保する	151	
	2-4	税務班	罹災証明書の発行に係る被害認定調査を実施する	151	
	2-5	税務班	罹災証明書の発行に係る被害認定調査の実施結果を整理する	151	

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災１週間後～					
3	市民部は、 罹災証明書 を発行する	3-1	総合窓口班 被害認定調査結果と照合し、罹 災証明書を発行する（1世帯1 通）	151	資料集 4-2
		3-2	総合窓口班 被害家屋が多く、市単独では円 滑な罹災証明の発行業務が困難 なときは、県等に応援職員の派 遣を要請する	151	
		3-3	総合窓口班 災害時の混乱のより発行が困 難、判定結果に不服がある場合 等は、必要に応じて、税務班に 再調査を依頼する	151	
業務実施時期：発災１週間後～					
4	市民部は、 被災者台帳 を作成する	4-1	税務班 総合窓口班 罹災証明書の発行情報を一元的 に管理する	151	
		4-2	税務班 総合窓口班 住家の被害認定調査や固定資産 課税台帳をもとに、健康福祉部 と連携して、被災者台帳を作成 する	151	
		4-3	税務班 総合窓口班 被災者台帳データを全庁的に共 有する	151	資料集 4-3

(2) 災害弔慰金等の支給、生活資金の貸付

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災１週間後～						
1	健康福祉部は、災害弔慰金等の支給、生活資金の貸付に関する相談窓口を開設する	1-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	法令および条例の規定に基づく、生活再建に係る資金（災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金、生活福祉金等）の支給や貸付に関する条件や手続きを把握する	151	資料集 4-4、4-5、4-6、4-7
		1-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	災害弔慰金等の支給、生活資金の貸付に関する相談体制を確立する	151	
		1-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	法令および条例の規定に基づく、生活再建に係る資金（災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金、生活福祉金等）の支給や貸付に関する広報資料を作成する	151	
		1-4	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	災害弔慰金等の支給、生活資金の貸付に関する相談窓口を開設する	151	
業務実施時期：発災１週間後～						
2	健康福祉部は、災害弔慰金等の支給、生活資金の貸付に関する相談に対応する	2-1	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	相談窓口において、各種相談、申請を受付ける	152	
		2-2	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	相談、申請内容に応じて、適切な指導・助言等を行うとともに、必要な手続きを行う	152	
		2-3	社会福祉班 障がい福祉班 長寿福祉班 保険年金班 健康増進班	各種相談、申請情報を整理する	152	

(3) 被災者生活再建支援金の支給

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災１週間後～					
1 危機管理局は、被災者生活再建支援金の支給に関する相談窓口を開設する	1-1	危機管理班	被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金および滋賀県被災者生活再建支援制度※の支給に関する条件や手続きを把握する	152	資料集 4-8、4-9
	1-2	危機管理班	被災者生活再建支援金の支給に関する相談体制を確立する	152	
	1-3	危機管理班	被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金および滋賀県被災者生活再建支援制度の支給に関する広報資料を作成する	152	
	1-4	危機管理班	被災者生活再建支援金の支給に関する相談窓口を開設する	152	
業務実施時期：発災１週間後～					
2 危機管理局は、被災者生活再建支援金の支給に関する相談に対応する	2-1	危機管理班	相談窓口において、各種相談、申請を受付ける	152	
	2-2	危機管理班	相談、申請内容に応じて、適切な指導・助言等を行うとともに、必要な手続き（資金の支給）を行う	152	
	2-3	危機管理班	各種相談、申請情報を整理する	152	

※県制度を活用するときは支援制度要綱を作成

(4) 市税等の徴収猶予・減免等

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災１週間後～						
1	市民部、健康福祉部は、税金や保険料等の猶予・減免等に関する相談窓口を開設する	1-1	税務班 長寿福祉班 保険年金班	法令および条例の規定に基づく、災害時の税金や保険料等の猶予や減免等に関する条件や手続きを把握する	152	
		1-2	税務班 長寿福祉班 保険年金班	災害時の税金や保険料等の猶予や減免等に関する相談体制を確立する	152	
		1-3	税務班 長寿福祉班 保険年金班	法令および条例の規定に基づく、災害時の税金や保険料等の猶予や減免等に関する広報資料を作成する	152	
		1-4	税務班 長寿福祉班 保険年金班	災害時の税金や保険料等の猶予や減免等に関する相談窓口を開設する	152	
業務実施時期：発災１週間後～						
2	市民部、健康福祉部は、税金や保険料等の猶予・減免等に関する相談に対応する	2-1	税務班 長寿福祉班 保険年金班	相談窓口において、各種相談、申請を受付ける	152	
		2-2	税務班 長寿福祉班 保険年金班	相談、申請内容に応じて、適切な指導・助言等を行うとともに、必要な手続きを行う	152	
		2-3	税務班 長寿福祉班 保険年金班	各種相談、申請情報を整理する	152	

第2 住宅の復興

(1) 住宅復興計画の策定

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災1週間後～					
1	建設部は、 住宅復興計画を策定する	1-1	住宅班 県と連携して、持家（戸建・マンション）、借家（公営・民間）等の区分に基づき住宅の全壊・半壊等の被害状況を調査・把握する	152	
		1-2	住宅班 復興の方針や具体的な手順、スケジュールを盛り込んだ住宅復興計画を策定する	152	
		1-3	住宅班 市街地の都市計画、区画整理事業のために必要と認められるときは、区域の指定を行い、建築の制限を行う	152	

(2) 公営住宅等の建設・活用、被災者住宅の再建支援、住宅再建に関する相談・情報提供

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災１週間後～					
1 建設部は、住宅の再建支援に係る相談窓口を開設する	1-1	住宅班	災害復興住宅資金や災害特別貸付金の融資制度に関する条件や手続きを把握する	153	
	1-2	住宅班	県や住宅金融支援機構と連携して、住宅の再建支援に関する相談体制を確立する	153	
	1-3	住宅班	災害復興住宅資金や災害特別貸付金の融資制度に関する広報資料を作成する	153	
	1-4	住宅班	住宅の再建支援に関する相談窓口を開設する	153	
業務実施時期：発災１週間後～					
2 建設部は、住宅の再建支援に係る相談に対応する	2-1	住宅班	相談窓口において、各種相談、申請を受付ける	153	
	2-2	住宅班	相談、申請内容に応じて、適切な指導・助言等を行うとともに、必要な手続きを行う	153	
	2-3	住宅班	各種相談、申請情報を整理する	153	
	2-4	住宅班	必要に応じて、災害公営住宅の空き室の有効利用や公的賃貸住宅への特例入居等の措置、災害公営住宅の新規建設等を検討する	153	

(3) 市税の減免等の措置

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災１週間後～						
1	市民部、建設部は、市税の減免等の措置を図る	1-1	税務班 住宅班	必要に応じて、被災した不動産に対する市税の減免等を検討する	153	
		1-2	税務班 住宅班	市税の減免等の措置について整理を行うとともに、必要な手続きを行う	153	

第3 雇用の安定と雇用機会の確保

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災1週間後～						
1	環境経済部 は、雇用の 安定を確保 する	1-1	商工観光労政班	企業や労働者の被災状況を把握し、災害による離職者の情報を把握する	153	
		1-2	商工観光労政班	雇用の確保対策が必要なときは、県に災害による離職者の状況を報告し、国の対策等を要望する	153	
		1-3	商工観光労政班	県、滋賀労働局等が就職の支援対策を実施するときは、その内容を把握し、情報を整理する	153	
		1-4	商工観光労政班	県、滋賀労働局等と連携して、被災事業主、被災求職者等に提供する	153	

第4 郵政事業の特例措置

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災1週間後～						
1	危機管理局は、日本郵便株式会社の災害特別事務扱いなどについて周知する	1-1	危機管理班	日本郵便株式会社から郵政事業に係る災害特別事務取扱いおよび被災者支援についての情報を収集する	154	
		1-2	危機管理班	日本郵便株式会社が郵政事業に係る災害特別事務扱いなどを実施したときは、住民にその内容を周知する	154	

第5 治安の確保および交通対策

(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災1週間後～						
1	危機管理局は、暴力団等の排除措置を徹底する	1-1	危機管理班	復旧・復興事業に関する全ての事務事業について、受注者や下請業者等を把握する	154	
		1-2	危機管理班	草津警察署と連携して、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める	154	

(2) 交通対策、防犯対策

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災１週間後～						
1	危機管理局、建設部は、交通対策を実施する	1-1	危機管理班 道路・河川班	県、草津警察署、道路管理者と連携し、道路の整備、通信施設の増設等交通環境の整備を推進する	154	
業務実施時期：発災１週間後～						
2	危機管理局、建設部は、防犯対策を実施する	2-1	危機管理班 道路・河川班	草津警察署と連絡調整し、防犯活動が必要な地域等を把握する	154	
		2-2	危機管理班 道路・河川班	草津警察署と連携し、被災地や指定避難所の周辺のパトロール等を実施する	154	

第4節 企業等の再建支援

第1 商工業の再建支援

(1) 被災状況の把握、再建資金の融資

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災1週間後～						
1	環境経済部 は、被災状 況を把握 し、再建資 金の融資制 度について 把握する	1-1	商工観光労政班	県、栗東市商工会等と連携して、 市内商工業者の被災状況を把握す る	155	
		1-2	商工観光労政班	県、栗東市商工会、日本政策金融 公庫、金融機関等と連携して、商 工業者の再建資金に関する制度利 用条件や手続きを把握する	155	

(2) 市税等の徴収猶予・減免等

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災 1 週間後～						
1	市民部、環境経済部は、商工業者の市税の徴収猶予・減免等の措置を図る	1-1	税務班 商工観光労政班	法令、条例の規定に基づいて、市税の期限延長、徴収猶予および減免等を検討する	155	
		1-2	税務班 商工観光労政班	市税の期限延長、徴収猶予および減免等の措置について整理を行うとともに、必要な手続きを行う	155	
		1-3	税務班 商工観光労政班	市税の期限延長、徴収猶予および減免等の措置について商工業者に周知する	155	

(3) 再建に向けた相談・情報提供等の実施

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災１週間後～						
1	環境経済部は、商工業者の再建資金に係る相談窓口を開設する	1-1	商工観光労政班	商工業者の再建資金に係る相談体制を確立する	155	
		1-2	商工観光労政班	商工業者の再建資金に係る相談窓口を開設する	155	
		1-3	商工観光労政班	商工業者の再建資金に関する広報資料を作成する	155	
業務実施時期：発災１週間後～						
2	環境経済部は、商工業者の再建資金に係る相談に対応する	2-1	商工観光労政班	被災者の相談に統一的に対応するために、関係機関や国、県と協議し、相談・指導内容について協議を行う	155	
		2-2	商工観光労政班	相談窓口において、各種相談、申請を受付ける	155	
		2-3	商工観光労政班	相談、申請内容に応じて、適切な指導・助言等を行うとともに、必要な手続きを行う	155	
		2-4	商工観光労政班	相談、申請情報を一元的に管理する	155	

第2 農林業の再建支援

(1) 被災状況の把握、再建資金の融資

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災1週間後～						
1	環境経済部 は、被災状 況を把握 し、再建資 金の融資制 度について 把握する	1-1	農林班 農業委員会事務局班	関係機関と連携して、市内各地の 農林業に関する被災状況を把握す る	155	
		1-2	農林班 農業委員会事務局班	県、滋賀県農業共済組合、レーク 滋賀農業協同組合、日本政策金融 公庫等と連携して、農林水産業の 緊急支援資金に関する制度利用条 件や手続きを把握する	155	

(2) 市税等の徴収猶予・減免等

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災１週間後～						
1	市民部、環境経済部は、農林業者の市税の徴収猶予・減免等の措置を図る	1-1	税務班 農林班 農業委員会事務局班	法令、条例の規定に基づいて、市税の期限延長、徴収猶予および減免等を検討する	155	
		1-2	税務班 農林班 農業委員会事務局班	市税の期限延長、徴収猶予および減免等の措置について整理を行うとともに、必要な手続きを行う	155	
		1-3	税務班 農林班 農業委員会事務局班	市税の期限延長、徴収猶予および減免等の措置について農林業者に周知する	155	

(3) 再建に向けた相談・情報提供等の実施

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災１週間後～						
1	環 境 経 済 部は、農林 水産業の緊 急 支 援 資 金に係る相 談窓口を開 設する	1-1	農林班 農業委員会事務局班	農林水産業の緊急支援資金に係る 相談体制を確立する	156	
		1-2	農林班 農業委員会事務局班	農林水産業の緊急支援資金に係る 相談窓口を開設する	156	
		1-3	農林班 農業委員会事務局班	農林水産業の緊急支援資金に関す る広報資料を作成する	156	
業務実施時期：発災１週間後～						
2	環 境 経 済 部は、農林 水産業の緊 急 支 援 資 金に係る相 談に対応す る	2-1	農林班 農業委員会事務局班	被災者の相談に統一的に対応する ために、関係機関や国、県と協議 し、相談・指導内容について協議を 行う	156	
		2-2	農林班 農業委員会事務局班	相談窓口において、各種相談、申 請を受付ける	156	
		2-3	農林班 農業委員会事務局班	相談、申請内容に応じて、適切な 指導・助言等を行うとともに、必 要な手続きを行う	156	
		2-4	農林班 農業委員会事務局班	相談、申請情報を一元的に管理す る	156	

第5節 公共施設の災害復旧

第1 災害復旧事業に係る査定

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災1週間後～						
1	総務部、施設を所管する部は、査定計画を策定する	1-1	施設を所管する班	各種災害復旧事業制度等を把握する	157	
		1-2	財政班	災害復旧事業費の決定および決定を受けるための査定計画を策定する	157	
		1-3	財政班	国、県等に公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急調査の実施を要請する。	157	

第2 激甚災害の指定

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災1週間後～					
1 危機管理局は、調査に協力する	1-1	危機管理班	市内の被害状況を速やかに調査する	157	
	1-2	危機管理班	県が行う激甚災害および局地激甚災害に関する調査等について協力する	157	
業務実施時期：発災1週間後～					
2 総務部は、激甚災害等に係る財政措置を実施する	2-1	財政班	激甚災害または局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに特別財政援助額の交付に係る調書等を作成する	158	
	2-2	財政班	県の関係部局に特別財政援助額の交付に係る調書等を提出する	158	

第3 災害復旧資金計画

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要	
業務実施時期：発災１週間後～						
1	総務部は、 資金計画を 策定する	1-1	財政班	応急対策、復旧対策に関する予算 の設置、災害関連財政支出の管理、 被害総額の集計等の一連の災害財 務に関する担当者を配置する	158	
		1-2	財政班	災害応急対策および災害復旧事業 の実施に必要な経費を調査し、全 体の資金量を把握する	158	
		1-3	財政班	各部が活用する各種災害復旧事業 制度等を把握する	158	復旧・復 興ハンド ブック参 照
		1-4	財政班	各種災害復旧事業制度、地方債制 度および地方交付税制度等を踏ま え、資金計画を策定する	158	
業務実施時期：発災１週間後～						
2	総務部は、 各部と連携 して、復旧・ 復興財源を 確保する	2-1	財政班	普通交付税の繰上交付、災害復旧 費に係る地方債の元利償還金の算 入、特別交付税の交付および起債 等、地方財政措置制度に基づき必 要な措置を講ずる	158	
		2-2	財政班	現行の法制度に基づく事業制度お よび措置等では十分な対応が図れ ないときは、国へ特別措置等を要 望する	158	
		2-3	財政班	一時的に資金が不足する場合は、 金融機関からの一時借入金または 地方財務局からの災害応急融資に より、必要資金を確保する	158	
		2-4	財政班	必要に応じて、復興基金を設立す る	158	

第4 災害復旧事業の実施

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災1週間後～					
1 危機管理局は、災害復旧事業計画を作成する	1-1	危機管理班	庁内に災害復旧事業計画策定のプロジェクトチームを設置する	158	
	1-2	危機管理班	災害復旧方針を作成する	158	
	1-3	危機管理班	災害復旧方針にしたがい、災害復興計画案を策定する	158	
業務実施時期：発災1週間後～					
2 施設を所管する部は、災害申請を行い災害復旧事業の補助を受ける	2-1	施設を所管する班	被災した所管する施設の災害復旧に関する現地調査を実施する	158	資料集 4-12、4-13
	2-2	施設を所管する班	災害発生後1か月以内に災害状況報告書を作成し、県の担当事業課に報告する	158	
	2-3	施設を所管する班	災害復旧に係る設計図書（図面、積算書等）を作成する	158	
	2-4	施設を所管する班	災害発生後60日以内かつ査定前に国庫負担に関する交付申請書を作成し、提出する	158	
	2-5	施設を所管する班	災害査定に立会い、現場において被害状況、申請工事内容等必要な説明を行う	158	
業務実施時期：発災1週間後～					
3 施設を所管する部は、災害復旧事業を実施する	3-1	施設を所管する班	補助事業の適用を受けた被災所管施設の災害復旧事業計画を策定する	158	
	3-2	施設を所管する班	災害復旧事業の発注準備を行い、施工業者を決定する	158	
	3-3	施設を所管する班	委託した災害復旧事業の進捗管理を行う	158	
	3-4	施設を所管する班	災害復旧事業の竣工検査を行い、事業費を精算する	158	

第6節 災害復興

第1 計画的な地域復興の推進

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災1週間後～					
1 危機管理局は、災害復興本部を設置する	1-1	危機管理班	災害復興体制整備の必要性を検討する	159	
	1-2	危機管理班	市本部の決定を受け、災害復興本部を組織化する	159	
	1-3	危機管理班	災害復興本部会議の設置を県および関係機関に連絡する	159	
	1-4	危機管理班	災害復興本部会議の設置を住民に広報する	159	
業務実施時期：発災1週間後～					
2 危機管理局は、災害復興本部を運営する	2-1	危機管理班	本部長、本部員と災害復興本部会議の開催場所、日時、参加者等を調整する	159	
	2-2	危機管理班	災害復興本部会議の開催を案内する	159	
	2-3	危機管理班	災害復興本部会議に必要な資料を準備する	159	
	2-4	危機管理班	災害復興本部会議を開催する	159	
	2-5	危機管理班	災害復興本部会議の決定事項を県および関係機関に連絡する	159	
	2-6	危機管理班	災害復興本部会議の決定事項を住民に広報する	159	
業務実施時期：発災1か月後～					
3 危機管理局は、災害復興計画を作成する	3-1	危機管理班	庁内に災害復興計画策定のプロジェクトチームを設置する	159	
	3-2	危機管理班	学識経験者、住民等の参画を得ながら、災害復興検討委員会を設置する	159	
	3-3	危機管理班	災害復興検討委員会において、災害復興方針を作成する	159	
	3-4	危機管理班	災害復興方針にしたがい、災害復興計画案を策定する	159	

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
3		3-5	危機管理班	災害復興計画案を災害復興本部会議に諮り、計画決定する	159	
		3-6	危機管理班	災害復興計画を住民に広報する	159	
業務実施時期：発災 1 か月後～						
4	危機管理局は、災害復興事業を推進する	4-1	危機管理班	災害復興計画にしたがい、分野ごとの事業計画を策定する	159	
		4-2	危機管理班	特に人材の不足が予想される部門・職種に対して、庁内から弾力的、集中的に職員を配置する	159	
		4-3	危機管理班	必要に応じて、県各部局受援担当に他地方公共団体への職員の派遣要請を行う	159	
		4-4	危機管理班	各部の実施する災害復興事業の進捗を確認し、災害復興状況を整理する	159	
		4-5	危機管理班	災害復興状況を県および関係機関に報告する	159	
		4-6	危機管理班	災害復興状況を住民に広報する	159	

第2 原子力災害時の中長期対策

(1) 環境放射線モニタリングへの協力、影響調査の実施等

業務	手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災1週間後～					
1 危機管理局は、環境放射線モニタリングに協力する	1-1	危機管理班	原子力緊急事態解除宣言後も引き続き県防災危機管理局と連絡調整し、県の環境放射線モニタリング結果を把握する	160	
	1-2	危機管理班	必要に応じて、県が実施する環境放射線モニタリングの結果の公表に協力する	160	
	1-3	危機管理班	市庁舎等においてモニタリングによる環境放射線量の測定を独自に行い、測定結果を県に報告する	160	
	1-4	危機管理班	環境放射線モニタリング結果について、ホームページ等により公表する	160	
業務実施時期：発災1か月後～					
2 市民部は、災害地域住民の記録を再発行する	2-1	総合窓口班	避難および屋内退避を行ったときで、本市から他市町村に避難した被災者があるときは、連絡窓口を設置する	160	
	2-2	総合窓口班	被災者からの連絡を受け、氏名、避難元の住所、避難先の所在地、連絡先等を確認する	160	
	2-3	総合窓口班	被災地住民登録票を作成していた者から書類の再発行の申請があるときは、記録を確認したのちに再発行する	160	

(2) 風評被害等の影響の軽減

業務	手順	担当班	実施内容	本編 のペ ージ	摘要
業務実施時期：発災１週間後～					
1	環境経済部は、風評被害などの影響を削減する	1-1	農林班 商工観光労政課 農業委員会事務局班	放射能汚染への不安による消費者の買い控えや市場での取引拒否、価格低下等の風評被害を軽減するため、県防災危機管理局と連携して、農地等の環境放射線モニタリングを実施する	160
		1-2	農林班 商工観光労政課 農業委員会事務局班	環境放射線モニタリング結果により安全が確認されたときは、新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ等、多様なメディアを活用して、迅速に公表し、市内農産物の安全性を全国に情報発信する	160
		1-3	農林班 商工観光労政課 農業委員会事務局班	環境放射線モニタリング結果により安全が確認されたときは、旅行客誘致に大きな役割を果たす旅行エージェント、旅行雑誌等に対して個別に情報提供を行う	160
		1-4	農林班 商工観光労政課 農業委員会事務局班	市内産農産物、地場産品等の販売促進イベント、観光客誘致プロモーションを展開することにより経済の復興を図る	160

(3) 各種制限措置の解除

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災１か月後～						
1	健康福祉部、環境経済部、上下水道事業所は、各種制限措置の解除を行う	1-1	健康増進班 農林班 農業委員会事務局班 上下水道班	県（各事業担当課）との連絡調整により、当該対象地域における飲食物の出荷制限および摂取制限の解除を確認する	160	
		1-2	健康増進班 農林班 農業委員会事務局班 上下水道班	飲食物の出荷制限および摂取制限の解除を各班に周知する	160	
		1-3	健康増進班 農林班 農業委員会事務局班 上下水道班	水源および飲料水の飲用に関する情報を広報車により広報する	160	
		1-4	健康増進班 農林班 農業委員会事務局班 上下水道班	汚染地区の住民、J A、集荷機関、市場の責任者等に、汚染農林畜水産物の採取禁止、出荷制限等の解除を周知する	160	
		1-5	健康増進班 農林班 農業委員会事務局班 上下水道班	解除された立入制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置に関する情報を整理する	160	
		1-6	健康増進班 農林班 農業委員会事務局班 上下水道班	飲食物の出荷制限および摂取制限、交通規制の解除について、広報する	160	

(4) 被災者等の生活再建等の支援

業務		手順	担当班	実施内容	本編の ページ	摘要
業務実施時期：発災１か月後～						
1	危機管理局、市民部、健康福祉部、環境経済部、建設部は、被災者等の生活再建等を行う	1-1	危機管理班 住宅班	県(各事業担当課)等と連携して、住まいの確保及び生活資金等の支給の仕組みを構築する	160	
		1-2	危機管理班 総合窓口班 健康増進班 商工観光労政班	特に被災中小企業等に対する支援、心身の健康相談、その他住民からの様々な相談内容に対応できるよう、各部門から弾力的、集中的に職員を配置する	160	
		1-3	危機管理班 総合窓口班	被災者の相談に統一的に対応するために、県(各事業担当課)等と協議し、相談・指導内容について協議を行う	160	
		1-4	危機管理班 総合窓口班	各種相談に対応し、必要な情報や支援・サービスを提供する	160	

地域住民マニュアル

第1節 風水害等の対策

第1 情報の収集

大雨や長雨、台風接近時は、テレビ、ラジオ、インターネット等を用いて、気象庁が発表する防災気象情報や市が発令する避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）などに注意する。

また、自宅や地域の災害危険性、発表される以下の警戒レベルを目安にとるべき行動を考える。

なお、河川の増水や氾濫、土砂災害の前兆など異常な現象に気づいたら、周囲の人に知らせ、市役所または中消防署に通報する。

■警戒レベル1

気象庁から「早期注意情報」が発表されたときは、防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。

■警戒レベル2

気象庁から「大雨注意報」や「洪水注意報」が発表されたときは、ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミングを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。

■警戒レベル3

市から「高齢者等避難」が発令されたときは、避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がい者、避難を支援する者などは危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

また、土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿い、浸水しやすい局所的に低い土地に居住する者や避難先が遠方にある場合は、準備が整い次第、早めの避難に努める。

なお、それ以外の者は、いつでも避難できるように準備する。

■警戒レベル4

市から「避難指示」が発令されたときは、危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

なお、災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急避難を行う。

■警戒レベル5

市から「緊急安全確保」が発令されたときは、命の危険があることから直ちに身の安全を確保する。

なお、警戒レベル5になってからでは、安全な避難が難しい場合があるため、空振りをおそれずに、レベル3、レベル4の段階で安全・確実な避難に努める。

第2 避難

自宅周辺に避難情報(高齢者等避難、避難指示)、緊急安全確保が発令された場合には、状況を見極めて、あらかじめ指定された指定緊急避難場所・指定避難所に避難を行う。

特に、高齢者、障がい者等の避難に時間を要する者は、移動時間を考えて早めの避難行動に努める。

また、地域で協力して、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の安否確認や避難の手助けに努める。

なお、指定緊急避難場所・指定避難所への移動がかえって命に危険を及ぼしかねないと判断するときは、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急避難を行う。

また、避難情報が発令されていない場合においても、夜間に台風の接近が予想されているときなどは、必要に応じて、自主避難を検討する。

自主避難を希望するときは、自主避難所の開設状況などホームページや市(危機管理課)に確認する。

第3 避難所運営

一時的(短期)に避難が終了すると想定される場合は、避難所派遣職員、施設管理者が実施する避難所運営に積極的に協力する。

また、住居を失うなど、長期の避難が想定される場合には、避難所運営マニュアルを参考にさまざまな役割を分担し、協力して避難所を自主運営する。

なお、避難所の運営は、多様な主体が責任者として加わり、様々なニーズに関する意見の反映に努める。

また、避難所における避難生活では、要配慮者には避難所内でも暖かいところなどを優先的に提供するほか、各種情報の伝達、避難所内の移動など、できる限りの支援に努める。

第2節 地震災害対策

第1 情報の収集

大きな地震が発生したときは、市の防災行政無線や緊急速報メールを通じて発信される情報を確認し、身の安全を守る。

なお、被害状況（人的被害、火災、がけ崩れ、建物、道路・橋等の被害）に気づいたら、周囲の人に知らせ、市役所または中消防署に通報する。

特に、災害による混乱が著しいときは、テレビやラジオなどの公共放送や市が発信する生活関連情報等から正確な情報を得るなど、流言飛語に注意する。

第2 出火防止、初期消火

大きな地震が発生したときは、火災が多数発生し、公的防災機関だけでは十分な消火活動ができないことが予想される。

このため、万一出火したときは、近隣住民に周知し、可能な限り初期消火や延焼防止活動を行う。

ただし、火災が拡大して危険となった場合は、消火活動を中止し、避難する。

第3 救出・救護

大きな地震が発生したときは、家屋の倒壊や土砂崩れなどにより多数の生き埋め者が発生し、公的防災機関だけでは十分な救出救助活動ができないことが予想される。

このため、万一多数の生き埋め者が発生したときは、近隣住民や自主防災組織と連携して、可能な限り救出・救助活動を行う。

また、必要に応じて、負傷者の応急手当や重傷者の病院への搬送等に協力する。

第4 避難

避難するときは、電気のブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉める。

また、可能な限り車両の使用を控え、徒歩で避難する。

さらに、地域で協力して、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の安否確認や避難の手助けに努める。

なお、市外の職場や学校にいて、地震に伴う鉄道の運休等により帰宅できない場合は、むやみに行動せず、職場や学校にとどまる。

第5 避難所運営

避難者となったときは、避難所運営マニュアルを参考にさまざまな役割を分担し、協力して避難所を自主運営する。

なお、避難所の運営は、多様な主体が責任者として加わり、様々なニーズに関する意見の反映に努める。

また、避難所における避難生活では、要配慮者には避難所内でも暖かいところなどを優先的に提供するほか、各種情報の伝達、避難所内の移動など、できる限りの支援に努める。

第6 給食・給水

避難所では、ボランティア等の協力を得て、食料や飲料水、救援物資の配分を行うほか、炊き出しを行う。

炊き出しを行う際は、衛生面に十分配慮し、食中毒等の二次災害の防止に努める。

なお、給水・給食にあたっては、避難行動要支援者や自宅で避難生活を送っていても、調理ができずに食事を求めて避難所へ来る者、帰宅困難者となった地域外の者等の避難所外被災者についても、支援の対象とする。

さらに、給水・給食にあたっては、高齢者や病人、乳幼児、自分で水や食事を取りにくることができない者、アレルギー体質の者（食事の原材料の表示等）等、様々な事情を抱えている人への配慮に努める。

